

日野町地域防災計画

(地震災害対策・風水害対策編)

改定版

令和6年3月

日野町防災会議

日野町地域防災計画

地震災害対策・風水害対策編

— 目 次 —

第1編 総 則

第1章	計画の基本方針	1
第1節	日野町地域防災計画の目的	1
第2節	計画の基本方針	1
第1	防災事業の推進	1
第2	自主防災体制の確立	1
第3	防災関係機関相互の協力体制の推進	1
第4	防災施設、設備の整備及び物資の備蓄	1
第5	関係法令の遵守	1
第3節	計画の内容	2
第4節	計画の運用	2
第1	計画の修正	2
第2	他の法令に基づく計画との関係	2
第3	計画の習熟	2
第2章	防災関係機関の役割分担	3
第1節	実施責任	3
第1	町	3
第2	県	3
第3	指定地方行政機関	3
第4	指定公共機関及び指定地方公共機関	3
第5	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	3
第6	町民及び事業者	3
第2節	処理すべき業務又は業務の大綱	4
第1	日野町	4
第2	滋賀県	4
第3	滋賀県警察本部（東近江警察署）	5
第4	東近江行政組合消防本部（日野消防署）	5
第5	指定地方行政機関	5
第6	自衛隊	7
第7	指定公共機関	7
第8	指定地方公共機関	8
第9	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9

第3章	日野町の現況と防災対策の推進方向	11
第1節	日野町の現況	11
第1	日野町の自然条件	11
第2	日野町の社会条件	15
第2節	日野町の地震災害の特性	17
第1	既往の主な地震	17
第2	滋賀県地震被害想定	18
第3	地震調査研究推進本部の長期評価	20
第3節	日野町の風水害特性	22
第1	既往の主な風水害	22
第2	滋賀県の風水害特性	29
第4節	南海トラフ地震防災対策推進地域	31
第5節	防災対策の推進方向	32
第1	防災対策の基本的な考え方	32

第2編 災害予防計画

第1章	防災基盤の整備	33
第1節	防災まちづくりの推進	33
第1	防災施設の整備	33
第2節	建築物等の安全対策	34
第1	公共施設等災害予防計画（建設計画課）	34
第2	教育施設等災害予防計画（学校教育課、生涯学習課）	34
第3	民間建築物災害予防計画（建設計画課）	35
第4	文化財災害予防計画（生涯学習課）	35
第3節	公共土木施設等の安全対策	37
第1	道路災害予防計画（建設計画課）	37
第2	河川施設災害予防計画（建設計画課）	37
第3	ため池等農業用施設災害予防計画（農林課）	40
第4	土砂災害予防計画（農林課、建設計画課）	42
第5	道路除雪対策（建設計画課）	46
第6	地籍調査事業の推進（建設計画課）	46
第4節	ライフライン施設の安全対策	48
第1	上水道施設災害予防計画（上下水道課）	48
第2	下水道施設災害予防計画（上下水道課）	50
第3	電力施設災害予防計画（関西電力送配電㈱）	51
第4	L P ガス供給設備等災害予防計画（（一社）滋賀県L P ガス協会）	52
第5	通信施設災害予防計画（西日本電信電話㈱）	52
第6	放送施設災害予防計画（日本放送協会大津放送局、㈱京都放送、びわ湖放送㈱、㈱エ	

フェム滋賀)	53
第7 鉄道施設災害予防計画（近江鉄道株）	53
第2章 防災体制の確立	54
第1節 防災活動体制の整備	54
第1 職員連絡・動員体制の整備	54
第2 活動マニュアルの整備	54
第3 広域応援体制の整備	54
第4 業務継続計画（BCP）の策定	54
第2節 情報収集・連絡体制の整備	54
第1 情報収集・伝達体制の整備	57
第2 情報伝達手段の整備	58
第3節 消防救急体制の整備	60
第1 消防施設設備の整備	60
第2 消防水利の整備	60
第3 救急・救助体制の整備	60
第4節 水防体制の整備	62
第1 水防計画の策定	62
第2 水防力の強化	62
第3 水防訓練の実施	62
第4 水防施設の整備	62
第5 水防用資機材の調達・整備	63
第6 風水害に関する情報の共有及び減災対策の推進	64
第5節 避難対策	65
第1 避難誘導計画の整備	65
第2 避難場所、指定避難所、避難路	65
第3 指定避難所・避難路に関する知識	68
第6節 緊急輸送体制の整備	69
第1 緊急輸送路の整備	69
第2 ヘリポートの整備	70
第7節 非常用物資の備蓄	72
第1 飲料水・食糧・生活必需品等の備蓄（総務課、福祉保健課、長寿福祉課、上下水道課）	72
第2 医薬品の備蓄（福祉保健課）	73
第3 防災用資機材の備蓄（総務課）	73
第4 仮設トイレ等の緊急用資機材の備蓄（交通環境政策課）	73
第5 備蓄、供給体制の整備（総務課）	73
第6 備蓄品の管理（関係各課）	73
第8節 避難行動要支援者の防災予防計画	75
第1 高齢者等に配慮したまちづくり（福祉保健課、長寿福祉課）	75

第2	防災知識の普及（総務課、企画振興課、福祉保健課、子ども支援課、長寿福祉課、学校教育課）	75
第3	緊急情報通信システムの確立（総務課、企画振興課、福祉保健課、長寿福祉課）	76
第4	地域救援体制の整備（総務課、企画振興課、福祉保健課、長寿福祉課）	76
第5	要配慮者利用施設の防災体制強化（福祉保健課、子ども支援課、長寿福祉課、学校教育課）	80
第3章	防災教育の実施	81
第1節	防災意識の啓発	81
第1	住民に対する防災知識の普及（総務課）	81
第2	園児・児童・生徒に対する防災教育（学校教育課、子ども支援課）	82
第3	職員に対する防災知識の徹底（総務課）	82
第4	防災・防火管理者制度の徹底（東近江行政組合消防本部）	83
第5	防災週間における啓発活動（消防団、総務課）	83
第6	林野火災予防の徹底（農林課）	83
第2節	自主防災組織の育成	84
第1	地域自主防災組織の整備（総務課）	84
第2	施設の自主防災組織整備計画	85
第3節	防災訓練の実施	88
第1	総合防災訓練	88
第2	各機関別の訓練	88
第4節	防災調査の実施	90
第1	防災パトロールの実施	90
第2	防災調査結果の公表	90
第5節	災害ボランティアへの支援	91
第1	ボランティア意識の醸成	91
第2	ボランティア活動環境の整備	91
第3	ボランティアコーディネーター等の育成	91
第4	専門ボランティアとの連携体制の構築	92
第4章	災害の予防対策計画	93
第1節	火災予防対策	93
第1	火災の出火防止	93
第2	地震火災の出火防止	95
第3	林野火災の出火防止	96
第2節	建造物倒壊による災害の予防対策	97
第1	建築物耐震診断の実施	97
第2	建築基準法遵守の徹底	97
第3	指導勧告の推進	97
第3節	危険物等による災害の予防対策	98
第1	危険物施設災害予防計画	98

第2	高圧ガス施設災害予防計画	99
第3	毒物劇物貯蔵施設災害予防計画	99
第4	家庭用プロパンガス施設災害予防計画	99

第3編 災害応急対策計画

第4節	複合災害の予防対策	101
第1章	防災組織の活動体制	102
第1節	地震発生時等の応急対策の活動体制	102
第1	震度別の配備体制	104
第2	地区連絡所の設置	107
第3	災害対策本部の編成と事務分掌	108
第2節	風水害発生時の応急対策の活動体制	112
第1	組織の配備体制	114
第2	活動組織の体制と任務分担	115
第3	風水害時における消防団員の初動体制	118
第4	災害対策本部の編成と事務分掌	120
第3節	災害対策要員確保計画	121
第1	労務供給計画	121
第2	相互応援協力計画	121
第3	奉仕団及び民間協力団体活用計画	123
第4	ボランティアの協力	124
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	125
第1	災害派遣基準	125
第2	派遣要請の要求	125
第3	災害派遣部隊の受入れ体制	127
第4	経費の負担区分	128
第5節	災害救助法の適用	129
第1	災害救助法の適用基準	129
第2	災害救助法の適用手続き	131
第3	災害救助法による救助の実施	131
第4	救助の実施状況の記録・報告	132
第5	災害救助法の救助基準	132
第6節	ボランティア対策	133
第1	実施体制	133
第2	災害ボランティアの受入れ体制	133
第3	専門ボランティアの要請	133
第2章	情報の収集・伝達	136
第1節	通信連絡手段の確保	136

第1	通信施設の応急対策	136
第2	通信施設の確保	136
第3	通信施設の運用	136
第2節	災害原因に関する情報の収集・伝達	139
第1	気象庁が発表する地震に関する情報等	139
第3	水防警報	146
第4	雨量、水位の観測・通報	146
第5	異常現象発見時の措置	147
第3節	被害に関する情報収集・伝達	148
第1	収集・伝達すべき情報の種類	148
第2	被害に関する情報収集の方法	148
第3	被害情報収集・報告体制	150
第4	県への被害状況報告	151
第4節	災害時の広報活動	153
第1	広報担当者	153
第2	災害広報編集体制	153
第3	広報の内容	154
第4	広報手段	155
第5	庁内広報	155
第6	報道機関との連携	155
第7	町民の各種相談窓口	156
第3章	災害防ぎょ対策	158
第1節	消防計画	158
第1	消火、救急・救助出動	158
第2	広域消防相互応援協力機関への応援要請	158
第3	大規模災害時における受援計画	159
第2節	水防計画	160
第3節	土砂災害危険箇所に対する応急対策計画	161
第1	危険箇所の警戒巡視活動（東近江行政組合消防本部、消防団、東近江警察署、総務課、建設計画課）	161
第2	避難及び広報活動（東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、総務課）	161
第4節	危険物施設等応急対策計画	163
第1	危険物施設応急対策計画	163
第2	火薬類及び高圧ガス貯蔵施設応急対策計画	164
第3	毒物・劇物貯蔵施設応急対策計画	164
第4	家庭用プロパンガス施設応急対策計画	165
第5	放射性物質取扱施設応急対策	165
第4章	救援・救護対策	166
第1節	救急救助及び保健医療救護計画	166

第1	救出・救助計画（東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、交通環境政策課）	166
第2	保健医療救護計画（福祉保健課）	167
第3	防疫及び保健衛生計画（交通環境政策課、福祉保健課）	171
第4	行方不明者・死者等の搜索及び火葬（埋葬）計画	173
第2節	緊急輸送計画	175
第1	実施体制	175
第2	緊急輸送の範囲と優先順位	175
第3	輸送の実施	176
第3節	避難計画	178
第1	実施体制と警戒区域の設定等	178
第2	避難のための指示等の基準	180
第3	避難指示の周知	184
第4	避難者の誘導	185
第5	指定避難所の開設及び運営	186
第6	福祉避難所の開設及び受入れ準備の依頼等	187
第7	個別の避難対策	188
第4節	飲料水・食糧・生活必需品等供給計画	190
第1	給水計画（上下水道課）	190
第2	食糧供給計画（福祉保健課、商工観光課）	193
第3	生活必需品等供給計画（福祉保健課、商工観光課）	195
第5節	緊急廃棄物処理計画	197
第1	ごみ処理計画	197
第2	し尿処理計画	198
第3	廃棄物・し尿処理施設の確保及び応急対策計画	199
第6節	住宅対策計画	200
第1	被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	200
第2	応急仮設住宅の設置	201
第3	被災した住宅の応急修理	202
第4	被災した住宅の障害物の除去	203
第5	建設資材の調達	203
第6	公的住宅の斡旋	203
第5章	交通対策	204
第1節	交通規制計画	204
第1	交通規制の種別	204
第2	交通規制の実施要領	204
第3	緊急輸送のための交通の確保	206
第2節	災害警備計画	207
第1	計画の内容	207

第6章 教育・福祉対策	208
第1節 学校・幼稚園等における応急対策計画	208
第1 園児・児童・生徒の安全対策	208
第2 学校・園における応急対策	208
第3 応急教育の措置	209
第4 保育園等の措置	210
第2節 要配慮者対策	211
第1 被災状況の把握等	211
第2 要配慮者の生活支援等	212
第7章 その他の災害応急対策	213
第1節 突発重大事故の応急対策計画	213
第1 事故対策本部の設置	213
第2 事故に対する措置	214
第3 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	215
第8章 公共施設等の応急対策	216
第1節 公共施設等	216
第1 道路施設応急対策計画（道路管理者、道路占用施設管理者、東近江警察署、建設計画課）	216
第2 河川管理施設等応急対策計画（建設計画課）	217
第3 農林水産業施設等応急対策計画（農林課、上下水道課）	217
第4 建造物等応急対策計画（総務課、建設計画課、教育委員会）	220
第2節 ライフライン施設	224
第1 上水道施設応急対策計画（上下水道課）	224
第2 下水道施設応急対策計画（上下水道課）	225
第3 電力施設応急対策計画（関西電力送配電㈱、総務課）	226
第4 鉄道施設応急対策計画（近江鉄道㈱、総務課）	226
第5 通信・放送施設応急対策計画（西日本電信電話㈱、日本放送協会大津放送局、㈱京都放送、びわ湖放送㈱、㈱エフエム滋賀、総務課）	227
第6 LPガス設備応急対策計画（（一社）滋賀県LPガス協会、東近江行政組合消防本部、総務課）	229
第9章 南海トラフ地震防災対策推進計画	231
第1節 総則	231
第1 推進計画の目的	231
第2 防災関係機関の業務大綱	231
第2節 災害対策本部の設置等	232
第1 災害対策本部の設置	232
第2 災害対策本部の組織及び運営	232
第3 災害応急対策要員の参集	232
第3節 地震発生時又は南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策等	233

第1	地震発生時又は南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策	233
第2	資機材、人員等の配備手配	234
第3	他機関に対する応援要請	234
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	235
第1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	235
第2	建築物等の耐震化の推進	235
第5節	防災訓練計画	236
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	237
第7節	南海トラフ地震等の時間差発生による災害の拡大防止	239
第1	危険地域からの避難	239
第2	広域応援計画の策定	239
第3	応急危険度判定の迅速化	239

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	生活の安定	240
第1節	公共施設の災害復旧計画	240
第1	災害復旧事業の種類	240
第2	復旧事業の方針	240
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	242
第1	法律に基づく一部負担又は補助	242
第2	激甚災害に係る財政援助措置	242
第3節	災害復旧資金計画	243
第1	町、県の措置	243
第2	近畿財務局の措置	243
第4節	災害復旧に必要な金融及びその他の資金計画	245
第1	農林漁業復旧資金	245
第2	中小企業復興資金	245
第3	住宅復興資金	246
第5節	その他の支援計画	247
第1	被災者に対する職業の支援	247
第2	税金等の徴収猶予及び減免の措置	247
第3	生活保護	247
第4	郵政関係保護	247
第5	り災証明の発行	248
第2章	被災者の支援	250
第1節	災害弔慰金及び義援金等	250
第1	日野町住宅災害見舞金（福祉保健課）	250
第2	災害弔慰金（福祉保健課）	250

第3	社会福祉協議会で取り扱う住宅災害見舞金及び生活福祉資金の貸付（福祉保健課）	251
第4	義援金の募集及び配分・義援物資の受け入れ（福祉保健課）	252
第5	被災者生活再建支援金の支給（総務課、福祉保健課）	252
第2節	租税等の徴収猶予及び減免等	254
第1	町税等の納税緩和措置	254
第2	固定資産税の減免	254
第3	国民健康保険税の減免等	254
第4	介護保険料の減免等	254
第3章	復興の基本方針	255
第1節	復興の基本方針の決定	255
第1	基本方針	255
第2	施策の展開	255
第2節	復興計画の策定	256
第1	基本方針	256
第2	施策の展開	256

第1章 計画の基本方針

第1節 日野町地域防災計画の目的

日野町地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、日野町防災会議が作成する計画であって、日野町（以下「町」という。）、滋賀県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、町域における災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、町域の防災に関し、町、国、県、他の地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図る。計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

第1 防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、災害対策の基本となる事業である。その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

第2 自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため、町は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織及び住民の共助の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。

第3 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的かつ有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

第4 防災施設、設備の整備及び物資の備蓄

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備の整備及び物資の備蓄を図る。

第5 関係法令の遵守

町及び町民並びに防災関係機関は、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等を理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じる。

第3節 計画の内容

この計画は、地震災害対策、風水害対策について、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び資料編から構成している。各編で対応する災害の内容は、次のとおりとする。

総 則	本計画についての基本事項を記載
災害予防計画	町の防災に関する計画の大綱と計画方針及び平素の災害予防のあり方についての計画
災害応急対策計画	災害時及び災害発生前の応急行動について町、各防災機関、指定公共機関、町民等のとるべき行動等の計画
災害復旧・復興計画	災害復旧の方針と財政的処置に関する計画
資料編	本計画に関する各種資料

なお、原子力災害対策については、別途、日野町地域防災計画（原子力災害対策編）において定める。

第4節 計画の運用

第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正し、町防災会議に提出する。

第2 他の法令に基づく計画との関係

日野町地域防災計画は、町における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有する。したがって災害対策基本法第42条に掲げる町における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3 計画の習熟

各機関は平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の役割分担

第1節 実施責任

行政・防災関係機関・町民は、一体となって、それぞれにおいて、以下のような着実な努力を続け、「安心なまちづくり」を目指す。

第1 町

町は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が町で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動において統一的処理を必要とするとき、市町間の連絡調整を必要とするときなどに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第6 町民及び事業者

町民及び事業者等は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、食糧の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、町及び各機関が実施する防災活動に協力する。

また、町民及び事業者等は、必要に応じて自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案することができる。町は、必要があると認めるときは、町の地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 処理すべき業務又は業務の大綱

本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係ある各機関の業務大綱を下記のとおりとする。

第1 日野町

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 水防、消防その他の応急措置
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設
- (11) 災害時における保健衛生についての措置
- (12) 被災園児・児童・生徒の応急教育
- (13) 災害復旧の実施
- (14) 災害時におけるボランティアの受入れ対策
- (15) 応援協定の要請
- (16) 義援金品の受領、配分

第2 滋賀県

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災設備の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示、並びに指定避難所の開設の指示
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (12) 災害時における保健衛生についての措置
- (13) 被災園児・児童・生徒の応急教育

- (14) 災害復旧の実施
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害ボランティア活動の支援
- (17) 災害派遣福祉チーム（しがDWAT）の設置

第3 滋賀県警察本部（東近江警察署）

- (1) 警備体制の確立
- (2) 情報収集・伝達及び被害状況の迅速確実な把握
- (3) 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止
- (4) 交通規制の実施及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の捜索、遺体の検視
- (6) 被災地及び避難場所の警戒
- (7) その他警察本部長が必要と認める活動

第4 東近江行政組合消防本部（日野消防署）

- (1) 消防施設・消防体制の整備
- (2) 救急救助及び救助施設・体制の整備
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
- (4) 消防知識の啓蒙・普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動の協力・救助
- (7) 被災者の救助
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達

第5 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内各府県警察の指導・調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 広域緊急援助隊の運用

2 近畿財務局（大津財務事務所）

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請
- (4) 国有財産の無償貸付等

3 近畿厚生局

- (1) 救援等にかかる情報の収集及び提供

4 近畿農政局（滋賀県拠点、土地改良技術事務所）

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資あっせん・指導
- (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 米穀、野菜、乳製品等の食糧品、飼料及び種もみ等の安定供給対策
- (7) 災害時における主要食料の供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）

- (1) 森林火災対策
- (2) 災害応急対策用材(国有林材)の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 電気及びガス施設の復旧支援対策
- (2) 被災事業者の業務の振興、正常運営の確保
- (3) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正価格、安定的供給の確保

7 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (1) 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保
- (2) ガス及び火薬類施設等の保安の確保
- (3) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止についての保安の確保

8 近畿運輸局（滋賀運輸支局）

- (1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 大阪航空局（大阪空港事務所）

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な処置

10 大阪管区气象台（彦根地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

11 近畿総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導

- (3) 非常通信協議会の育成・指導
- (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (5) 非常時における重要通信の確保
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し

12 滋賀労働局

- (1) 工場、事業場(鉱山関係は除く)における労働災害防止のための指導
- (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導
- (3) 被災者の労災保険給付に関する対応
- (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進

13 近畿地方整備局(琵琶湖河川事務所、滋賀国道事務所)

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

14 近畿地方環境事務所

- (1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること
- (2) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
- (3) 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

15 国土地理院近畿地方測量部

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関すること
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- (3) 防災地理情報の整備に関すること

第6 自衛隊

1 陸上自衛隊今津駐屯部隊

- (1) 災害派遣計画の作成
- (2) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第7 指定公共機関

1 西日本電信電話(株)(N T T滋賀支店)

- (1) 電気通信施設の整備と防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災施設の復旧

2 日本銀行(京都支店)

- (1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置

3 日本赤十字社(滋賀県支部)

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 血液製剤の供給

- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他応急対応に必要な業務
- (7) 1～6の救護業務に関連し、次の業務を実施する。
 - ①復旧・復興に関する業務
 - ア．生活再建支援
 - イ．その他復旧・復興に必要な業務
 - ②防災・減災に関する業務
 - ア．防災教育
 - イ．その他防災・減災に必要な業務

4 日本放送協会（大津放送局）（以下、文章や図等ではNHKと表記する）

- (1) 放送施設の保全
- (2) 県民に対する防災知識の普及
- (3) 気象等予警報、被害状況等の報道
- (4) 指定避難所への受信機の設置・貸与などの対策
- (5) 被災放送施設の復旧
- (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

5 日本通運(株)（大津支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

6 関西電力送配電(株)（滋賀本部）

- (1) 電力施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

7 日本郵便(株)（大津中央郵便局）

- (1) 郵便物の送達の確保
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 郵便局の窓口業務の維持

第8 指定地方公共機関

1 近江鉄道(株)

- (1) 鉄道施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における鉄道車両、自動車による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力
- (3) 被災鉄道施設の復旧

2 (一社) 滋賀県バス協会・(一社) 滋賀県トラック協会

- (1) 災害時における自動車等による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力

3 滋賀県土地改良事業団体連合会

- (1) ため池及び農業用施設の整備と防災管理、農地及び農業施設の被害調査と復旧

4 (一社) 滋賀県医師会（近江八幡市蒲生郡医師会）

- (1) 災害時における医療救援の実施
- (2) 災害時における防疫の協力

5 (株)京都放送・びわ湖放送(株)・(株)エフエム滋賀

- (1) 放送施設の保全
- (2) 町民に対する防災意識の普及
- (3) 気象等予警報、被害状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団体等による義援金品の募集配分

6 (一社) 滋賀県LPGガス協会

- (1) ガス施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保
- (3) 被災施設の復旧

7 公益社団法人 滋賀県看護協会・(一社) 滋賀県薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- (3) 災害時における医薬品等の管理

8 (社福) 滋賀県社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動の支援
- (2) 避難行動要支援者の避難支援への協力

第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 グリーン近江農業協同組合・滋賀中央森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
- (2) 農林業関係の町・県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- (3) 被災農林業者に対する融資及びその斡旋
- (4) 被災農林業者に対する生産資材の確保斡旋

2 日野町商工会

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

3 高圧ガス、危険物等関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給

4 新聞社等報道関係機関

- (1) 町民に対する防災知識の普及予警報等の周知徹底
- (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集配分

5 (社福) 日野町社会福祉協議会

- (1) 災害時における社会福祉団体との連絡調整
- (2) 義援金品、募金の受領

- (3) 災害ボランティアセンターの開設・運営への協力

6 日野町建設工業会

- (1) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に対する協力

第3章 日野町の現況と防災対策の推進方向

第1節 日野町の現況

第1 日野町の自然条件

1 位置及び面積

日野町は、滋賀県の南東部にある蒲生郡に属している。北と西は東近江市に、南と東は甲賀市に山地を隔てて接している。南北は約12.3km、東西は約14.5km、面積は117.60km²である。

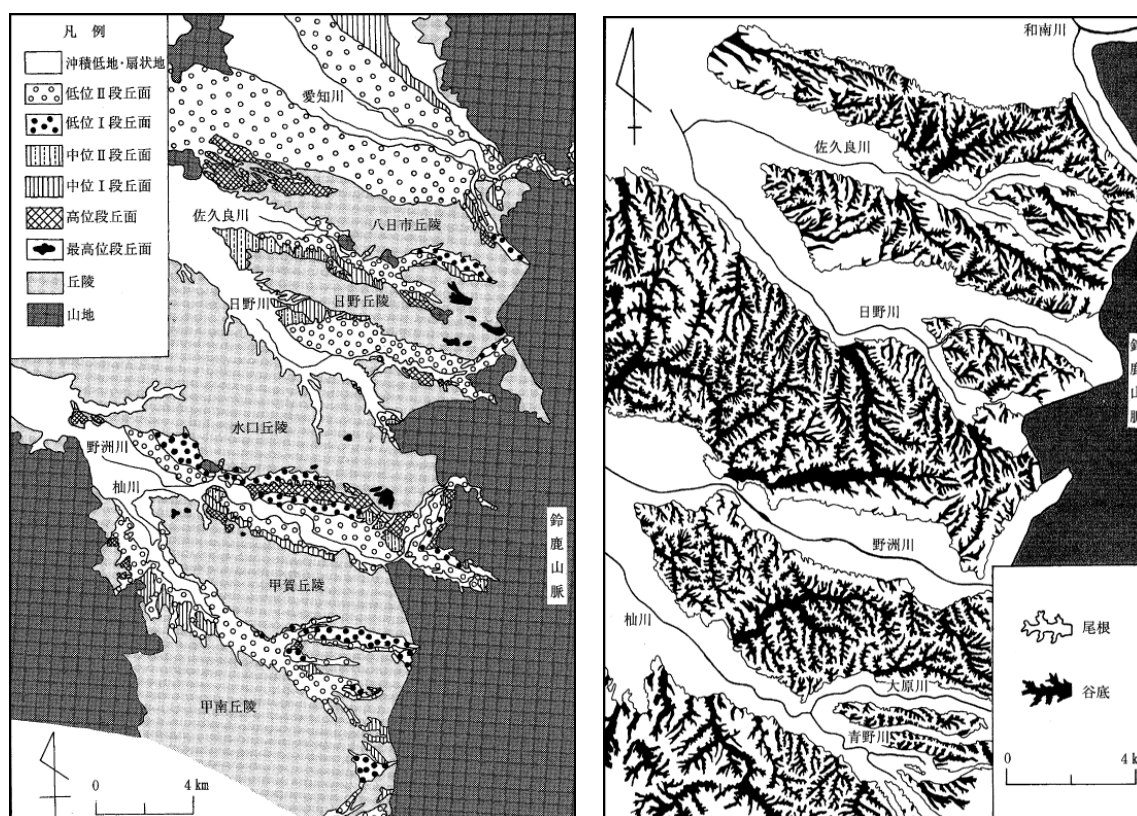
2 地形と地質

(1) 地形

本町は川と丘陵地の多い地形で、鈴鹿山脈から町の中央部を西流する日野川水系により形成された沖積低地によって、大きく北部地域、中央低地、南部地域の3つに分かれている。

北部地域は竜王山を水源とする佐久良川が日野丘陵と布引丘陵の間を流れ、谷底低地（河沿いの狭小な平野）には集落が点在している。

丘陵地の先端部は、起伏量が小さく、交通条件にも比較的恵まれているため、工業団地、住宅団地等が開発されている。



〔日野町周辺の地形分類と谷系図〕

中央低地は、綿向山を水源とし日野丘陵と水口丘陵の間を流れる日野川水系によって形成された砂礫台地には本町の中心市街地が形成され、扇状地性低地には集落が立地している。

南部地域のほとんどは水口丘陵で、丘陵と丘陵の間を日野川水系が流れ、谷底低地に集落が点在している。日野川水系の迫谷川・砂川流域には扇状地性低地、南砂川・北砂川流域には砂礫台地が発達している。

(2) 地質

本町の東部を占める鈴鹿山脈の綿向山麓の地質は、約2～3億年に海底に堆積した地層である古生層からなっている。

本町の大半を占める丘陵地の地質は、第3紀古琵琶湖層と呼ばれ、古い琵琶湖に堆積した砂や泥からなる地層である。

日野川・佐久良川の兩岸の地質は、古琵琶湖層の上にそれぞれの川によって運ばれた砂や土が堆積してできた沖積層から形成されている。

(3) 地盤状況

本町の地盤状況をみるため、国土交通省による地盤の判定基準を用いると、地盤条件は次の5つに区分できる。

〔国土交通省による地盤の判定基準〕

区分	判 定 基 準	
良い	第1種	第三紀層以前の地層（岩盤、硬質砂礫層）
	第2種	洪積層（砂礫層、砂まじり砂質粘土層、ローム層） 沖積層の一部（5 m以上の砂利層、砂礫層）
普通	いわゆる 第3種	《基準地盤》 沖積層（砂利、砂まじり粘土層、粘土層、粘土）
悪い	いわゆる 第4種	《著しく軟弱》 埋立地（泥地、沼海、ごみ、沼土、3 m以上、30 年未満）

注）国土交通省告示第1074号（昭和27年）に準じる特に悪いところ

- I 海、湿地帯、田、遊水池、沼地等を埋めたところ
- II ゼロメートル地帯
- III 三角州（デルタ地帯）
- IV 中小河川沿い
- V 大雨のとき水のでるところ
- VI 丘陵を切り開いた造成地で、特に盛り土部分
- VII 以前の地震の際、被害の大きかったところ

〔日野町の地盤区分基準〕

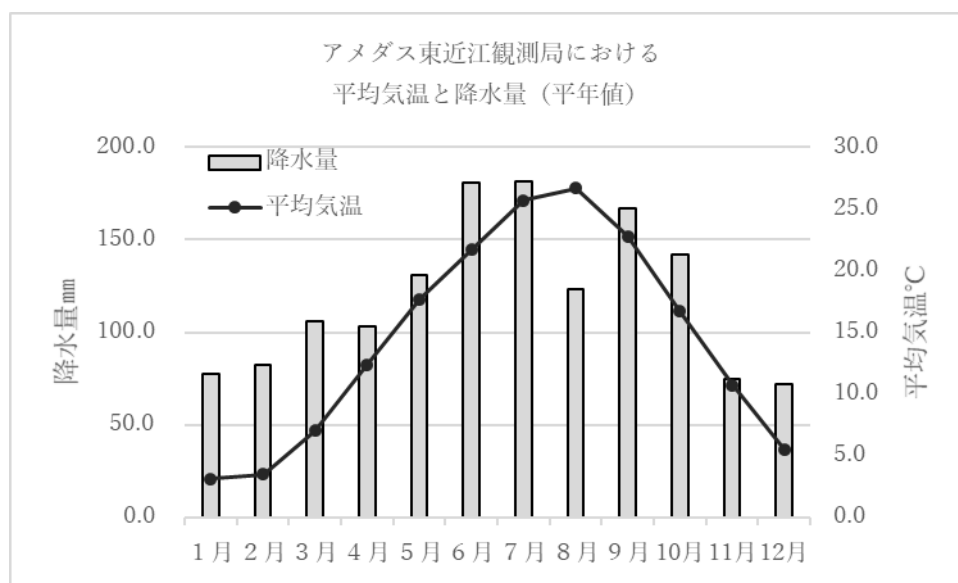
区分		ランク	地形条件	地質条件
良い	第1種	A	山地	第三紀層以前
	第1種	B	丘陵地	古琵琶湖層
普通	第3種	C 1	中・高位段丘	洪積層・沖積層
		C 2	低位段丘、崖錐、扇状地性低地	沖積層
悪い	第4種	D	旧河道の埋立地、丘陵地造成の盛土地	シルト質沖積層

以上の区分から、日野町の地盤状況をみると、次のようになる。

Aランク	本町東部の山地部
Bランク	日野丘陵、布引丘陵、水口丘陵などの南北両丘陵地
C 1 ランク	日野丘陵周辺の佐久良川流域、日野川水系の出雲川流域日野川本流にみられる中・高段丘
C 2 ランク	竜王山の西麓、佐久良川流域、綿向山の西麓、日野川本流、出雲川流域、南・北砂川流域に沿って見られる低位段丘、崖錐、扇状地性低地
Dランク	丘陵を開いた造成地及び住宅団地や工業団地のうち特に盛土地や、日野川本流、出雲川の下流域に沿って見られる旧河道の埋立地

3 気象

本町は、温暖な瀬戸内気候に属するものの、琵琶湖沿岸の平坦な地域と比較して気温は若干低く、アメダス東近江の平年値（統計期間1991～2020年）によると、年平均気温は14.5℃で、月別で見ると平均気温が最も高くなるのが8月で26.7℃、最も低くなるのが1月で3.1℃である。また、降水量は県下では少ないほうであり、年降水量の平年値は1440.5 mmで、やや内陸性の気候といえる。月別で見ると、6～7月の梅雨期と9～10月の台風期に多い。冬季には10～30 cm程度の降雪も見られるが、春季には移動性高気圧に覆われ、穏やかな天候に恵まれる。



〔東近江地域気象観測所における平均気温と降水量（平年値）〕

〔東近江地域気象観測所における平年値〕

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	77.7	3.1	7.6	-0.8	1.9	106.0
2月	82.2	3.5	8.4	-0.7	2.1	114.1
3月	105.8	7.0	12.6	1.7	2.3	154.6
4月	102.9	12.4	18.6	6.5	2.2	175.5
5月	130.7	17.7	23.5	12.3	2.0	186.3
6月	181.0	21.7	26.8	17.3	1.6	135.2
7月	181.7	25.7	30.9	21.7	1.5	152.7
8月	123.1	26.7	32.5	22.4	1.6	201.0
9月	167.0	22.8	28.0	18.5	1.8	149.4
10月	142.0	16.7	22.2	11.9	1.7	151.0
11月	74.4	10.7	16.3	5.6	1.6	136.4
12月	72.0	5.5	10.5	1.2	1.7	119.2
年	1440.5	14.5	19.8	9.8	1.8	1781.3
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30

資料：気象庁 HP

第2 日野町の社会条件

1 沿革

日野は、かつては近江国日野牧と呼ばれ、縄文の古来より幾多の文化を受け入れ育んできた。さらに、近江蒲生郷の名族蒲生氏の城下町として発展し、蒲生氏郷は城下に楽市楽座を定め、商工業の振興に努めた。その後、氏郷の転封と病死、蒲生家の断絶によって、日野出身の商人たちは危機を迎えたが、その活路を行商の道に見出し、日野商人の発祥地となった。

現在、旧市街地には特色のある近江商人の町として歴史的面影を随所に残す民家があり、西大路の殿町周辺の民家には江戸時代の武家屋敷が残っている。

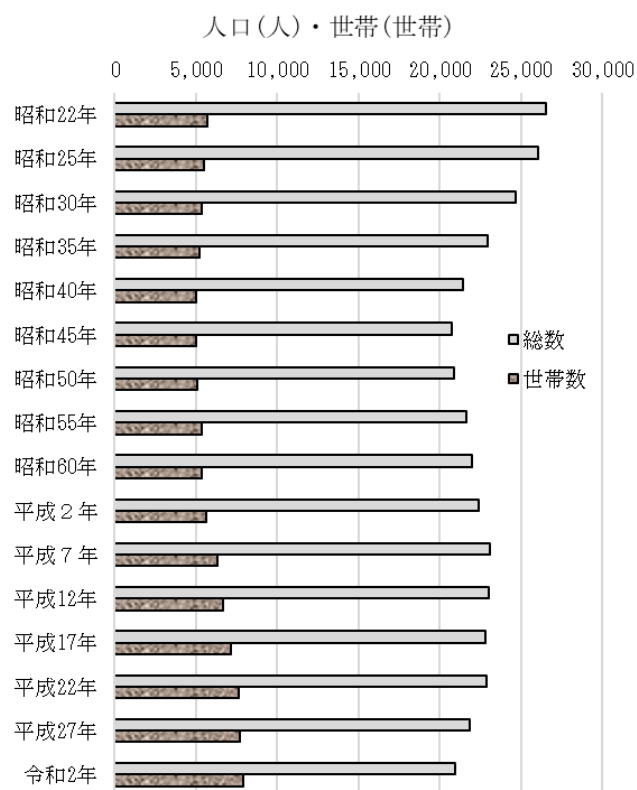
本町は、京阪神、中京の両経済圏のほぼ中間に位置し、名神高速道路、新名神高速道路をはじめ国道1号、国道8号、名阪国道にも近いという立地条件を生かして日野第一工業団地、日野第二工業団地等を整備し、企業誘致を図っている。

2 人口

本町の人口は、国勢調査によると、令和2年10月1日現在20,964人である。昭和50年代以降は工業団地の誘致や住宅団地の開発に伴い人口が増加に転じ、現在はやや減少の傾向にある。一方、世帯数は、人口がピークであった昭和20年代より2,000世帯ほど増加しており、1世帯あたりの人口が減少していることを示す。

区分 年	人 口 (人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	
昭和22年	26,524	12,381	14,143	5,748
昭和25年	26,075	12,191	13,884	5,500
昭和30年	24,652	11,445	13,207	5,339
昭和35年	22,992	10,595	12,397	5,204
昭和40年	21,416	9,834	11,582	5,054
昭和45年	20,754	9,630	11,124	5,007
昭和50年	20,913	9,822	11,091	5,112
昭和55年	21,680	10,301	11,379	5,336
昭和60年	22,009	10,478	11,531	5,398
平成2年	22,391	10,731	11,660	5,676
平成7年	23,132	11,172	11,960	6,318
平成12年	23,022	11,201	11,821	6,693
平成17年	22,809	11,089	11,720	7,131
平成22年	22,870	11,394	11,476	7,678
平成27年	21,873	10,884	10,989	7,728
令和2年	20,964	10,555	10,409	7,932

資料：国勢調査



3 土地利用

本町の土地利用状況を見ると、令和4年現在、総面積 11,760ha のうち、山林が 3,372ha（約 29%）と大部分を占める。他には、田及び畑が 2,512ha（約 21%）、宅地が 710ha（約 6%）などとなっている。

（単位：ha）

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総 数	11,760	11,760	11,760	11,760	11,760	11,760
田	2,237	2,232	2,232	2,227	2,217	2,215
畑	307	305	305	305	298	297
宅 地	688	688	689	694	708	710
池 沼	1	1	1	1	1	1
山 林	3,380	3,376	3,376	3,367	3,373	3,372
原 野	131	129	129	129	128	128
雑種地	688	696	696	707	708	709
その他	4,328	4,332	4,332	4,330	4,327	4,328

資料：税務課（固定資産概要調書）

4 産業

本町は、古くから肥沃な土地を生かした米所として知られ、特に日野米に代表される良質米を生産してきた。また広大な土地を利用して酪農が盛んに行われ、牛乳の生産では県下の生産量を誇っている。

また、工業面にも大きな力が注がれ、製薬、酒造などの伝統的な地場産業や中小企業の振興を図ることはもちろん、工業団地においては先端技術産業などの優良企業の誘致に力を入れている。

5 交通

本町の主要道路は、南北軸の国道 307 号、日野水口グリーンバイパス、東西軸の国道 477 号によって構成され、名神高速道路や新名神高速道路をはじめ国道 1 号、国道 8 号、名阪国道にも近いなど、幹線道路面では恵まれている。

本町の公共交通機関は、町内に近江鉄道とバス路線があり、これらを利用して J R 近江八幡駅や J R 草津線貴生川駅へ連絡している。しかし、これら公共交通機関は、モータリゼーションの影響で利用客が減少し、それに伴う便数の減少などにより、住民の日常交通の不便さが問題になっている。

第2節 日野町の地震災害の特性

第1 既往の主な地震

1 日野町等に被害を及ぼした地震

過去の大規模地震から、本町における地震被害を考察する。

発生年月日 (和暦)	地域(名称)	推定地震規模M	主 な 被 害
1185年8月13日 (文治1)	近江・山城・大和	7.4	社寺倒壊多く、死者多数。琵琶湖の湖水減少。
1596年9月5日 (慶長1)	畿内(慶長伏見地震とも呼ばれる)	$7\frac{1}{2} \pm 1\frac{1}{4}$	栗東市で、家屋全壊、死者多数。
1662年6月16日 (寛文2)	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	$7\frac{1}{4} \sim 7.6$	比良岳付近を中心に被害。死者は大溝で37人、彦根30人余、榎村300人余、戸川村260人余、家屋全壊3,600棟以上。
1819年8月2日 (文政2)	伊勢・美濃・近江	$7\frac{1}{4} \pm 1\frac{1}{4}$	琵琶湖東岸を中心に、死者、家屋全壊多数。
1854年7月9日 (安政1)	伊賀・伊勢・大和および隣国(伊賀上野地震とも呼ばれる)	$7\frac{1}{4} \pm 1\frac{1}{4}$	死者約1,500人。
1891年10月28日 (明治24)	(濃尾地震)	8.0	死者6人、負傷者47人、家屋全壊404棟。
1909年8月14日 (明治42)	(江濃地震、姉川地震とも呼ばれる)	6.8	琵琶湖東北岸付近を中心に被害。死者35人、負傷者643人、住家全壊972棟。
1944年12月7日 (昭和19)	(東南海地震)	7.9	住家全壊7棟。
1946年12月21日 (昭和21)	(南海地震)	8.0	死者3人、負傷者1人、住家全壊9棟。

資料：地震調査研究推進本部HP（都道府県ごとの地震活動）

2 日野町の地震災害特性

以上のように既往の地震から見て、本町の地震性災害の特性として、以下のようなことがあげられる。

- (1) 本町に被害を及ぼした既往地震は、内陸型地震が多い。
- (2) 滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも活断層分布密度の最も高い地帯で湖西、湖北に著名な活断層が見られる。
- (3) 本町は、活断層による内陸直下型地震に対する警戒が必要である。
- (4) 本町は、南海トラフ沿いで発生する南海トラフ巨大地震に対する警戒も必要である。

第2 滋賀県地震被害想定

滋賀県が実施した『滋賀県地震被害想定（平成26年3月26日滋賀県公表）』の想定結果を示す。

1 前提条件

(1) 想定地震

滋賀県域で甚大な被害が想定されるものとして、5つの活断層（帯）を選定し、滋賀県域への最大クラスの影響を念頭に連動を仮定したものである。

震源断層毎に各2ケースの地震を対象としている。

- ① 琵琶湖西岸断層帯による地震（2ケース）
- ② 花折断層帯による地震（2ケース）
- ③ 木津川断層帯による地震（2ケース）
- ④ 鈴鹿西縁断層帯による地震（2ケース）
- ⑤ 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯による地震（2ケース）

・南海トラフ巨大地震については、内閣府から2012年に公表された推計をもとに、その内の「基本ケース」と、滋賀県域での震度が最も大きく推計されている「陸側ケース」を対象地震として設定し、被害想定を示す。

(2) 想定時季

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、想定される被害が異なる3種類の特徴的な条件を設定した。

冬深夜 … 県内の滞留人口が最も多い時間帯 ⇒ 多くの人が自宅で就寝中、外出中の人は少ない

夏正午 … 県内・自宅内の滞留人口が少ない時間帯 ⇒ 自宅外での被害が多くなる

冬夕刻 … 県内・自宅内の滞留人口は中位。帰宅中多数 ⇒ 火災使用率が高い

(3) 想定項目

地震災害の基礎的な被害量を予測した。

- ① 建物被害（全壊/半壊棟数と分布）

- ② 人的被害（死者/負傷者数と分布，避難者数）
 ③ ライフライン機能支障（停電軒数、断水人口）
 ④ 避難者（避難所生活者）

2 想定結果

想定したケースのうち、本町において被害の規模が大きいのは、鈴鹿西縁断層帯及び南海トラフ巨大地震である。

〔日野町の地震被害想定結果〕

滋賀県地震被害想定（平成26年3月26日 滋賀県地震被害想定（改訂版））より

断層帯名・ケース				琵琶湖西岸断層帯		花折断層帯		木津川断層帯		鈴鹿西縁断層帯		柳ヶ瀬関ヶ原断層帯		南海トラフ巨大地震						
				ケース1	ケース2	ケース2	ケース3	ケース1	ケース3	ケース1	ケース2	ケース1	ケース2	基本ケース	陸側ケース					
想定最大震度				5強	5強	5強	5強	6弱	6弱	7	7	5強	5弱	6弱	6強					
被害種別・項目・時期			単位	対象母数																
建物被害	全壊棟数		棟	全棟(戸)数	-	-	-	-	29	10	435	512	-	-	60	283				
	半壊棟数				-	5	10	31	363	198	1,668	1,773	8	-	672	1,963				
	全焼棟数	夏 正午	棟	全棟数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		冬 夕方			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		冬 深夜			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	棟数合計 全壊・全焼	夏 正午	棟	全棟(戸)数	-	-	-	-	29	10	435	512	-	-	60	283				
		冬 夕方			-	-	-	-	29	10	435	512	-	-	60	283				
		冬 深夜			-	-	-	-	29	10	435	512	-	-	60	283				
人的被害	死者数	夏 正午	人	居住人口	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	16(-)	21(-)	-(-)	-(-)	-(-)	5(-)				
		冬 夕方			-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	23(-)	30(-)	-(-)	-(-)	-(-)	10(-)				
		冬 深夜			-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	25(-)	31(-)	-(-)	-(-)	-(-)	13(-)				
	負傷者数	夏 正午			-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	42(7)	19(-)	222(26)	247(29)	-(-)	-(-)	13(-)	102(21)				
		冬 夕方			-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	54(7)	25(-)	285(26)	314(29)	-(-)	-(-)	16(-)	124(21)				
		冬 深夜			-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	66(9)	31(-)	348(31)	390(36)	-(-)	-(-)	38(-)	272(25)				
ライフライン機能支障	電力供給施設	停電口数	件	契約口数	2,963	3,264	3,431	5,039	9,877	7,906	15,172	15,955	3,537	1,442	14,991	16,344				
					326	323	354	394	1,434	843	5,163	6,523	332	471	7,421	13,870				
					9	11	17	29	388	166	2,283	3,116	14	28	1,592	10,837				
					0	1	1	3	126	44	1,085	1,552	1	2	98	6,947				
					0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	70				
	上水道施設	断水人口	人	給水人口	515	589	704	1,332	5,032	3,075	13,997	16,213	723	189	8,904	13,995				
					493	557	653	1,194	4,599	2,770	13,493	15,814	672	187	10,372	17,805				
					444	498	577	1,036	4,150	2,456	12,816	15,213	593	180	4,819	17,456				
					383	427	496	887	3,729	2,166	12,088	14,526	508	168	3,022	15,358				
					161	184	227	444	2,390	1,285	9,224	11,579	230	72	1,783	8,532				
					0	1	2	7	180	69	1,427	2,083	1	0	88	1,040				
					0	0	0	0	7	2	109	172	0	0	2	56				
					0	0	0	0	0	0	8	13	0	0	0	3				
					避難者	避難所生活者 右欄(全避難者)	人	居住人口	0(0)	0(0)	0(0)	6(10)	137(229)	64(106)	996(1,660)	1,158(1,930)	0(0)	0(0)	249(414)	781(1,301)
									27(49)	30(55)	36(65)	66(119)	367(666)	200(364)	1,630(2,964)	1,928(3,505)	37(66)	12(21)	407(740)	2,194(3,989)
									21(41)	24(48)	30(60)	60(121)	413(827)	214(427)	1,983(3,966)	2,412(4,825)	30(61)	9(18)	430(860)	2,306(4,613)
									0(0)	0(0)	0(0)	0(7)	55(185)	22(73)	435(1,451)	620(2,067)	0(0)	0(0)	36(121)	581(1,935)

注) 人的被害における死者数・負傷者数の()内は家具転倒等

全焼棟数は、最大風速8m/sec時の被害量をまとめたもので、平均風速3m/sec時については別途想定を実施。

避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数。

全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数。

琵琶湖西岸断層帯地震のケース1は断層帯の北部を、ケース2は断層帯の南部を破壊開始点としている。

花折断層帯地震のケース2は断層帯の中部南側を、ケース3は断層帯の南部を破壊開始点としている。
木津川断層帯地震のケース1は断層帯の東部を、ケース3は断層帯の西部を破壊開始点としている。
鈴鹿西縁断層帯地震のケース1は断層帯の南部を、ケース2は断層帯の北部を破壊開始点としている。
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震のケース1は断層帯の中部北側を、ケース2は断層帯の南部南側を破壊開始点としている。
南海トラフ巨大地震の基本ケースは、内閣府が推計した過去の地震記録等に基づいた強震動生成域を、陸側ケースは、強震動生成域の位置をシフトしたケースの中で、滋賀県での震度が最も大きく推計されているものを設定している。

第3 地震調査研究推進本部の長期評価（算定基準日：令和6年1月1日）

地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓（地震調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったこと）を踏まえ、行政施策に直結すべき地震調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同年7月、「地震防災対策特別措置法」に基づき設置された政府の特別の機関である。

地震調査研究推進本部では、「同じ場所で同じような地震がほぼ定期的に繰り返す」という仮定のもとに、大きな被害をもたらす可能性が高い、プレート境界やその付近で起きる地震（海溝型地震）や活断層で起きる地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。

ここでは、本町に近い鈴鹿西縁断層帯と頓宮断層、そして南海トラフについて、公表されている評価を記載する。

1 鈴鹿西縁断層帯（約44km）

仏生寺（ぶっしょうじ）断層、彦根断層、常安寺断層、斧磨（よきとぎ）断層、百済寺（ひやくさいじ）断層、甲津畑断層、綿向山（わたむきやま）断層、鎌掛（かいがけ）断層、瀬の音断層、黒滝断層

項目	将来の地震発生確率※	地震の規模 (マグニチュード)	相対的 評価	地震後 経過率※	平均活動 間隔	最新活動 時期
今後30年以内	0.08～0.2%	M7.6程度	やや高い	不明	約18,000年 ～36,000年	不明
今後50年以内	0.1～0.3%					
今後100年以内	0.3～0.6%					

※最新活動の時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている計算方法（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル：BPT分布モデル）ではなく、地震発生確率が時間的に不変とした考え方（ポアソン過程）により長期確率を求めている。同じ理由から、地震後経過率も求められない。

2 頓宮断層（約31km）

項目	将来の地震発生確率	地震の規模 (マグニチュード)	相対的 評価	地震後 経過率	平均活動 間隔	最新活動 時期
今後30年以内	1%以下	M7.3程度	やや高い	1.0以下	約10,000年以上	約10,000年前～7世紀
今後50年以内	2%以下					
今後100年以内	4%以下					

3 南海トラフ巨大地震

項目	将来の地震発生確率※	地震の規模 (マグニチュード)	地震後経過率	平均発生間隔	最新発生時期
今後10年以内	30%程度	M8～M9 クラス	0.88	次回までの 標準的な値※ 88.2年	78.0年前
今後30年以内	70%～80%				
今後50年以内	90%程度もしくはそれ以上				

※次回までの標準的な値とは、過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在の

ところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていないため、平成25年5月に公表した長期評価（第二版）では、前回の長期評価を踏襲し時間予測モデルを採用した。前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔は、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた。

注1 地震発生確率とは、確率値を有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。

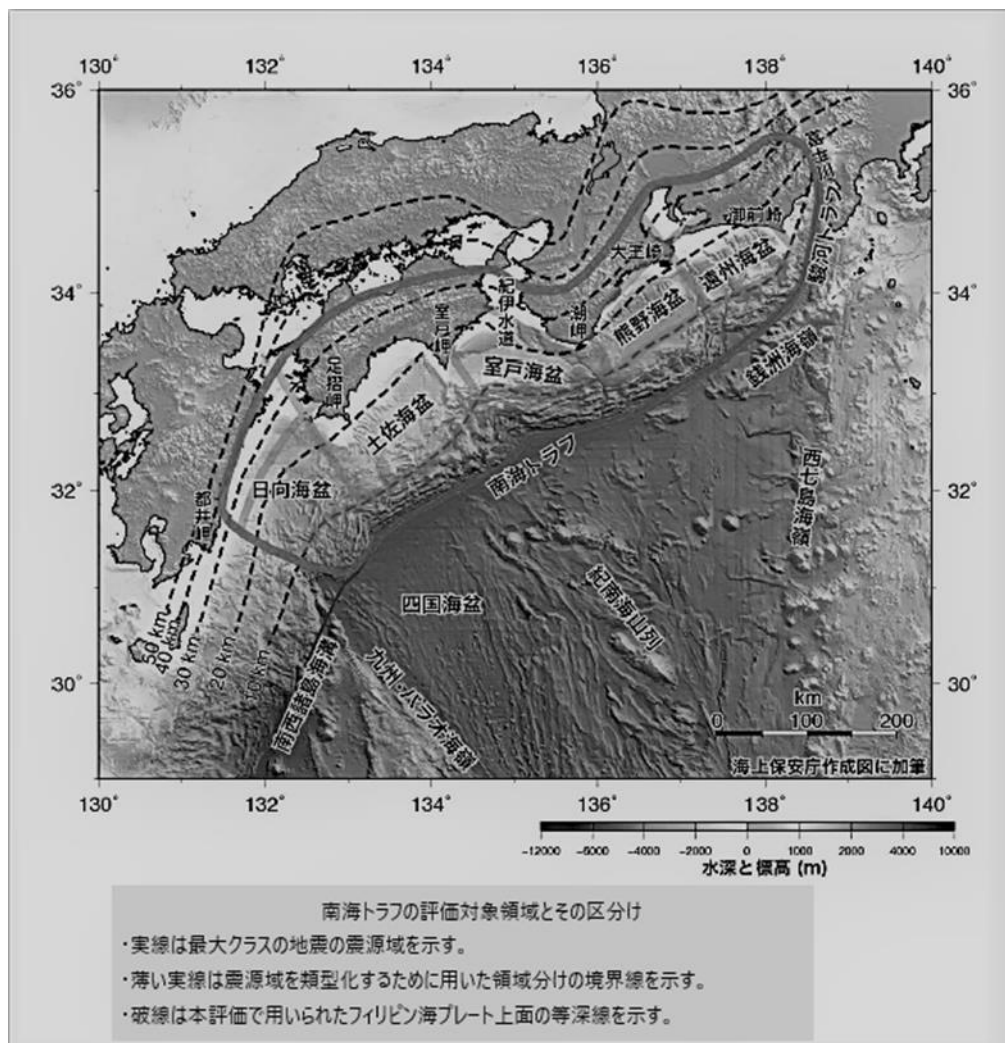
注2 地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔に達すると1.0となる。



[鈴鹿西縁断層帯の概略位置図]



[頓宮断層の概略位置図]



〔南海トラフ巨大地震の震源域〕

第3節 日野町の風水害特性

風水害の種類には台風災害、台風以外の豪雨災害、豪雪災害等がある。ここでは県及び本町で起こった既往の風水害からその特性を考察する。

第1 既往の主な風水害

1 台風災害

(1) 滋賀県における主な台風

滋賀県周辺を経路とする台風は、概ね以下の3タイプに分類できる。

① 北東進型

ア 県西方経路

滋賀県を直撃する経路で、県の西方を北東進する大型台風（室戸台風、ジェーン台

風、第二室戸台風、平成30年台風第21号など）は暴風をもたらし、風による被害が大きくなることが多い。

イ 県東方経路

県の東方を北東進する台風（昭和28年台風第13号、伊勢湾台風、平成25年台風第18号など）は豪雨をもたらし、大雨による被害が大きくなることが多い。

② 北西進型

県を北西進する台風は、盛夏期に多い雨台風で、弱いものでも接近すれば大きな被害をもたらす。

③ 北上型

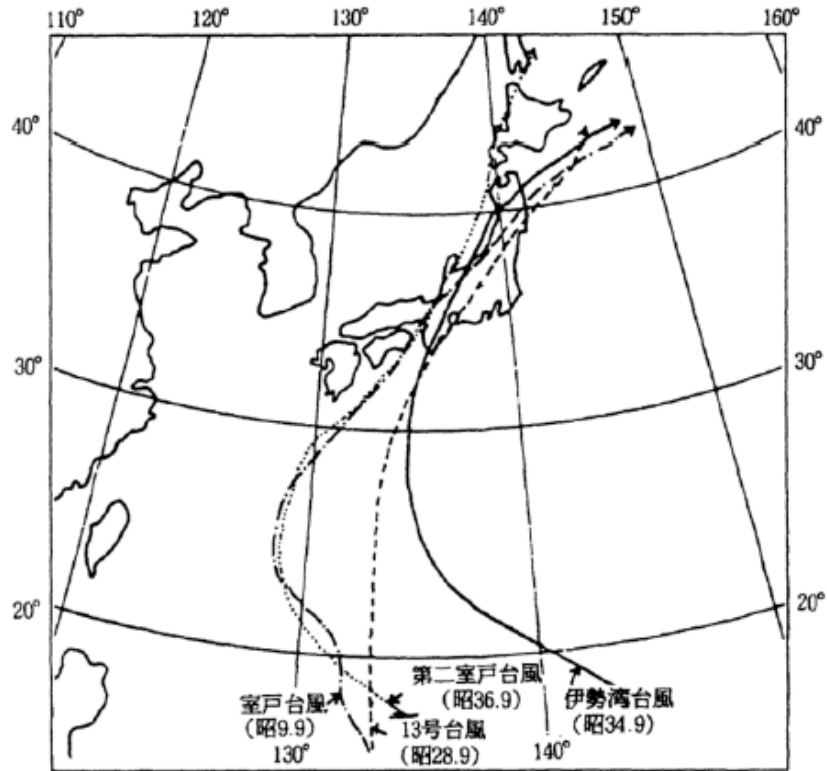
一般に雨台風で、接近の度合いによっては風も強い。

〔滋賀県に災害をもたらした顕著な台風（昭和元年以降）〕

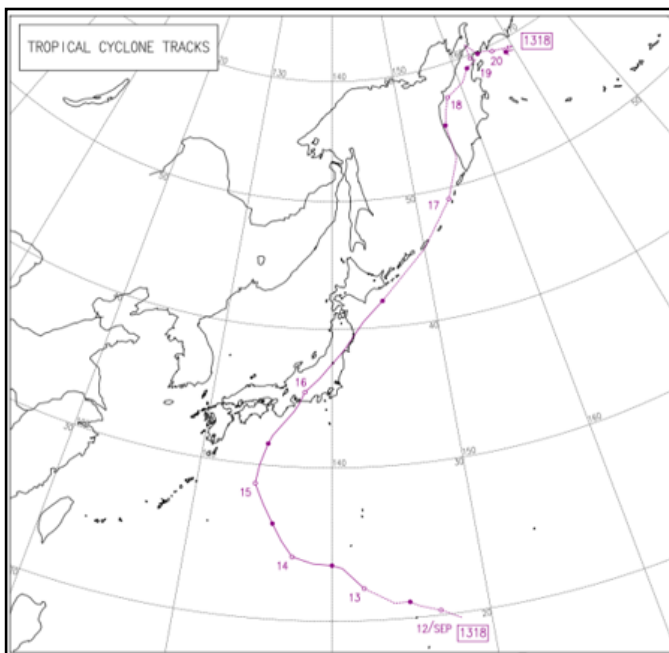
項目 \ 台風名			室戸台風	昭和28年 台風第13号	伊勢湾台風	第二室戸台風	平成25年 台風第18号	平成30年 台風第21号
気象状況	発生年月日	—	1934. 9. 21	1953. 9. 25	1959. 9. 26	1961. 9. 16	2013. 9. 16	2018. 9. 4
	最低気圧 (彦根)	hPa	966. 7	977. 0	949. 2	954. 5	985. 1	974. 3
	最大風速 (彦根)	m/s	SSE 31. 2	N 21. 0	ESE 21. 9	SSW 25. 7	NNW 16. 6	ESE 24. 9
	最大瞬間風速 (彦根)	m/s	SSE 39. 3	N 29. 0	ESE 36. 0	SE 38. 9	N 24. 4	SE 46. 2
	総雨量 (彦根)	mm	20	186. 3	338	66	159. 5	68. 5
	総雨量 (政所)	mm	144	476	523	279	—	—
	総雨量 (東近江)	mm	—	—	—	—	222. 5	47. 0
	総雨量 (大津)	mm	26	244	149	43	328. 0	51. 0
災害状況	死者	人	47	43	16	3	1	2
	負傷者	人	641	497	114	438	9	74
	行方不明者	人	—	4	0	0	0	—
	家屋全壊 (流失)	戸	681	522	357	610	10	1
	家屋半壊	戸	921	1, 198	1309	3, 388	281	12
	床上浸水	棟	—	9, 390	5, 920	250	39	—
	床下浸水	棟	—	29, 284	19, 816	5, 570	499	—
	非住家被害	棟	3, 973	—	3, 970	9, 338	106	989

※最低気圧、最大風速・風向、最大瞬間風速・風向は彦根の観測値

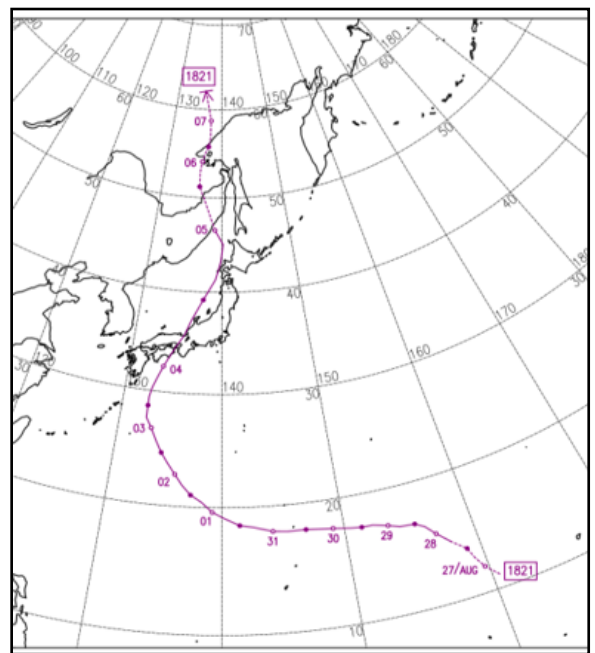
資料：滋賀県災害誌、滋賀県消防防災年報（平成26年版）ほか



〔顕著な台風の経路〕



〔平成25年台風第18号の経路〕



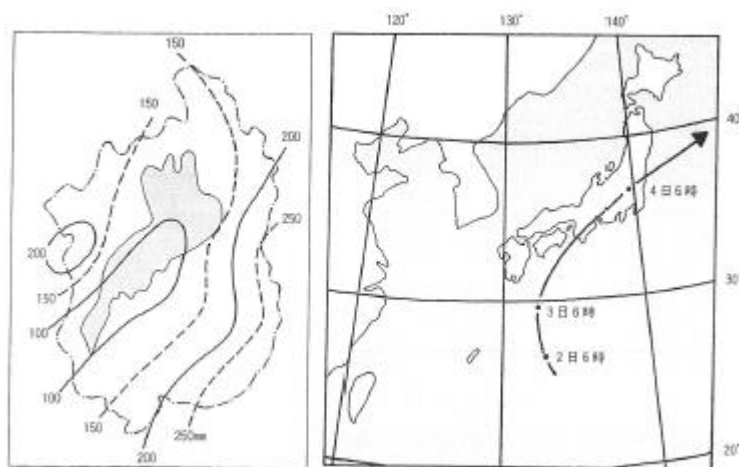
〔平成30年台風第21号の経路〕

(2) 日野町における台風被害（「近江日野の歴史」より）

① 大正2年の台風

野洲川、愛知川とともに日野川流域にも甚大な水害をもたらした。1913年（大正2年）9月29日グアム島付近で発生した台風が10月3日には室戸岬から紀伊半島に上陸

し、その後三重県津市付近から東海地方を経て4日には太平洋上に抜けた。10月2日～3日にかけて、本町付近の平地部で150～200mm、鈴鹿山脈に続く山地では200～250mm以上の降水量があった。



大正2年10月2～3日の降水量の分布(左)
大正2年10月2～4日の台風の経路(右)

被害はとくに野洲川流域で甚大であったが、日野川流域でも死者1人、家屋の流失倒壊25戸、床上・床下浸水293戸などの被害があった。本町における主な被害は、東桜谷村柚で佐久良川が1箇所決壊したほか、広範囲にわたって橋梁や道路に被害が出た。

〔大正2年10月の台風による主な被害〕

項目	町 村 名	箇所数	延長 (間)	破損の程度	備 考
堤防	東桜谷村柚	1		決壊	佐久良川
橋梁	北比都佐村増田、三十坪	2	60	流出	北砂川 日野川
	南比都佐村別所、深山口、下駒月	3	50	流出・陥落	
	鎌掛村	1	5	流出	
	日野町小井口	1	20	陥落	
	西大路村蔵王、平子	3	16	橋杭流出	
	西桜谷村北脇、野出、中在寺、安部居	6	87	流出	
	東桜谷村中之郷	3	37	流出	
道路	北比都佐村三十坪、豊田、増田	11	81	決壊	
	北比都佐村石原	3	10	破損	
	南比都佐村別所、下駒月	9	53	欠損	
	南比都佐村清田	1	3	決壊	
	鎌掛村	5	200	欠損	
	西大路村平子	1	35	欠損	

② 室戸台風 (昭和9年)

本町においては、死者や重傷者はなく、住家に全壊はなかったが、鎌掛村で5棟、西桜谷村で1棟の半壊があった。家屋以外では工場、社寺、学校などの半壊が計4棟あった。その他に電柱、石垣が倒壊し、土砂崩れにより西大路村で163ha、鎌掛村で53haにわたって被害が出た。

③ 昭和28年台風第13号

本町付近の平地部で200mm、山地部では250～300mmの降水量があった。この大雨に

より各地で河川が氾濫し、堤防が決壊して被害が続出した。日野町にも河川や橋梁、道路、水田などに大きな被害の爪跡を残した。

④ 伊勢湾台風（昭和34年）

本町付近の平地部で300mm前後、山地部では300～400mmの降水量に達した。

日野川流域でも河川が氾濫し、広範囲にわたって浸水した。日野署管内では死者1人、家屋の全壊4戸、半壊8戸、流失1戸、床上浸水63戸、床下浸水776戸にのぼった。堤防決壊が10箇所、山崩れが24箇所が発生し、水田の冠水は459haに及んだ。

⑤ 第二室戸台風（昭和36年）

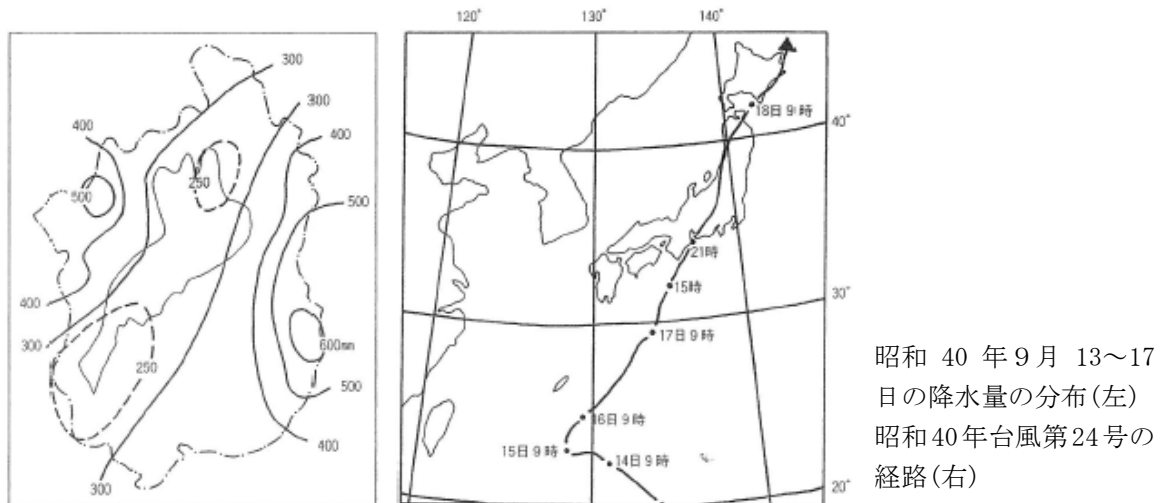
本町においては、死者や重傷者はなく、軽傷者3人、住家の全壊2戸、半壊17戸、一部損壊147戸、公共の建物の半壊2戸、一部損壊48戸などの被害が報告されている。また、土木関係で大きな被害はなかった。

⑥ 昭和40年台風第24号

1965年（昭和40年）9月11日沖ノ鳥島付近で発生し、17日に潮岬の東方をかすめ志摩半島に上陸後、渥美半島に再上陸した後、中部地方から東北地方へ進んで18日には北海道の東海上に抜けた。

秋雨前線の停滞による降雨とあいまって9月13～17日までの降水量は、本町付近の平地部で350～400mm前後、山地部では400～450mmに達した。日野川の別所橋では水位が17日19時に1.7mとなり警戒水位（1.5m）を超え、20～21時には2.5mとなった。

本町においては、住家の半壊7戸、一部損壊50戸、床上浸水37戸、床下浸水1,158戸、耕地の流失・埋崩壊6.1ha、山林崩壊88箇所、農林施設被害1,760箇所、道路被害146箇所、橋梁被害51箇所、河川被害173箇所の被害が発生した。

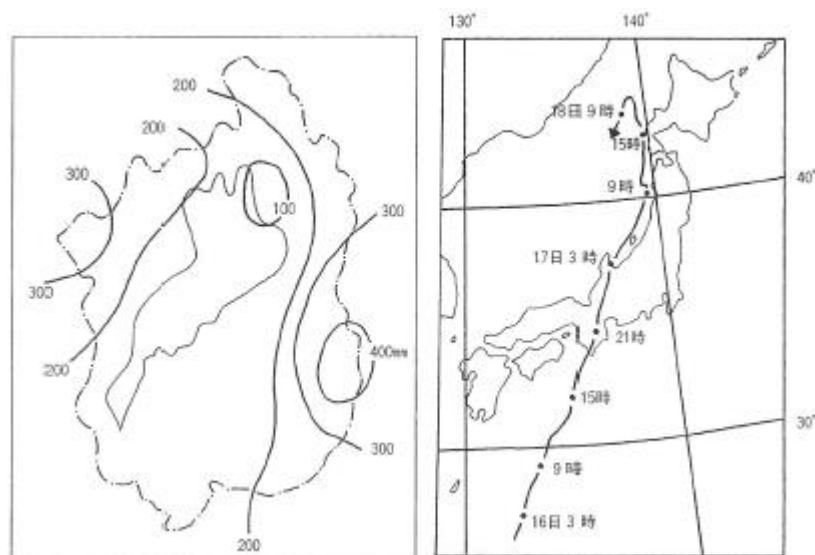


⑦ 昭和47年台風第20号

1972年（昭和47年）9月13日フィリピン東海上で発生し、16日18時頃に潮岬付近に上陸した。その後紀伊半島を縦断し、滋賀県を通過し、翌17日に富山湾に抜けた。

本町付近の平地部で200mm前後、山地部では200～300mmに達した。

本町においては、住家の一部損壊279戸、床下浸水309戸、町道崩壊56箇所、河川の護岸崩壊158箇所、山林崩壊322箇所の被害が発生した。



昭和47年9月16日の降水量の分布(左)
昭和47年台風第20号の経路(右)

2 豪雨災害（台風によるものを除く）

(1) 滋賀県における豪雨の状況

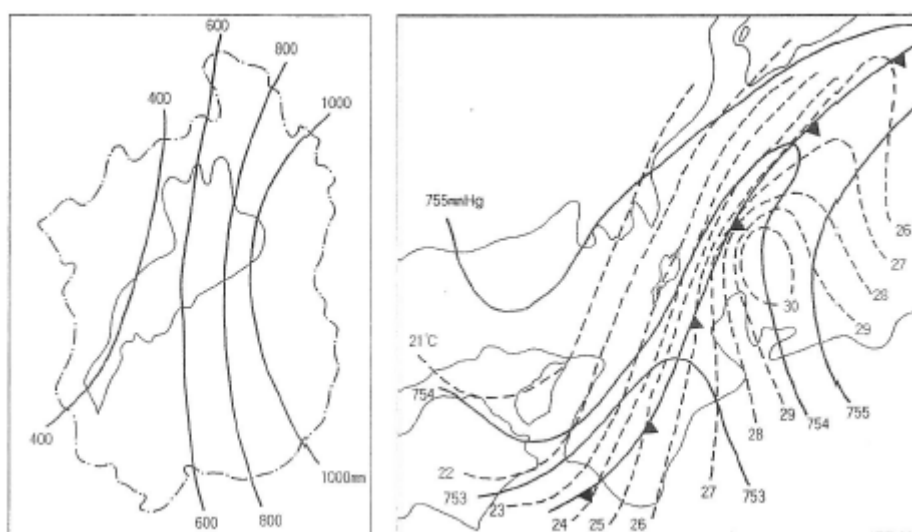
台風以外の豪雨は前線、低気圧、まれに雷雨がもたらすことが多い。一般に集中豪雨とは、前線や雷雨などによって狭い範囲に大雨が降る現象をいい、台風や低気圧などといった比較的広範囲に降る雨と対比される。梅雨末期から夏期にかけ、本県付近に前線があって活動が活発になると局地的な豪雨を降らすことがある。この場合、前線を挟んで寒気流と暖気流が流れ込んでぶつかりあい、大気の状態が不安定になり、また日本の南方海上に台風が存在して南方から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。

前線が南下するときに強雨が降り、特に夜半から明け方にかけて降る頻度が多い。

(2) 日野町における豪雨被害（「近江日野の歴史」より）

① 明治29年9月4日～12日の大雨

県で気象観測が開始されて以来最も大きな豪雨で、9月7日の彦根の日雨量は597mmであった。7日14時の天気図を次に示してあるが、図に示された前線の活動が活発で、しかも本県上を何回も南北に振動して大雨となったものであり、九州南方海上にあった台風が大雨に大きく影響している。そしてこの台風が引き続き11日から12日にかけて本県を通して北東に進んだため連日の大雨となった。



[9月3～12日の降水量分布図(左)、明治29年9月7日14時の局地天気図(右)]

9月3日～12日までの降水量は、本町付近の平地部で700～800mm、山地部では900mm前後に達した。滋賀県全県において大きな水害をもたらしたが、なかでも湖東地域から湖南地域にかけての平野部は広範囲にわたって浸水した。蒲生郡では死者8人、行方不明3人、流失家屋69戸、全壊家屋50戸、床上浸水8,640戸、床下浸水3,978戸の被害が記録されている。本町域においても、佐久良川や出雲川の支流を含む日野川で、7月18日以来の降雨で増水して被害が発生したとされる。

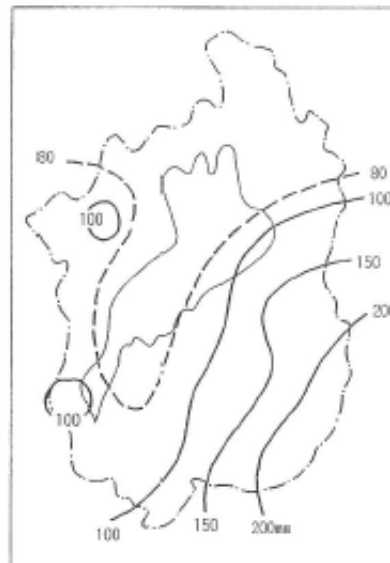
被害	日野町	東桜谷村	西桜谷村	西大路村	鎌掛村	南比都佐村	北比都佐村	合計
家屋(棟)								
全壊	4	15	21	3		15		58
半壊	3	17	1	2		17	3	43
破損	3	310	1		1	35	212	562
流出	1			4	4	8		17
床上浸水	6	5	15	5	2	54	42	129
床下浸水	605	18	125	162	76	178	460	1,624
堤防								
決壊	15	17	10	26	24	15	5	112
破損	3		9	10		9	2	33
川岸		145		36		90	6	277
川除		72	13	91		5	53	246
破損	134	736	90	9		1	9	979
道路								
流出・埋潰		21	3			80	12	116
破損	71	65	16	35	50	144	23	404
橋梁								
流出	13	23	11	16	11	56	1	131
破損	26	5	1	1	4	21	71	129
田(歩)								
埋没・水没	61,301	228,324	115,120	210,126	144,000	161,604	281,100	1,201,575
浸水	375,815	3,032,000	978,629		500,000	1,259,620	2,115,000	8,261,064
畑(歩)								
埋没・水没	15,900	2,115	3,125	3,320	3,500	10,504	600	39,064
浸水	15,715		35,628			11,310	67,000	129,653
宅地(歩)								
埋没・流出	400	1,616	110	605	1,800	3,316		7,847
浸水	17,201	10,000	104,129		25,000	53,903	233,200	443,433
山林原野(歩)								
埋没・流出	49,307	87,800	2,709	10,300	830,000	181,700	210	1,162,026
浸水			28,000			13,102	190,000	231,102
山崩れ		127	120	552	800	668	242	2,509
救助人(人)							176	176

[明治29年9月の豪雨による主な水害]

② 昭和49年の低気圧

1974年（昭和49年）は、近畿地方では7月19日に梅雨が明けたが、24～25日にかけて低気圧が紀伊半島の南海上から北上し、思いがけない大雨となった。災害をもたらした低気圧は、台風から変わったものであった。県では24日夜から25日にかけて集中豪雨となった。本町付近の平地部で150mm前後、山地部では200mmに達した。

24日21時からの12時間降水量は、大字熊野で223mm、消防署で148mm、県畜産技術振興センターで145mmを記録した。本町では床上浸水2戸、床下浸水148戸、納屋全壊1棟、町道破損22箇所、県道破損11箇所、河川破損87箇所、林道破損7箇所、農道破損39箇所、農作物の飼料が流失したほか、林地が崩壊し、水路に被害が出るなどした。



昭和49年7月24～25
日の降水量の分布

3 豪雪災害

県北部は、全国でも有数の多雪地帯であるが、本町の位置する県南部では積雪量は少ないものの、冬型の気圧配置で上空の風向きが北西となった場合に積雪となることがある。また、頻度は少ないが、低気圧が太平洋岸沿いを東進する場合、降水が雪となって大雪になることがある。

したがって、建築物の倒壊や雪崩といった大きな災害が起こることは少ないが、鉄道の遅延・運休や道路の凍結による渋滞など交通障害はあり得るので、その際の対応については検討しておく必要がある。

第2 滋賀県の風水害特性

以上のように県下の風水害は、月別にみると、6月から9月までの間に発生しており、うち6～7月は主として梅雨前線、8～9月は台風による。

これらのことから、県の気象災害の特性として、以下のようなことがあげられる。

- (1) 大雨の時は、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸の諸産業に多大の被害が発生する。
- (2) 県下の河川はいずれも小河川で、天井川や尻無川が多いため、豪雨の時には水位が急上昇して破堤や溢水の小規模災害が起こりやすい。また、洪水波が下流へ到達する時間も非常に短い。
- (3) 大型台風が県域の東側を北東進するとき、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけ

て鈴鹿などの山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。(例：昭和 28 年台風第 13 号、伊勢湾台風、平成 25 年台風第 18 号)

- (4) 大型台風が県域の西側を北東進するとき、暴風による被害が発生する。
- (5) 町内の中小河川や農業用水路など、集中豪雨により溢水するおそれがある場所の浸水予測を示した地先の安全度マップが、県によって作成されている。

また、梅雨前線や台風等が伴った大雨による土砂災害の被害を受けてきた。したがって、土砂災害のリスクについては、滋賀県防災情報マップを活用し、大雨に対する警戒は引き続き必要である。

第4節 南海トラフ地震防災対策推進地域

平成26年3月の中央防災会議において、南海トラフ地震に係る地震防災会議の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域として、29都府県の日野町を含む707市町村の区域が指定された。

1 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

2 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m（漂流物が多いと見込まれる地域*については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

*：「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾及び人口集中(DID)地区とする。

3 推進地域の指定単位について

防災対策の基本単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

4 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによって初めての的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

滋賀県においては、平成15年12月17日に24市町の区域が指定されており、その後の市町村合併に伴い、平成22年4月1日現在で13市町の区域が改めて推進地域に指定され、平成26年3月28日現在で、県内全域が推進地域に指定されている。

第5節 防災対策の推進方向

第1 防災対策の基本的な考え方

災害対策の基本理念である「住民の生命及び財産の保護、社会生活の維持」を達成するため、以下のような基本方針を策定する。

1 防災まちづくりの推進

災害から住民の生命を守り、安心・安全な暮らしを保障するため、公共施設等の整備や治山・治水事業などの取り組みを進め、安全な防災まちづくりを目指す。

2 総合的な防災体制の確立

風水害に対する警戒体制や、地震やその他の災害発生時において迅速、的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化、生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、町の防災無線の整備などの情報収集・伝達体制の整備など、災害全般に係る総合的な体制を着実に整備していくことによって、災害発生時の円滑な対応を図る。

3 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の避難行動要支援者のニーズが多様化している。避難行動要支援者に配慮した体制、施設の整備等を進め、さらに地震・風水害等による災害が発生した時に遅滞なく避難・救護活動を行えるような体制を確立するなど、避難行動要支援者に係る支援体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違い、また性的指向・性自認によるニーズの違いに十分配慮するよう努める。

4 住民の防災行動力の向上

住民の防災活動が円滑に行われるよう、町及び関係機関の支援により、防災訓練の強化、自主防災組織の育成、防災知識の啓発を実施し、住民の防災行動力の向上を図る。

さらに、防災の専門的な知識を習得し、地域の防災リーダーとして活躍する防災士の育成を推進する。

また、災害時におけるボランティアの各種支援活動を生かせるように関係機関と連携を図り、災害に備えた体制づくりを進める。

第1章 防災基盤の整備

第1節 防災まちづくりの推進

(建設計画課、総務課)

【計画方針】

災害から住民の生命を守り、安全・安心な暮らしを保障するため、公共施設等の整備や治山・治水事業などに取り組みを進め、災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、自然との共生を図りながら、安全な防災まちづくりを目指す。

第1 防災施設の整備

本町では広幅員の道路や河川、学校等のグラウンド、農地などが非常時の一時的な避難場所等として、防災上有効な役割を果たしているが、これに止まらず更なる防災拠点及び避難場所等の整備を行う。

第2節 建築物等の安全対策

(建設計画課、学校教育課、総務課、生涯学習課)

【計画方針】

過去の大きな災害の経験からみて、公共的施設は、災害時における避難、救護、復旧対策のうえで重要な拠点となる。このため、公共的施設は、施設の十分な耐震性、耐火性、耐水性等を保ち、あわせて防災関係設備の充実を図り、これを計画的に整備する。指定避難所等の公共施設については、施設の適切な維持管理に努める。

また、町は住民に対して、住宅等の耐震性能の重要性を啓発し、町が助成する耐震診断及び耐震改修補助制度活用を促進を図る。文化財は貴重な国民的財産として、その文化財保存のためには万全の配慮が必要である。そのため現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、それに基づく施設整備を推進して保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。

第1 公共施設等災害予防計画（建設計画課）

昭和56年6月1日以降に建設に着手された公共建築物は、改正後の建築基準法による構造基準に適合していることから、それ以前の建築物について耐震診断を行い、構造耐力上主要な部分について、必要な補強を行わなければならない。

また、町の一般業務において電子データを用いる比率が高まっている。しかし災害時に電子データが失われる可能性が高いため、喪失に備え重要情報に関する電子データをバックアップする機能の充実強化に努める。

1 防災点検調査の実施

町は防災点検調査を実施し、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次防災補強を図る。

第2 教育施設等災害予防計画（学校教育課、生涯学習課）

町立学校教育施設である小学校、中学校、幼稚園や社会教育施設、文化ホール等は、人員収容能力が大きく、かつオープンスペースを有しているものもあり、防災上特に重要な施設となるため、防災対策における重要性の周知徹底と防災性の強化を促進する。このため、以下のようない計画実現に努める。

1 施設の防災性の確保

学校建物の新設、増設、改築等にあたっては、安全確保のため、耐震性・耐火性の高い構造物とする。また、現有施設については、防災性を確保するために、特定天井など非構造部材の耐震性能の向上など必要な対策を行う。

2 良好な地盤条件の確保

新設又は全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、地震・水害等による不等沈下、陥没、水害等による浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。

第3 民間建築物災害予防計画（建設計画課）

民間の建築物、一般建築物については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するよう指導する。

1 建築基準法遵守の徹底

建物全般及び特定の工作物（一定高度以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベーター、エスカレーター、遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及び関係法令の防災関係規定により、審査、確認、指導等を県及び民間確認検査機関が行っている。

このことについて、町も情報提供等の協力を行い、建築行為の適正化に努める。

2 耐震診断と耐震改修の推進

「日野町既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅等で旧耐震基準の時期に建設された建物について、耐震診断の啓発及び指導、診断員の派遣を行う。

また、住民に住宅等の耐震性向上の重要性について啓発し、耐震改修の促進を図る。

- ・住宅リフォーム等の機会を活用した住宅の耐震化に関する意識啓発
- ・日野町既存民間建築物耐震診断補助金を活用した耐震診断の実施
- ・日野町木造住宅耐震診断員派遣事業を活用した耐震診断の実施
- ・日野町木造住宅耐震・バリアフリー改修費等補助金の周知

3 落下物防止対策

地震の揺れにより窓ガラスや外装材等が落下し、歩行者に被害を与える恐れがある建築物については、落下防止措置の必要性を啓発する。

4 家具等の転倒防止対策

地震発生時に家具等の転倒による被害を防止するため、住民に対し家具類の安全対策の必要性を啓発する。

5 ブロック塀等工作物の耐震性の確保

地震によって塀が倒れると死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、住民に対しブロック塀等工作物の安全点検と倒壊防止の補強を啓発するとともに、ブロック塀等の解体については、補助制度の啓発により安全性の確保に努める。

第4 文化財災害予防計画（生涯学習課）

本町の指定・登録文化財保護対策は、維持修理と防災管理が重要な両輪となっている。建築物等については、老朽化や腐朽の度合いの大きい順に補強、解体修理を実施していくとともに、美術工芸品等にあつては、耐震保存施設を設置できるよう努める。

また、天然記念物については、定期的な巡視を行い、災害予防に努める。

1 老朽建築物等の解体修理の促進

必要度合の高いものから順次、解体修理等を促進する。

2 国・県等の補助金の活用による防災施設の整備促進

国・県等の補助金を活用して、以下のような文化財の防災施設を整備促進する。

(1) 火災予防

- ① 自動火災報知設備の設置
- ② 消火栓（貯水槽を含む）、スプリンクラー等の取付け
- ③ 防火壁、防火帯の設置、収蔵庫・保存庫の建設
- ④ 避雷針の設置

(2) 倒壊対策

- ① ピアノ線等による固定、衝撃緩和装置

3 保護思想の普及及び訓練

- (1) 文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。
- (2) 東近江行政組合消防本部は、文化財について防火査察を実施するとともに消防団と協力し、防火訓練を随時実施する。

第3節 公共土木施設等の安全対策

(建設計画課、農林課)

【計画方針】

災害が発生した場合における避難路や応急物資の輸送路となる道路及び橋梁の整備を促進するとともに、堤防等の河川施設、ため池等の農業用施設の決壊による水害、急傾斜地の崩壊・地すべり等による二次災害を未然に防止するため、防災点検、整備を行う。

第1 道路災害予防計画（建設計画課）

道路は、住民が安全に避難できる避難路や、災害対策に必要な物資等を輸送するといった交通機能に加え、電気・電話・水道等のライフラインの収容や市街地における街路樹等による延焼遮断帯などの多様な機能を有している。また土砂崩落、落石等の危険箇所のある道路については法面防護工の設置、また老朽橋については架替、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止等の機能の強化を図る。

1 道路の整備

災害が予想される危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

(1) 道路法面や盛土の崩壊危険度に関する調査等の実施

道路への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため調査等を実施する。

(2) 道路の防災補修工事の実施

調査等に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

(3) 狭小道路の拡幅

緊急輸送等に供される広域幹線道路のうち、狭小道路部分は拡幅に努める。

2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路、橋梁の整備を推進する。

(1) 橋梁の耐震補強の実施・橋梁の補強

耐震調査を行い、補修等対策工事が必要であると指定された橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止等の機能の強化を図る。

(2) 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、最新の「道路橋示方書」に基づき建設する。

第2 河川施設災害予防計画（建設計画課）

本町は、周囲を山地や山岳に囲まれているため河川の源流が多くみられ、日野川・佐久良川

に流れ込む小規模河川は河積も小さく、急流、蛇行河川で、河川災害を起こしやすい。

新しい河川施設等は耐震性が考慮されているが、未改修河川については護岸工事の強化、堤防幅狭小部の拡幅をあわせて行うことによりその安全度の向上を図るとともに、日野川本川の洪水に対し、日野川ダムで洪水調節を行い下流の洪水時の水位を下げるとともに、既得取水の安定化、河川環境の保全等を図る。

1 河川改修計画の促進

本町の河川においては、急流や蛇行河川が多く、安全性を高める必要がある。河岸住民の生命・財産を守るため、治水・利水の調和のとれた河川対策を講ずるとともに河川の改修を推進する。

河川の改修を促進するとともに、未改修河川についても、流域の土地利用計画を見定めながら長期展望に基づき取り上げ着手する。

- (1) 蛇行箇所については、護岸工事の強化、堤防幅狭小部の拡幅をあわせて行う。
- (2) 小規模河川が多いため、河川が隣接している場合はできる限り河川を整理統合する。
- (3) 河積の小さな河川については、適切な内水排除を行うよう努める。

2 危険箇所の通知

水害や土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）によって人家や公共施設、道路等に被害が及ぶおそれのある地域に対して、地先の安全度マップおよび土砂災害警戒区域等を関係周辺住民への周知に努める。また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供等を受けるなど過去の浸水実績を把握したときは、これを災害リスク情報として住民等への周知に努める。

3 防災ダム対策の推進

日野川ダムは、昭和41年3月に完成し、洪水調節及び既得取水の安定化、河川環境の保全等を図っている。また、ダム放流時の危害防止の措置（関係機関への通知、放流警報等一般への周知）及びダムの洪水調節操作を的確に行うための演習を行う。

(1) 日野川ダムの操作

洪水が予想される場合は、県と連絡を図りながら、日野川ダム操作規則に基づき、放流がなされる。

管 理 者	滋賀県知事
操作責任者	東近江土木事務所長
操 作 基 準	日野川ダム操作規則による

(2) 日野川ダムの保守管理

日野川ダムにおいては、次の事項において保守管理が行われている。

測定事項	測 定 回 数
変 形	計画的に実施
漏 水 量	計画的に実施
ダム湖内の堆砂	計画的に実施

(3) 日野川ダムの管理演習

① 管理演習の場所

- ・日野川ダム管理事務所
- ・宮上橋、鈴等の11箇所の警報局（サイレン放送）
- ・日野川ダム～日野川～佐久良川合流点までの日野川沿川（警報車によりサイレン放送）

② 一般住民に対する警報及び広報

ア 警報

- ・警報局よりのサイレン吹鳴
サイレン又は擬似音1分吹鳴 ～ 10秒休止 ～ サイレン又は擬似音1分吹鳴 ～ 10秒休止 ～ サイレン又は擬似音1分吹鳴（計3分20秒）
- ・警報車によりサイレンの吹鳴とサイレンはパトカー形式

③ 連絡関係機関

流域政策局水源地域対策室
 東近江土木事務所（河川砂防課）
 南部土木事務所（河川砂防課）
 日野町（建設計画課）
 東近江市（蒲生支所 地域振興課）
 竜王町（生活安全課）
 野洲市（道路河川課）
 近江八幡市（土木管理課）
 東近江行政組合消防本部（指令室）
 東近江警察署（警備課）
 近江八幡警察署（警備課）
 守山警察署（警備課）
 日野川流域土地改良区（管理係）
 J R 西日本 草津保線区

第3 ため池等農業用施設災害予防計画（農林課）

町内の防災重点ため池は大小あわせて82ヶ所あり、農業用水を取水する農業用工作物（頭首工、水門、樋門、樋管等）は115ヶ所ある。

防災重点ため池や農業用工作物は、築造後の経年とともに老朽化が進んでいる。ひとたび決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶ可能性が高い。

また、最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加並びに兼業化等による管理体制の変化などにより危険にさらされるものも多い。

このため、特に老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安がある物等、緊急に整備を必要とする危険な施設は、河川管理者と状況を十分協議し必要な措置を行うこととする。

なお、ため池の決壊による水害の危険性については、ため池ハザードマップ等を活用し、関係周辺住民等への周知を図る。

1 老朽ため池の改修

老朽ため池の改修について、ため池等整備事業、県単独補助事業、小規模土地改良事業で実施する。なお、緊急に整備を必要とする危険な老朽ため池の判定は、以下のような判定法により行う。

(1) 判定方法

〔農業用ため池調査の総合判定基準法〕

区分	堤体の漏水	施設の構造等	周辺の状況
A	① 有	② 老朽化している。 5年以内に改修を要する。	③ 50m以内に人家、公共施設等がある。
B	④ 無	⑤ 長年改修されておらず老朽化が進んでいる。 10年以内に改修を要する	⑥ 堤高、貯水量が多く、決壊すれば、人家、公共施設等に大被害を及ぼす。
C	⑦ 無	⑧ 維持管理不備 一応改修されているが余水吐断面不足等	⑨ 堤防が決壊すれば人家、公共施設に被害を及ぼす可能性がある。
良	⑩ 無	⑪ 維持管理適正 流域が小さく大雨、洪水時でも影響が少ない。	⑫ 堤防が決壊しても被害が少なく、人家、公共施設には被害はない。

〔判定方法〕

- 1 当該ため池が①～⑫までの何処に該当するかを判定する。
- 2 ①～③何れか一つに該当すればAランク、④～⑥の一つに該当すればBランクとし、以下同様にA、B、C、良のうち、何れか一つに該当した場合、そのランクを該当ため池のランクとする。
- 3 ランクがA>B>C>良ほど、緊急に整備を必要とする危険なため池である。

2 防災重点ため池の改修

県内のため池について、平成25年度から平成27年度にかけて滋賀県が一斉点検を実施しており、その結果において詳細な調査の優先度が高いと判定された「防災重点ため池」について、町等は耐震診断等詳細な調査を進めるとともに、詳細な調査の結果、対策工事が必要と判定さ

れた場合は、国の補助事業を活用しながら計画的な改修に努める。

3 農業用ダム防災対策の推進

蔵王ダムは、平成7年1月より供用を開始し、2,563haの農用地に農業用水の安定供給を実施している。淀川水系治水協定により、水害発生防止が図られるよう洪水調節機能強化に取り組むため、日常的に関係機関と連絡を密にするとともに、警報活動時の機器操作、下流住民への周知方法などの訓練を行う。

(1) 蔵王ダムの操作基準

洪水が予想される場合は、関係機関と連絡を図りながら、日野町蔵王ダム管理規則に基づき、放流がなされる。

管理者	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
操作責任者	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 日野川用水施設管理協議会会長
操作基準	日野町蔵王ダム管理規則による

(2) 蔵王ダムの保守管理

蔵王ダムについては、次の事項について保守管理が行われている。

測定事項	測定回数
水位、流入量、取水量	毎日
放流量	放流のつど
変形	毎四半期1回
漏水量	毎日1回
貯水池内の堆砂の状況	3年に1回

(3) 蔵王ダムの管理演習

① 管理演習の場所

- ・蔵王ダム管理所
- ・ダム、蔵王、音羽、仁本木、西大路の各警報局（サイレン・放送）
- ・蔵王ダム～日野川ダムまでの日野川沿川（警報車によりサイレン及びマイク放送）

② 一般住民に対する警報及び広報

ア 警報

- ・警報局よりのサイレン吹鳴
信号 20 秒～音声放送 30 秒～10 秒休止～音声放送 30 秒～信号 45 秒～
サイレン 1 分吹鳴～10 秒休止～サイレン 1 分吹鳴～10 秒休止～
サイレン 1 分吹鳴（計 5 分 35 秒）
- ・警報車よりのサイレン吹鳴、マイク放送
サイレン断続形式の吹鳴 3 回、マイク放送の繰り返し

イ 広報

- ・事前文書により広報

③ 連絡関係機関

東近江土木事務所（河川砂防課）
日野川ダム管理事務所
東近江農業農村振興事務所（田園振興課）
東近江警察署（警備課）
日野町（建設計画課）
日野川流域土地改良区
近畿農政局（水利整備課、淀川水系土地改良調査管理事務所）
東近江行政組合（消防本部指令課）
近畿地方整備局（河川部河川管理課、琵琶湖河川事務所管理課）
日野川用水施設管理協議会（蔵王ダム管理事務所）

4 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管等）の整備補強

緊急に整備を必要とする危険な農業用河川工作物の整備補強は、農業用河川工作物応急対策事業で実施し、次の事業区分及び採択基準により事業主体を定めて行う。

(1) 事業区分

① 大規模事業（事業主体、県）

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管等）の整備補強であって、その総事業費が概ね1億円以上のもの。

② 小規模事業（事業主体、県、町、土地改良区等）

工作物の整備補強であって、その総事業費が概ね800万円以上1億円未満のもの。

(2) 採択基準

① 工作物の構造が不適当又は不十分なため、前後一連の区間に比較して、その治水機能が劣っている工作物について、国の定める対策基準により改善措置を必要とするもの、及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とする。

② 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較して、その治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物撤去等の工事实施を必要とする。

第4 土砂災害予防計画（建設計画課、農林課）

地震・風水害による土砂災害（山地災害、崩壊土砂流出、土石流や急傾斜地の崩壊等）から住民の生命・財産を保護し、町民の生活安定と地域の保全に資するため、種々の災害予防対策工事を施工するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立する等の措置を講じる。

1 地すべり対策

現在、町における地すべり防止区域は国土交通大臣指定が5ヶ所、農林水産大臣指定が2

ヶ所ある。

地すべりによる人家・公共施設・山林・農地等の被害を防止するため、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域の適正な管理と共に、緊急性の高い箇所の対策施設整備を促進する。

現地の特性に応じて、地下水排除工、土留工、鋼矢板打設工等を実施し、被害の未然防止を図る。

2 砂防対策

本町は、周囲を山地や山岳に囲まれており、荒廃した山地・溪流からの土砂流出や大雨による土石流等の災害の危険を抱えている。

土石流の発生のおそれが高い溪流について、対策施設整備（堰堤工、流路工）を促進する。

3 急傾斜地の崩壊対策

本町には、地震・風水害等により崩壊するおそれのある急傾斜地が比較的多くみられ、居住者等に危害を生ずるおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所も数多く点在している。

緊急性の高い箇所から「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進し、その管理の強化と対策施設の整備に努める。

なお、急傾斜地崩壊対策事業は、下記の採択基準により行う。

① 県による補助急傾斜地崩壊対策事業

ア 急傾斜地の高さが10m以上、傾度30°以上であること。

イ 移転適地がないこと。

ウ 人家概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

② 町急傾斜地崩壊対策事業

ア 急傾斜地の高さが5m以上、傾度30°以上であること。

イ 移転適地がないこと。

ウ 人家5戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が、事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。

オ 前記のほか町長が特に必要と認めたとき。

③ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人工がけは除く。）

ア 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上であること。

イ 移転適地がないこと。

ウ 人家概ね5戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。

4 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 計画方針

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から町民の生命を守る。

(2) 事業計画

県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について以下の事業の推進を図る。

① 土砂災害警戒区域

ア 当該警戒区域において、次の事項その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

- ・土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項については、第2編第2章第2節「情報収集・連絡体制の整備」、第3編第2章第2節「災害原因に関する情報の収集伝達」、第3編第4章第3節「避難計画」による。
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項については、第2編第2章第5節「避難対策」による。
- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項については、第2編第3章第3節「防災訓練の実施」による。
- ・社会福祉施設、学校、病院その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（「要配慮者利用施設」という）で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設管理者等が行わなければならない事項等については、第2編第2章第8節「避難行動要支援者の防災予防計画」による。
- ・救助に関する事項については、第3編第4章第1節「救急救助及び保健医療救護計画」による。

イ 当該警戒区域において、次の事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配付やホームページへの掲載、最新情報の入手先等を掲載するなど必要な事項を住民等に周知する。

- ・土砂災害に関する情報の伝達方法に関する事項
- ・急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

避難場所については、土砂災害警戒区域外で土砂災害に対する安全性が確保された避難場所を選定することが基本となる。ただし、地域によって予想される災害形態が異なるため、地域の実情に応じて適切に対応することとする。

避難経路については、土砂災害警戒区域等の範囲や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向に避難することを基本とする。

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域において次の制限を行う。

ア 特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく許可を必要とする。

イ 建築物の構造規制

居室を有する建築は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認を行う。

ウ 建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告を行う。

③ 土砂災害危険箇所の警戒

町域に多数存在する地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所等、人家等に被害が生じるおそれのある土砂災害危険箇所について、平時からの点検パトロール等により異常の把握と警戒に努める。

また、住民等に対し、大雨時等に以下のような土砂災害の前兆現象を覚知した場合の通報と即時避難の必要性について啓発する。

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・ 渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合
- ・ 継続的な降雨にも関わらず渓流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため）
- ・ 渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- ・ 渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

5 治山・造林対策

荒廃している森林の復旧や土砂の流出を防止し、森林の造成・維持を図るため、治山事業を実施するとともに、森林のもつ土砂流出防備や保水機能により、山地の崩壊防止、洪水の予防等森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、造林事業を推進する。

(1) 治山対策の実施

崩壊地、崩壊危険地、崩壊土砂危険地の復旧等について、森林整備保全事業計画に基づき、予防及び復旧治山工事として危険度の高いものを優先して実施し、集落、道路、交通施設等の保全を図る。

また、人家周辺の小規模崩壊等については、県単独治山工事等によって対処する。

(2) 造林対策

近年、林業を取り巻く状況は厳しいが、補助造林事業等により、積極的に間伐を主体とした森林整備を推進し、土砂災害の防止、水源涵養機能等森林の持つ各種多面的機能の維持・増進に努める。

第5 道路除雪対策（建設計画課）

道路除雪対策は、冬期交通障害を除去し、交通の確保を図ることにより、その効果を期し、産業経済活動の停止防止と民生安定に寄与する。

日野町雪寒対策計画書の定めるところにより次の事項を実施する。

(1) 除雪路線及び実施区域の分担

- ① 県は、県管理の国道 307 号（日野水口グリーンバイパスを含む）、国道 477 号を行う。
- ② 主要県道は、県が行う。
- ③ 町道の中で特に交通の確保を必要とする主要路線については、町が行う。

(2) 除雪体制

町は、毎年度雪寒対策実施計画を立て、町内土木業者への委託により除雪を行う。

(3) 凍結防止対策

冬期における主要道路の凍結を防止し、道路交通の安全を図るため、町は次の対策を講ずる。

- ① 平常時より凍結防止剤を準備し、凍結の恐れがあるときは凍結防止剤を散布する。

第6 地籍調査事業の推進（建設計画課）

1 計画方針

地震、土砂崩れ、水害等の災害が起こり土地の形状が変わってしまった場合、元の土地の境界に関する正確な記録がないために復旧に支障が生じる。このことから、個々の土地境界の位置が世界測地系の座標値で数値的に管理され、迅速な復旧が可能となる地籍調査を推進する。

2 現況

国土調査法に基づく地籍調査は、一筆毎に土地の所有者、地目、境界、地積を調査・測量し、その成果を滋賀県知事の認証及び国土交通省の承認を受けた後に登記所へ送付し、土地登記簿が書き改められるとともに地籍図が備え付けられる。日野町においても平成 19 年度より着手した。令和 4 年度末までに調査が完了した地区は 6 地区で、調査済み面積は 1.14k m²（調査対象面積 113.91k m²の内国土調査法第 19 条第 5 項指定面積 16.79k m²）である。調査実施中の地区は 1 地区であり、必ずしも順調に進んでいるとはいえない状況にある。

※調査済み地区 大字中之郷（0.25k m²）、大字鎌掛（0.14k m²）、大字西大路（0.20k m²）、大字奥之池（0.09k m²）、大字十禅師（0.08k m²）、大字西大路Ⅰ（0.16k m²）

※調査実施中の地区 大字西明寺（0.29k m²）

3 事業計画

地籍調査の実施には、地元の協力が不可欠であり、地元要望を受けた地区より順次着手する。また、その中では、災害が起こった後に、迅速な復旧が可能となることから、災害リスクのある地域を優先して実施するとともに、地先の安全度マップ他、滋賀県防災情報マップを活用した事業計画の検討を行う。

- 資料23「水防区域の重要度」
- 資料24「防災重点ため池箇所調書」
- 資料25「農業用水施設一覧表」
- 資料26「地すべり防止区域」
- 資料27「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」
- 資料28「土石流危険渓流」
- 資料29「急傾斜地危険箇所」
- 資料30「崩壊土砂流出危険地区一覧表」
- 資料31「山腹崩壊危険地区一覧表」
- 資料32「地すべり危険地区一覧表」

第4節 ライフライン施設の安全対策

上下水道課、関西電力送配電(株)、(一社)滋賀県LPGガス協会、西日本電信電話(株)、NHK、(株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、近江鉄道(株)

【計画方針】

町は各関係機関が定めた防災業務計画に協力し、災害時におけるライフライン機能の確保に努める。

第1 上水道施設災害予防計画（上下水道課）

地震・風水害発生時における水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化の推進や迅速な復旧・給水を可能とする滋賀県企業庁をはじめ、水道事業体間の相互応援体制を整備するとともに、万一被災しても機能を維持し、迅速に復旧できるよう一層の強化を図る。

1 施設の耐震化及び安全性の強化

水道施設の耐震化等の安全対策については、「水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省）」並びに「水道施設耐震工法指針（日本水道協会）」により、既存水道施設の構造形式、立場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、給水重要施設（病院、福祉施設、指定避難所となる施設等）への配水管路の耐震化を優先的に行う等、効果的・効率的な対策を推進する。

また風水害等においても断・減水や重要施設における被害を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良に合わせて計画的に整備を進める。

2 水道施設の保守点検

水道施設の巡回点検や予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施する。

(1) 取水施設

- ① 施設、付帯設備の保守
- ② 消毒・薬液注入設備の保守

(2) 導水配水施設

- ① 付帯設備の保守
- ② 消毒設備の保守

(3) 給水施設

- ① 給水車、給水設備の保守・点検

3 復旧体制の整備

水道事業体は、被災時におけるすみやかな復旧活動を行うため、指揮命令系統、外部支援者の受け入れ体制、資機材の備蓄や図面等の整備、住民への広報内容等を日頃から検討する。

また、応急給水量や復旧期間等の目標を明確にし、迅速確実な対応が図れる体制を整備する。

4 多系統化の推進等（バックアップシステム）の構築

緊急時の給水能力を確保するため、隣接する水道事業体間との連絡管はもとより、広域的バックアップ機能を充実強化することにより緊急用水源の確保を図る。

5 断水対策

断水対策として、基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するほか、被害区域を最小限にとどめるべく配水区域のブロック化を推進する。また、配水池には、緊急遮断弁、応急給水施設等の設置に努める。

6 図面の整備

災害時において適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

7 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

8 災害時用の資機材の整備

災害時に必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。なお、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておくようにする。

9 教育訓練、並びに平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当課と連携して、平常時から次の事項を中心とした教育訓練、並びに広報の実施に努める。

(1) 職員に対する教育及び訓練

① 教育

防災体制・災害救助措置等に関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

② 訓練

動員・行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平常時の広報並びに訓練

① 広報

災害時の給水方法や水質についての注意等について、平常時からの広報の展開

② 訓練

応急給水訓練等

第2 下水道施設災害予防計画（上下水道課）

本町の下水道施設は公共下水道及び農業集落排水であり、それぞれ管路施設及び中継ポンプ施設をおよび9つの農業集落排水処理施設を有している。

下水道施設は、地震や水害の影響を受けやすいため、防災性を向上させることが町民の生活衛生上重要である。そこで、施設への被害や伝播を予防することを目的とした施設整備を行う。

1 基礎的調査の実施

計画下水道施設については、地盤条件をよく調査し、管渠を強化するための施策を実施する。

特に丘陵地の盛土と切土との境について、被害が集中するおそれが高山市町村の災害事例からみられるため、十分な予防対策が必要である。

(1) 基礎調査実施の検討

① 自然条件に関する調査

特に降雨強度別の浸水状況、被害の調査を行う。

② 現況調査

2 施設の耐震化の推進

既存の下水道施設のうち、地盤の流動化が予測される立地場所に設置されている施設については、地震による影響が及ばないような対策を講じる。

また、今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2014年）」に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

特に、緊急輸送路等の災害時に重要となる幹線道路等に埋設した下水道管渠について、必要な耐震機能を確保する。

3 応急措置体制の確立

災害時における下水道施設の災害に備えて、平常時から汚水、雨水の疎通に支障が出ないような応急措置体制の整備に努め、排水の万全を期す。

また、停電や断水等を考慮したバックアップ体制の確立を目指す。

4 関係機関との連絡協力体制

下水道台帳によるシステム化を推進し災害復旧に備えるとともに、災害時の復旧に備えて締結された「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会）」等に基づき、各府県や関係団体の応援を得て迅速な復旧ができる体制の整備に努める。また、復旧に要する資機材について、各団体の保管状況を総合

的に把握し災害に対応できる体制を整備する。

第3 電力施設災害予防計画（関西電力送配電株）

電力供給施設は、住民が日常生活を営むうえで欠くことのできない施設である。このため、関西電力送配電株式会社は電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

1 電力設備の災害予防に関する事項

関西電力送配電株式会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 水害対策
- (2) 風害対策
- (3) 雪害対策
- (4) 雷害対策
- (5) 地盤沈下対策
- (6) 土砂崩れ対策
- (7) 震災対策

2 復旧用資機材等の確保および整備

- (1) 復旧用資機材の確保
- (2) 復旧用資機材の輸送
- (3) 復旧用資機材の整備点検
- (4) 復旧用資機材の広域運営
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

3 防災教育及び防災訓練

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 L P ガス供給設備等災害予防計画（（一社）滋賀県L P ガス協会）

L P ガス供給設備等において、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、L P ガス供給設備の維持管理並びに教育訓練とあわせて防災知識の高揚を図る。

1 災害予防対策

- (1) ガス設備等の転倒防止
- (2) マイコンメータの設置
- (3) 事業者による災害応急対策の体制整備
- (4) 広報
- (5) 防災教育訓練
- (6) 応急配給体制

2 防災意識の高揚及び訓練

防災意識の高揚を図り、災害対策を円滑に推進するため、計画的に防災訓練を実施する。また県及び町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 通信施設災害予防計画（西日本電信電話株）

災害時における電話等電気通信施設の疎通維持、放送電波の確保、施設等の防護・復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう予防措置を講じ万全を期する。

1 災害予防対策

予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び災害復旧対策の確立に努める。

- (1) 電気通信設備等の整備
 - ① 電気通信設備等に対する防災設計
 - ② 通信網の整備

- (2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、機器、資機材、及び車両等を配備する。

- (3) 災害時措置計画

災害時等において、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成しておく。

- (4) 防災用資機材及び物資の備蓄と輸送計画

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資材及び物資に

について、あらかじめ、その品名及び数量を定め、保管場所を指定して、これを備蓄する。

- ② 災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。

第6 放送施設災害予防計画（日本放送協会大津放送局、㈱京都放送、びわ湖放送㈱、㈱エフエム滋賀）

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、放送電波の送出及び受信を確保するため、万全の災害予防の計画を整備するよう努める。

- (1) 放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機材等の一定量常備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝播試験
- (5) 緊急交通路の調査
- (6) 非常持出機器、書類の指定
- (7) 演奏所及び仮設送信用場所の調査選定
- (8) 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- (9) その他必要と認められる事項

第7 鉄道施設災害予防計画（近江鉄道㈱）

近江鉄道本線は、本町の西部を南北に 5.7km にわたり通過し、そのほぼ中央に日野駅を有している。災害発生時、又は発生するおそれがある場合における安全対策として、概ね次に掲げる事項について万全の災害予防計画を整備するよう努める。

1 線路の整備

- (1) 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- (2) 隧道の維持並びに改良強化
- (3) 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化

2 橋梁の整備

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 空頭不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進

3 鉄道用車両、資機材等の整備

- (1) 災害時における救援車、自家用トラック、軌道車の整備
- (2) 非常用機材等の分散配備

第2章 防災体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

(総務課)

【計画方針】

災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、その主力となる活動要員の確保と発生初期における初動体制の整備を図る。

第1 職員連絡・動員体制の整備

勤務時間内の災害については、直ちに応急活動体制を確保できるが、夜間、休日における災害については職員の確保が困難である。

このため、災害が発生した場合、また発生が予想される場合に備え、災害時用職員初動マニュアルの配備体制、日野町水防計画における動員の伝達及び参集の方法等の配備体制基準を職員へ周知徹底する。

第2 活動マニュアルの整備

災害時の迅速な対応を図るために、災害時用職員初動マニュアルに基づいて定期的な訓練を行う。

第3 広域応援体制の整備

1 県・自衛隊への応援派遣要請

平常時からの連携を強化し、事前に応援業務内容、方法等について協議し、災害時における応援体制の確立を図る。

2 市町間における相互応援体制の整備

地震災害時における市町間の相互応援体制の整備に向け、受援計画の策定を進める。

3 関係団体との協定締結推進

町の応急対策に関わる関係団体との協定の締結の推進に努めるとともに、災害時の連絡先や要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

第4 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備と事後の対応力の強化を

図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行う。

[災害時応援協定等締結一覧]

国との協定等

	協定等名称	締結相手等	締結日
1	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	H24.10.3

地方公共団体等との協定等

	協定等名称	締結相手等	締結日
1	東近江の防災に関する応援協定	東近江行政組合及び構成市町	H8.3.23
2	滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下全市町	H10.5.30
3	災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会 34 町村	H25.6.29
4	滋賀県町村会災害相互応援協定	滋賀県内6町	H28.10.11

※3, 4 の締結相手等の数は日野町を含む

民間事業所等との協定等（他市町との共同締結含む）

	協定等名称	締結相手等	締結日
1	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	日野町建設工業会	H17.8.3
2	災害時の医療救護活動に関する協定 ※東近江管内市町共同	東近江薬剤師会、一般社団法人八幡蒲生薬剤師会	H21.3.19
3		近江八幡市蒲生郡医師会、東近江医師会	H21.3.23
4		滋賀県歯科医師会湖東支部	H21.3.25
5		滋賀県電気工事工業組合	H21.9.30
6	災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧等の応援に関する協定	(社)滋賀県エルピーガス協会八日市支部	H21.10.28
7	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	滋賀県造園協会東地区	H23.12.7
8	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)平和堂	H26.5.29
9	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H26.7.14
10	災害時に要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用 することに関する協定	(福)湖東会 特別養護老人ホーム白寿荘	H26.12.1
11		(福)日野友愛会 特別養護老人ホーム誉の松	
12		(医)昂会 介護老人保健施設リスタあすなろ	
13		(株)ドリエジョ ゆめさとグループホーム	
14		(福)わたむきの里福祉会 わたむきの里作業所	
15		(福)グロー ひのたに園	
16	災害時における一時避難場所施設利用に関する協定	(株)ダイフク	H27.3.9
17	災害時における生活物資の調達等に関する協定	日野町商工会	H28.9.27
18	災害時における消火水等の供給協力に関する協定	湖東生コン(協組)	H29.2.13
19	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	新江州(株)・セッツカートン(株)	H29.6.26
20	災害時における救援復旧活動の支援に関する協定	(株)ヒロセ	H29.8.17
21	災害発生時における蒲生郡日野町と日野町内郵便局の協力に関する協定	日野町内郵便局(8局)	H29.8.22
22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30.1.12
23	災害時における救援復旧活動の支援に関する協定	(株)日映日野	H30.7.9
24	災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定	山田ダンボール(株)	H30.8.16
25	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	(株)カンボ	H30.11.21
26	災害時における物資の提供に関する協定	青木油脂工業(株)滋賀工場	R1.12.25
27	災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定	(株)エフエム滋賀	R2.8.24
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R3.3.1
29	災害時における救援復旧活動の支援に関する協定	柳阪元光夫商店	R3.3.9
30	滋賀県日野町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便(株)	R3.3.25
31	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	(株)オカイチ・WorksOka	R4.1.18
32	安全で安心して暮らせるまちづくりに関する協定	生活協同組合コープしが	R4.2.24
33	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	R3.7.30

34	災害時における一時避難場所施設利用に関する協定	グリーン近江農業協同組合	R4.8.2
35	大規模災害時における道路警戒や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定	関西電力送配電(株)	R4.10.3
36	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益財団法人日本下水道管路管理業協会	R2.4.17
37	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会	R2.4.17
38	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	R2.4.17
39	被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約	被災者生活再建支援法人(公財)都道府県センター	R5.1.30

※各協定等で一部更新等が行われた場合は、協定等名称は最新の名称を、締結日は最初の日付を記載しています。

第2節 情報収集・連絡体制の整備

(西日本電信電話㈱、総務課)

【計画方針】

災害時の情報収集、伝達を迅速に行うには、情報連絡体制の多重化を図る必要がある。このため、町は災害対策本部（以下「町本部」という。）を中心とする情報収集・連絡体制を整備するとともに実効性の確保に努め、通信手段の確保と充実を図る。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

災害に関する情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

(1) 気象予警報・特別警報

気象予警報については、彦根地方気象台が発表した情報を県防災行政無線（ファックス）全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認並びに隣接市町への確認等をあわせて実施する。

特別警報については、県からの通知を受けるとともに、気象庁自らが周知の協力依頼を行う報道機関からの情報収集に努める。

(2) 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを入手するとともに、日野川の洪水予報をインターネット等によって収集する。また、滋賀県土木防災情報システムの情報端末によるリアルタイム情報等をあわせて確認する。

(3) 地震情報

地震情報については、彦根地方気象台が発表した情報を県防災行政無線（ファックス）を通じて収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認等をあわせて実施する。

(4) 被害情報

被害情報については、町職員、消防団及び住民からの情報収集を基本とする。

※ Jアラートの活用

Jアラートとは、緊急地震速報、風水害速報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

2 情報伝達体制の整備

災害に関する情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルート の多重化を図る。

(1) 災害情報の伝達

災害に関する情報伝達は以下の6つを基本とする。

① 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達は、滋賀県防災情報システム・滋賀県土木防災情報システム（S I S P A D）や滋賀県防災行政無線により行う。

② 住民への情報伝達

住民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。

ア 自治会（自主防災組織を含む）による情報伝達（電話等）

イ 広報車による情報伝達

ウ テレビ、ラジオ（NHK 大津放送局、びわ湖放送㈱、㈱エフエム滋賀等。以下同じ）による情報伝達

エ Lアラート（TVデータ放送等）による情報伝達

オ ホームページやSNSによる情報伝達

カ 同報系防災行政無線による情報伝達（屋外拡声器）

キ 緊急速報メールによる情報伝達

ク 日野町行政情報メール配信サービス（日野め〜る）による情報伝達

ケ 日野町防災アプリによる情報伝達

コ 戸別受信機（緊急告知ラジオ）による情報伝達

③ 災害危険区域住民への情報伝達 避難行動要支援者への情報伝達

災害危険区域住民への情報伝達については、住民への情報伝達に加えて、町職員による口頭での情報伝達の実施に努める。災害危険区域住民への情報伝達

④ 避難行動要支援者への情報伝達

ア 避難行動要支援者への情報伝達については、住民への情報伝達に加えて、関係機関や避難支援者及び介護保険事業者による情報伝達を実施する。

イ 電気などのライフライン設備がストップした場合でも、避難支援者や介護保険事業者に必要な情報が伝達できる手段を構築する。

⑤ 外国人への情報伝達

⑥ 観光客等への情報伝達

(2) 情報伝達系統（連絡網）

災害時における情報伝達系統（連絡網）をあらかじめ作成し、情報伝達の万全を期す。

① 災害時における自治会への伝達系統

② 災害危険区域（水害及び土砂災害）住民への情報伝達系統

③ 避難行動要支援者及び支援者・介護保険事業者、関係機関への情報連絡系統

第2 情報伝達手段の整備

災害情報を迅速かつ的確に伝達するためには、伝達手段の質的、量的な整備が必要である。

1 日野町防災行政無線の充実

現在、日野町防災行政無線は、町と町消防団との災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るために運用されている。

- (1) 現行の防災行政無線を拡充し、町本部を中心とし、地区連絡所（各地区公民館）、指定避難所等と接続するよう検討を進める。
- (2) バックアップ体制の強化を図るため、移動無線局の設置を図り、バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の増設を図る。
- (3) Jアラートの活用
災害発生直前又は発生直後の緊急な情報収集を行うため、Jアラートと緊急速報メール等との自動連携を行う等積極的に活用する。

2 県防災行政無線通信施設

県と市町及び防災関係機関相互間の災害時における、迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、平成25年度から3カ年計画で地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線を整備した。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種の災害予防対策を行い、万全を期している。

- (1) 各無線局の送受信設備は可能な限りの小型軽量化を図り、かつ据付けにあたっては、揺れ止め施工をしている。
- (2) 各無線局には、予備電源として自動起動/停止型の発動発電機を設置している。
- (3) 統制局、中継局には、機器室に自動消火設備を設置している。

3 県防災情報システムの構築と機能

県は、災害発生時における被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との情報共有の実現、多様な手段による避難に関する情報の提供など、災害対応を円滑に行うため、防災情報システムを構築した。町は、システムの活用を図るため、機能の習熟に努める。

- (1) 被害情報、本部設置情報、避難所情報、避難情報、気象情報、震度情報などを収集・集計・帳票出力する被害情報等収集・整理機能。
- (2) 県や防災関係機関の定点カメラ映像等を収集、再配信および危機管理センターの映像・音響設備と連携する映像情報収集・配信機能。
- (3) 災害対応が必要となる事象が発生した際に、あらかじめ登録された県職員へ自動で電話通報等を行い、災害初動体制の構築を支援する職員参集機能。
- (4) Lアラート(TVデータ放送等)などのシステムと連携し、避難に関する情報を提供する情報提供機能。

4 情報伝達手段の多重化

住民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化を図る。

○資料59「災害時における緊急告知ラジオ放送に関する協定書」

○資料60「災害に係る情報発信等に関する協定書」

第3節 消防救急体制の整備

(東近江行政組合消防本部、消防団、総務課)

【計画方針】

近年における火災の複雑化、多岐化及び大規模化に対処するため、消防施設の整備を促進し、強化するとともに、消防団員を確保し、その育成を図る。また、東近江行政組合消防本部においては、災害初動期において円滑な救急救護活動ができるよう、必要資機材の整備と救急・救助訓練を実施し、迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。

第1 消防施設設備の整備

町及び消防本部、消防団は、消防庁が定める「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に準じ、消防施設及び設備の整備状況にあわせ、消防ポンプ自動車等の消防施設設備の整備を行う。

第2 消防水利の整備

消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に準じて消火栓の新設及び増設、防火水槽の設置等、消防水利の確保を図る。

また、阪神・淡路大震災において、消火栓が管の破損によって使用不可能となったケースもみられたため、防火水槽や自然水利の重要性が高まっている。このため、町及び消防本部は、日野地区など住宅密集地で、適地が無く設置が遅れている地区について、防火水槽等の消防水利の整備以外に、河川等の自然水利の利用、農業用水の利用、学校のプール等の効率的利用についても一層の検討を進める。

また、地震時における断水情報の把握と適切な運用について、消防震第30号消防庁通達に伴い、水道施設における、一定の震度以上の地震を感知すると自動的に配水池からの流出を遮断するシステムの導入を進めて行く。

第3 救急・救助体制の整備

災害初動期において、建物倒壊・孤立・埋没・落下物・パニック・火災等による非常事態に対し、集中的な救急救護活動ができるよう、平常時における必要資機材の整備を図るとともに災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

1 救出用及び応急救護用資機材の整備

災害時に建物やブロック塀が倒壊した時の救急・救助活動に備え、救出用資機材及び応急救護用資機材を整備する。

2 救急・救助体制の整備

町民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防隊員、消防団員、町職員を中心に救急・

救助訓練を実施し、迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。

第4節 水防体制の整備

(建設計画課、総務課、消防団)

【計画方針】

風水害に対処するため、水防法の規定により日野町の区域における水防の責任を十分に果たし、風水害の防御及びこれによる被害を軽減するに必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設を充実強化する。また、地域密着性、要員動員力、即時対応力という特性を持つ消防団へ管轄区域の警戒、巡視及び報告、応急対策や避難誘導等の防災活動全般について協力を依頼する。

なお、計画の詳細については、「日野町水防計画」に基づく。

第1 水防計画の策定

指定水防管理団体（町）は、県の水防計画に準じて詳細で具体的な想定をしたうえで、毎年水防計画を立てる。また、水防法第33条に基づき水防計画を県に届け出を行い、東近江警察署と東近江行政組合消防本部の長に通知する。

第2 水防力の強化

町の水防団は、消防団が兼ねる。町は、これらの消防団に対して教養訓練を行い、水防力の強化に努める。

第3 水防訓練の実施

- (1) 消防団員に水防作業を習熟させるため及び非常時における水防事務の円滑な実施を図るため、総合防災訓練において水防訓練を実施していく。
- (2) 水防訓練の実施には、日時・場所・方法等を東近江土木事務所長に連絡し、指示を受けるとともに、終了後、その状況を報告する。

第4 水防施設の整備

1 水防倉庫

水防倉庫は、水防本部が設置される日野町役場に設置し、倉庫内には、水防倉庫1棟当たり資機材の備蓄量基準に基づき整備している。

2 簡易量水標

県が設置する簡易量水標を使用する。

河川名	設置場所
出雲川	三十坪・小御門・河原
佐久良川	中之郷
日野川	別所
砂川	下駒月

3 水位計

県が設置する水位計は以下のとおり。

観測所名	河川名	設置場所
諸木大橋	佐久良川	中在寺
増田橋	日野川	増 田

4 河川防災カメラ

県・町が設置する河川防災カメラを使用する。

県設置カメラ		
観測所名	河川名	設置場所
大正橋	出雲川	三十坪

町設置カメラ	
河川名	設置場所
砂川	下駒月
出雲川	小御門
佐久良川	中之郷

5 雨量計

県が設置する次の雨量計により管理者相互に連絡する。

区 分	観測所名	設置場所	管 理 者
テレメータ	日 野	河 原	東近江土木事務所
テレメータ	桜 谷	中之郷	東近江土木事務所
テレメータ	熊 野	熊 野	東近江土木事務所
自 記	日野川ダム	村 井	東近江土木事務所
テレメータ	深山口	深山口	東近江土木事務所
テレメータ	西明寺	西明寺	東近江土木事務所

第5 水防用資機材の調達・整備

- (1) 町は毎年、水防用資機材を点検整備する。

- (2) 町は使用した資機材は、使用后直ちに補充する。
- (3) 町は備蓄する水防用資機材を放出してもまだ不足するときは、直ちに補充する。
- (4) 集落水防管理者(自治会長等)は、地区の状況に適用するよう水防用資機材を備蓄し、緊急事態に備える。
- (5) 町は水防従事者の安全確保のため、ライフジャケット等を確保するよう努めるものとする。

第6 風水害に関する情報の共有及び減災対策の推進

国、滋賀県および関係市町等で構成する東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会において、洪水氾濫並びに土砂災害に関するリスク情報や取り組みについて共有し、連携した取り組みを推進する。

○資料5 「日野町水防計画」

○資料33 「水防倉庫一棟当たりの資機材の備蓄量基準」

第5節 避難対策

(総務課、建設計画課、消防団)

【計画方針】

災害発生時における人的被害を軽減するため、総合的、計画的な避難対策の整備を推進する。

第1 避難誘導計画の整備

町は、災害時に住民が安全で、かつすみやかに避難できるように、災害時の避難誘導計画を立て日常の訓練を実施する。

第2 避難場所、指定避難所、避難路

災害から住民の生命を守る上で、身近なところに安全な避難場所や避難所が確保されていることが極めて重要である。このため、町は自治会等とともに、住民の基礎的単位である自治会ごとに「地域避難集合場所」を選定し、また町として「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定する。

1 地域避難集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所の区分

自治会単位において災害時に身の安全を守る場所及び安否の確認を行うために住民が集う場所を「地域避難集合場所」とする。また、地震等の災害の危険から逃れるための場所を「指定緊急避難場所」とし、対応する災害種別を明らかにし指定する。

さらに、災害の危険性や災害による被害の影響から避難した住民等が一時的に滞在するための「指定避難所」を指定する。

指定避難所の運営については、車中泊避難者対策やペット対策、女性の参画を推進する。特にプライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない女性専用の物干し場、更衣室、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するように努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮し、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

さらに、生活に必要な物資や資機材の配備をすすめ、要配慮者に配慮した設備の充実や仮設トイレの確保、備蓄を図るなど、指定避難所の良好な生活環境の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における車中泊避難者の支援とエコノミークラス症候群の

予防に努めるとともに、ペットのためのスペースの確保に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に連絡体制や指定避難所の開設等に関する役割分担等を定めるよう努める。

(1) 指定避難所の条件

- ① 耐震性のある建築物（天井落下防止対策、非構造部分の補強、既存不適格部分の改修等建築物全体の耐震化を推進する。）
- ② 被災者の収容可能に必要な面積の確保（各施設における収容人員は、有効面積に対して1人2㎡以上とする。ただし、感染症がまん延するおそれがある場合においては、国及び滋賀県による避難所運営ガイドラインによる。）
- ③ 電話、防災行政無線、ファックス、テレビ、パソコン等の設備の整備
- ④ 非常用電源（非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む）の整備
- ⑤ トイレ（仮設トイレを含む）の整備
- ⑥ 災害救援物資の受け入れが比較的容易な場所

(2) 指定避難所に求められる条件

- ① 原則として木造家屋の密集地から離す。（延焼の危険性）
- ② 各指定避難所には給水施設の整備を推進し、被災者がその場所で受水できるようにする。
- ③ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車いす対応トイレ等の整備
- ④ 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備
- ⑤ 避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備
- ⑥ 救護用資機材の整備
- ⑦ カセットコンロ等調理器具の整備、備蓄
- ⑧ 寝具等避難生活に必要な物資の備蓄
- ⑨ 男女双方の視点および性的指向・性自認に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備

2 福祉避難所の指定

町は要配慮者の避難生活を支えるものとして、福祉避難所の指定を進める。また福祉関係者等の協力を得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援を充実させるため、県と連携し必要な人員を確保する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている施設を指定するものとする。

3 避難路

避難路の選定は、平常時から地域の特性をふまえ自治会等が行い、災害時には町本部は自治会等へ収集した情報の伝達と避難行動の支援に努め、住民はその状況下で最も安全と判断する避難路を選択し、絶えず安全を確認しながら避難する。

なお、避難路は以下の点に留意しながら選定する。

- (1) 避難路は、地域の実情にもよるが、できる限り2経路以上を選定する。
- (2) 避難路は、できる限り幅員の広い道を選ぶ。
- (3) 避難路は、建築物等の倒壊落の恐れやその他危険要因となるものを考慮した上で、できる限り危険を避け選定する。

4 地域避難集合場所の民間施設等選定

災害時における地域の安全確保の向上を図り、状況に応じた避難行動が適切に行えるよう、自治会や自主防災組織等が主体的に民間施設等と協議を行い、民間施設等を地域避難集合場所として選定する場合に、町は防災上必要な情報を提供すると共に協定締結に立会うなど、地域が避難しやすい環境づくりの支援を行う。

5 広域避難

- (1) 町が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難および指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接、県外の他市町への受入れについては県と協議する。

また、町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。

- (2) 町は、協議先市町または県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。
- (3) 町は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。
- (4) 町は、被災した他市町または県から避難住民の受け入れについて協議を受けた場合、次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設を提供しなければならない。
 - ① 自らも被災していること。
 - ② 被災住民の受け入れに必要となる施設が確保できないこと。
 - ③ 地域の実情により避難行動要支援者（災害時要援護者）等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
 - ④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。
- (5) 町は、被災住民を受け入れる場合、町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所

を決定し、直ちに、その内容を被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他町長が必要と認める者に通知する。

第3 指定避難所・避難路に関する知識

災害が発生し避難が必要な時には、住民が避難路・指定避難所を熟知していなければならない。それには平素から避難路・指定避難所に関する知識を得られるよう、日常的に避難訓練を行い住民への周知徹底を図ることが必要である。

また、災害時には恐怖心や誤った情報からパニックが発生することも少なくないので、迅速な避難誘導と正確な情報の伝達、住民への啓発を行い、パニックを防止する。

なお、状況に応じた適切な安全確保措置を取ることが避難であり、自らの判断で近くの安全な場所への移動又は緊急安全確保を行うことも、避難の選択肢であることを啓発するとともにマイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

1 防災マップの作成・促進と誘導標識の設置

町は、地域並びに職域で避難路及び指定避難所の周知徹底を図るため、地域等における防災マップの作成促進や防災訓練等により防災意識の高揚に努めるとともに、幹線道路をはじめとする地区内の主要道路や主要地点に誘導標識の設置を推進する。

2 町本部と接続する情報網の整備

災害時のパニックを防止するため、町本部からの緊急指示や情報を正しく伝えるべく、情報連絡網の整備と情報収集処理体制を確立する。

○資料19 「地域避難集合場所一覧」

○資料20 「日野町の指定避難所と指定緊急避難場所」

○資料43 「災害時における一時避難場所施設利用に関する協定」

第6節 緊急輸送体制の整備

(建設計画課、農林課、総務課)

【計画方針】

町は、災害時の救援物資等の緊急輸送や傷病者の救助収容に有効な、緊急輸送路及び緊急ヘリコプター離発着場の整備拡充に努める。

第1 緊急輸送路の整備

1 県における緊急輸送道路の指定

県の地域防災計画において、緊急時に使用すべき道路として重要性に応じて、以下のよう
に区分している。

(1) 第一次確保路線

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路及びこれらを連絡する
道路。

第一次緊急輸送道路	該当なし
-----------	------

(2) 第二次確保路線

第一次確保路線と県庁・地域事務所又は町庁舎等の防災拠点とを相互に連絡する道路。

第二次緊急輸送道路	1. 国道 307 号、2. 国道 477 号
-----------	-------------------------

2 第3次緊急輸送道路

町内における主要道路、すなわち防災活動拠点（公共施設、消防施設等）と指定避難所を
結ぶ道路を以下に示す緊急輸送道路として確保し、平常時から道路施設の維持管理・強化に
努める。この道路は、災害時に被害を比較的受けにくく、かつ大型車の対面通行が可能であ
ることを条件とする。

〔第3次緊急輸送道路〕

1	国道	307 号
2	国道	477 号
3	主要地方道	土山蒲生近江八幡線
4	主要地方道	石原八日市線
5	一般県道	桜川西中在寺線
6	一般県道	中里山上日野線
7	一般県道	西明寺安部居線
8	一般県道	西明寺水口線
9	一般県道	日野徳原線
10	町 道	大窪音羽線
11	町 道	鎌掛線
12	町 道	鎌掛深山口線

13	町 道	松尾村井線
14	町 道	日野松尾線
15	町 道	日野中部2号線
16	町 道	村井団地4号線
17	町 道	横町線
18	町 道	西大路鎌掛線
19	町 道	日野南部線
20	町 道	小御門十禅師線
21	町 道	小御門線
22	町 道	石原鳥居平線
23	町 道	工業団地1号線
24	町 道	三十坪石原線
25	町 道	内池水口線
26	町 道	石原増田線
27	農 道	日野東部地区広域農道

第2 ヘリポートの整備

現在、県は日野町に飛行場外離着陸場として別表の5ヶ所を指定している。町は内池公園グラウンドを物資供給拠点として定め、物資輸送の際には優先的に使用する。上記箇所が使用不可能な場合や他の離発着場が近い場合には、その他の離発着場を使用する。また、町はヘリポートの設置基準を参考に、ヘリコプター離発着場の独自の開設に努める。具体的には、公共施設等の公共用地（広場）等を核とする災害時緊急ヘリコプター離着陸場の設置拡充を検討する。

なお、ヘリポートの設置基準は以下のとおり。

- (1) 仰角9度以上の線上400m、幅50mにわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (3) ヘリポートの近くに上空から確認しうる風の方角を示す吹流し、又は旗を立てること。
- (4) 離着陸時には風圧等により危険があるので人を接近させないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を記して着陸地点を示すこと。

〔災害時緊急ヘリコプター離着陸場一覧〕

番号	飛行場外離着陸場名	所在地	連絡先
1	内池公園グラウンド	大字内池 133 番地	0748-52-6567
2	熊野多目的グラウンド	大字熊野 429 番地付近	0748-52-1211
3	大谷公園野球場 ※	大字大谷 341 番地 1	0748-52-6567
4	ブルーメの丘駐車場	大字西大路 843 番地	0748-52-2611
5	日野川ダム公園運動広場 ※	大字西大路地先	0748-52-0833

(※は県が防災対応離着陸場に指定)

○資料40 「緊急輸送道路」

第7節 非常用物資の備蓄

(福祉保健課、交通環境政策課、上下水道課、総務課)

【計画方針】

町は、災害時に備え、平時より保存性の高い食糧、生活必需品、資機材等を備蓄するための倉庫を整備し必要量の備蓄を行うとともに、品質確保の観点などから常時多量のものを備蓄しておくことが困難なものは、各家庭における備蓄をはじめ、流通備蓄や県への要請、他市町への応援要請等により確保し、災害時の物資供給計画を立て、応急配給体制の整備を図る。

第1 飲料水・食糧・生活必需品等の備蓄（総務課、福祉保健課、長寿福祉課、上下水道課）

(1) 各家庭における備蓄

自らの身の安全は自らの手で守るという防災の基本原則に立ち、日頃から各家庭で家族構成に応じた3日分の飲料水や食糧の備蓄に努める。

飲料水 3リットル×3日分／1人を目安に備蓄する。

食糧 3食×3日分／1人を目安に備蓄する。

(2) 流通備蓄

町内外の商品販売業者との協定を促進し、緊急手配による調達等の協力体制の整備に努める。

特に避難行動要支援者への生活必需品や補装具等は多種多様であり、町で備蓄することが困難なうえ、供給ルートも限定されているものも多いため、関係する業界又は障がい者団体などと連携し流通ルートを確保するよう努める。

(3) 本町における備蓄物資の確保とその管理

町は、県が実施した地震被害想定の結果を参考に、南海トラフ巨大地震が発生した場合の3日目の避難所生活者数2,194人分を目標に備蓄を行う。

① 食糧は、調理が不要または簡易であり、長期間、簡易に保管できることが求められる。

アルファ化米やクラッカーを中心に備蓄するほか、粉ミルク・液体ミルク等など乳幼児用のものや高齢者用のもの、食物アレルギーに配慮したものの備蓄に努める。

品 目	2,194人分の目標数量		1人あたりの供給
飲料水(500ml)	2,000本	7,000ℓ	3ℓ(1日分)
飲料水(2.0ℓ)	3,000本		
アルファ化米	4,500食	9,000食	3食(1日分) ※食物アレルギー 対応分含む
保存用クラッカー	1,000食		
保存用ビスコ	2,000食		
缶入りパン	1,500食		

② 生活必需品は、指定避難所等での保温と休息を第一に考え、毛布の備蓄を行うほか、乳児や大人用の紙おむつ、女性の生理用品、マスク等の感染症対策を含めた衛生用品の

備蓄に努める。なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

- (4) 災害時において救助用物資を迅速かつ確実に調達するため、平常時の在庫量等を把握し、災害時の調達に備える。

第2 医薬品の備蓄（福祉保健課）

- (1) 災害時に必要な医薬品については、東近江保健所と協力し円滑な供給を図るよう努める。
- (2) 血液製剤については、滋賀県赤十字血液センターが中心となり、同センターはもちろん県下の主要な医療機関の在庫量を点検し、一定量の血液を万一来に備え備蓄する。
- (3) 町内の医療機関と災害時の応急医療体制について確立する。
- (4) 住民への応急手当等の知識、技術の普及を図る。

第3 防災用資機材の備蓄（総務課）

- (1) 自主防災組織の防災用資機材の整備を支援する。
- (2) 地域防災拠点（公共施設、消防施設等）に災害応急活動に必要な資機材の備蓄に努める。
- (3) 高度救助資機材については、消防本部において整備を図る。
- (4) 乗用車、重機、発電機などの燃料の備蓄や供給先について整備を図る。

第4 仮設トイレ等の緊急用資機材の備蓄（交通環境政策課）

災害時に必要な仮設トイレ、消毒剤、脱臭剤等の緊急用資機材については、町もしくは広域的な整備体制を確保するとともに、レンタル業界等との支援協定を締結する等により、迅速かつ円滑に調達する体制を整備する。

第5 備蓄、供給体制の整備（総務課）

町は、県との連携を図りながら、すみやかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により、物資の確保を図る。

- (1) 拠点備蓄倉庫の整備
- (2) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (3) 供給体制の整備

第6 備蓄品の管理（関係各課）

備蓄品の点検は、定期的に実施し、適宜補充・更新する。

- 資料2 1 「災害用備蓄品等保有及び配備一覧表」
- 資料4 2 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」
「災害時における物資供給に関する協定書」
- 資料4 7 「災害時における生活物資の調達等に関する協定」
- 資料4 8 「滋賀県町村会災害相互応援協定」
- 資料5 0 「災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書」
- 資料5 3 「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」

○資料56 「災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定書」

第8節 避難行動要支援者の防災予防計画

(福祉保健課、長寿福祉課、子ども支援課、学校教育課、企画振興課、総務課)

【計画方針】

東日本大震災においては、被災地全体の犠牲者のうち高齢者や障がい者の占める割合が大きかったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等（以下「要配慮者」という。）の安全確保体制の整備を図る。

災害発生時には、要配慮者に対して、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要である。

このため、町は、要配慮者のうち、災害時に他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、家族等による必要な支援を受けることが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者との情報共有を図るとともに、町は県と連携して、避難体制の整備や要配慮者利用施設の防災体制の構築、避難訓練の支援、指定避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設整備を行う。

特に全国各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえた避難者支援の実現と要配慮者への配慮に努める。

第1 高齢者等に配慮したまちづくり（福祉保健、課長寿福祉課）

1 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者にとって、階段・段差等は、日常生活においても大きな障壁となる。特に災害時には極めて危険な状態を招くおそれがある。

このため、普段から高齢者や障がい者に配慮した住みよい福祉のまちづくりを進めることが重要である。

2 避難路の整備確保

要配慮者利用施設から指定避難所・指定緊急避難場所に至るまでの経路を各施設において点検するとともに、避難する際に障害となる物の除去や、段差を解消するなど、避難路の安全確保を図る。

第2 防災知識の普及（総務課、企画振興課、福祉保健課、子ども支援課、長寿福祉課、学校教育課）

1 要配慮者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、パンフレットや防災マップ等による防災知識の普及活動を実施する。

また、日本語の理解が困難な外国人等に必要な情報を確実に伝達し、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

2 要配慮者利用施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の所有者または管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

3 暴力等の被害防止を図る観点の防災知識の普及啓発

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3 緊急情報通信システムの確立（総務課、企画振興課、福祉保健課、長寿福祉課）

災害発生時には、要配慮者に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、携帯電話やインターネットの活用等、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達に努める。

第4 地域救援体制の整備（総務課、企画振興課、長寿福祉課、福祉保健課）

1 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に取得し、自らの生命又は身体を災害から保護するために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する者とする。例えば、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童等、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦、日本語に不慣れな外国人、傷病者等が考えられる。

ただし、これらの者であっても、災害時に一連の行動をとることにに対して支援を要しない者や、これら以外の者であっても支援を要する者が存在することに留意が必要である。

2 避難行動要支援者名簿の整備

避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者との情報共有を図ることにより、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援体制を構築する。

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、適切に管理する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び記載事項

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、家族等による必要な支援を受けることが困難な者とし、掲載対象者及び記載事項は、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に記載のとおりとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、実施機関内で保有する住民基本台帳システム、介護保険システム及び身体障害者手帳交付台帳、療育手帳台帳、精神手帳所持者

名簿から名簿搭載者に係る必要な事項を抽出の上、避難行動要支援者名簿に集約するものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を1年に1回更新する。

ただし、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

3 避難行動要支援者名簿の情報提供

(1) 名簿情報の提供

町は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を実現するため、日野町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例（令和5年日野町条例第2号）に基づき、避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載された者の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

(2) 避難支援等関係者となる者

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の避難支援等の実務に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と密接な連携と協力により、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するものとする。

なお、避難支援等関係者は、日野町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例に記載のとおりとする。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために日野町が求める措置及び日野町が講じる措置

町は、避難行動要支援者名簿の外部機関への提供に際しては、避難支援等関係者が適切な個人情報保護管理を行うよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

4 避難行動要支援者避難支援体制の構築

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難支援体制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者のための「避難行動要支援者避難支援プラン」の作成等

① 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動を定めた「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成するとともに、地域における避難行動要支援者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法・支援対策について福祉関係計画に盛り込むこととする。

② 地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、具体的な避難支援方法を定めた「避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）」を策定することにより、避難体制の整備に努める。

(2) 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

① 地域見守り体制の構築

② 町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係機関との連携による避難行動要支援者情報の収集と避難支援体制の確保

③ 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

④ 警察、消防署等との連携

(3) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(5) 自治会の役割

① 自治会は、民生委員・児童委員等との連携により災害発生時に援助を必要とする避難行動要支援者の実態把握に努める。

② 災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自治会が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。

(6) 防災訓練の充実

避難行動要支援者に対するきめ細かい対応を想定し、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難の支援に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進などを通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める。

5 福祉避難所の設置

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者が指定避難所等での避難生活ができない場合等に備え、福祉避難所の指定を推進する。

なお、災害発生時に施設等の一部を福祉避難所として利用する場合については、あらかじめ当該施設等を所有する事業者と協定を締結するものとする。

(2) 福祉避難所の運営

福祉避難所については、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制の整備を進める。

(3) 福祉避難所における物資の備蓄

高齢者・障がい者や乳幼児、妊産婦等の要配慮者が円滑な避難生活を送るために必要となるトイレ、車いす、簡易ベッド、乳幼児のための備蓄品及び授乳に配慮するための設備等の配備に努めるものとする。

(4) 社会福祉施設への緊急入所

自然災害により在宅生活が困難となる要配慮者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。

(5) ホテル、旅館等の借り上げ

要配慮者の福祉需要に十分対応できない場合には、ホテル、旅館等を借り上げ、要配慮者の体調管理に万全を期す。

[福祉避難所協定施設一覧]

施 設 名	所 在 地	連絡先	事 業 者 名
特別養護老人ホーム 白寿荘	松尾 359 番地	0748-52-5616	社会福祉法人 湖東会
特別養護老人ホーム 誉の松※①	深山口 524 番地	0748-53-0261	社会福祉法人 日野友愛会
介護老人保健施設 リスタあすなろ	上野田 246 番地	0748-52-6000	医療法人社団 昂会
ゆめさとグループホーム	西大路 434 番地 2	0748-53-8722	株式会社 ドリエジョ
わたむきの里作業所	上野田 805 番地	0748-53-1061	社会福祉法人 わたむきの里福祉会
ひのたに園	松尾 121 番地	0748-52-0645	社会福祉法人 グロー

※①土砂災害警戒区域内等の施設に該当

平成26年12月1日～

○資料4-1 「災害時に要配慮者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

6 要配慮者の支援体制の整備

町は災害時において、在宅や指定避難所内の要配慮者に応じた支援体制の確保に努める。

県は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成される滋賀県災

害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）（「しが DWAT」という。）を派遣できるよう、平時から準備を進める。

第5 要配慮者利用施設の防災体制強化（福祉保健課、子ども支援課、長寿福祉課、学校教育課）

1 社会福祉施設の耐火化・堅牢化

社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐火化・堅牢化に向けた改修についての講習会を開催するなど指導を行う。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断を受け、その結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐火化・堅牢化を図る。

2 防災体制の整備

(1) マニュアル等の整備

要配慮者利用施設の管理者等は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

(2) 防災対策計画の作成

要配慮者利用施設の管理者等は、施設毎の規定（介護保険法等）や災害毎の規定（水防法等）に従い、防災対策計画を作成する。防災対策計画は、自然災害からの避難も対象となっていることを認識したうえで、浸水や土砂災害等の対策、訓練の実施計画、避難先の確保状況等について記載する。

町は、要配慮者利用施設の防災対策計画について、施設開設時や定期的な指導監査等の機会を通じ確認するよう努める。また、防災上必要な支援を行う。

(3) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

水防法の浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、風水害及び土砂災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成し町へ報告するとともに、作成した避難確保計画に基づき「避難訓練」を実施する。

○資料5 4 「土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧」

第3章 防災教育の実施

第1節 防災意識の啓発

(東近江行政組合消防本部、消防団、学校教育課、農林課、総務課)

【計画方針】

町は、職員に対して専門的教養訓練等を実施するとともに、地域住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政指導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、防災知識の向上に努める。また各種メディアや総合防災訓練等を活用し、常に防災意識の高揚に努める。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

また、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の充実を図り、幼少期からの防災に関する知識普及に努める。

なお、避難訓練等を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別（性的指向・性自認を含む）によるニーズの違い等の視点に十分配慮する。

第1 住民に対する防災知識の普及（総務課）

1 実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期又は県並びに全国的に実施される防火防災に係る運動期間等を考慮しながら、主に町の定期的な広報媒体により随時実施する。

(1) 実施期間

① 風水害予防に関する事項		5月～10月
	水防月間	5月1日～5月31日
② 土砂災害予防に関する事項		6月1日～6月30日
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
③ 火災予防に関する事項	春季	3月1日～3月7日
	秋季	11月9日～11月15日
	冬季	1月26日
④ 震災に関する事項		
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
防災とボランティアの日	1月17日

(2) 実施方法

町の広報紙や防災パンフレット等印刷物を配布し周知に努める。また、まちづくり出前講座等実践的な広報を行うこととする。

2 実施内容

防災知識の普及活動は、概ね次の事項を重点にその普及徹底を図る。

(1) 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく日野町地域防災計画の要旨。

(2) 災害時の備え

災害に関する知識及び行動、備蓄用品等の予防・安全対策事項。

- ① 気象予警報の種類と避難準備等の対応に関する事項
- ② 避難する場合の非常持出品等
- ③ 飼い主による家庭動物の同行避難及び指定避難所等での飼養準備
- ④ 地域避難集合場所及び指定緊急避難場所、指定避難所と避難経路
- ⑤ 災害発生時の連絡系統
- ⑥ 復旧及び生活再建のための保険・共済等への加入
- ⑦ その他災害時に家庭で備えておくべき予防・安全対策事項

(3) 適切な行動

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとるよう啓発を行う。

第2 園児・児童・生徒に対する防災教育（子ども支援課、学校教育課）

学校等において、園児・児童・生徒が防災に対する正しい知識と行動を身につけるため、実効性を重視した防災教育のカリキュラムの充実を図る。その際、学校防災教育アドバイザー及び防災士等の活用に努める。また、県教育委員会及び文部科学省発行の学校防災マニュアル作成のための資料、滋賀県防災危機管理局・内閣府・気象庁発行の防災学習資料等を有効活用する。

各学校等においては、災害発生の場合に、園児・児童・生徒の安全確保等に適切な措置がとれるよう、具体的な防災に関する計画を立てておくものとし、毎年教育委員会に報告する。

また、各学校等においては、さまざまな想定での避難訓練を計画的に実施する。

第3 職員に対する防災知識の徹底（総務課）

町職員の防災意識及び防災知識の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割分担、責

任の明確化などのために説明会や研修会を行い、災害時における適切な判断力の養成に努める。

- (1) 平常時の心構え
 - ① 大規模災害発生時における冷静な対応
 - ② 迅速な参集及び参集途上における被害状況の確認
- (2) 町の災害対策活動について
 - ① 災害対策活動の概要
 - ② 災害時の役割分担
 - ③ 災害及び被害情報の収集、伝達の要領、報告書式の活用
- (3) 災害知識について
 - ① 風水害、土砂災害、地震の基礎知識
 - ② 災害に対する地域の危険性
 - ③ 災害情報等

第4 防災・防火管理者制度の徹底（東近江行政組合消防本部）

学校、病院、工場、事業所等における防災・防火管理者制度及び業務の徹底について強力に指導する。特に、事業所等における防火管理者は、東近江防火保安協会と連携を密にし、防災・防火管理の業務等についての講習を受講し、防災・防火管理体制の強化と質的向上を図る。

第5 防災週間における啓発活動（消防団、総務課）

防災の日である9月1日をはさんで、8月30日から9月5日までが防災週間となっている。防災週間は防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを趣旨としており、下記の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

- (1) 各種防災訓練等の開催
- (2) 講演会、研修会その他防災教育
- (3) ポスター、パンフレットによる広報

第6 林野火災予防の徹底（農林課）

山火事予防運動は、春季全国火災予防運動（3月1日から3月7日まで）の期間とするが、県下の林野火災発生状況等を勘案し、林野火災が多発することが予想される時期についても実施する。

第2節 自主防災組織の育成

(総務課、東近江行政組合消防本部、消防団)

【計画方針】

住民の共助の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の整備充実、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要である。これらの育成強化について必要な事項を定める。（災害対策基本法第5条第2項、第7条）

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害時における出火防止、初期消火、水防活動、被災者の救出及び安否確認、行方不明者等の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、負傷者の応急手当、応急復旧作業等について、東近江行政組合消防本部、消防団等と協力して応急救助活動を実施する。

2 住民組織の必要性と指導

町は、自主防災組織の設置を促進するため、自主防災組織の設立や運営に対する支援を行い、防災に関する意識の高揚を図る。また、組織結成後は運営や資材調達、訓練等に対する助言を行い、災害時の活動が円滑に進むよう組織の充実に努める。

第1 地域自主防災組織の整備（総務課）

1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、出前講座、講演会等の開催に積極的に取り組む。

2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、問題点が生じないよう基本的には各行政区を単位として組織の設置を図る。

3 既存組織の活用による自主防災組織の設立

自治会、自警団、福祉会といった住民による自主的な地域組織がある場合は、新たな自主防災組織を設立できるよう積極的に指導、助言を行う。

4 自主防災組織を設立する際のポイント

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

(1) 組織の規約

① 役員

ア 防災責任者及びその任務

イ 班長及びその任務

② 会 議

ア 総 会

イ 役員会

ウ 班長会

(2) 防災士などリーダーとなる人材の育成

大震災等では、地域住民自身の手による自主防災活動の重要性が浮き彫りになったが、こうした活動が活発化し、地域に根を下ろすためには中核となる人材の育成が重要である。町は、地域コミュニティ活動の中心的人や消防団OB等に呼びかけ、研修や訓練等を通じ防災士などリーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項において考慮・検討を行う。

- ① 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- ② 地域住民は、個人としてできる任務を分担すること。
- ③ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立て、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- ④ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- ⑤ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備を行うこと。
- ⑥ 地域避難集合場所、指定避難所、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- ⑦ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- ⑧ その他自主的な防災に関すること。

第2 施設の自主防災組織整備計画

災害が発生した場合、学校、ホール、病院等多数の者が出入りし、又は、利用する施設及び石油・ガス等の危険物を使用もしくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等による大規模な被害発生が予想されるため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を作成する。

1 対象施設

- (1) ホール、大型商業施設、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- (2) 石油等類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的と認められる施設

2 設置する際のポイント

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画をたてておく。

(1) 組織づくり

① 役員

ア 防災責任者及びその任務

イ 班長及びその任務

② 会議

ア 総会

イ 役員会

ウ 班長会等

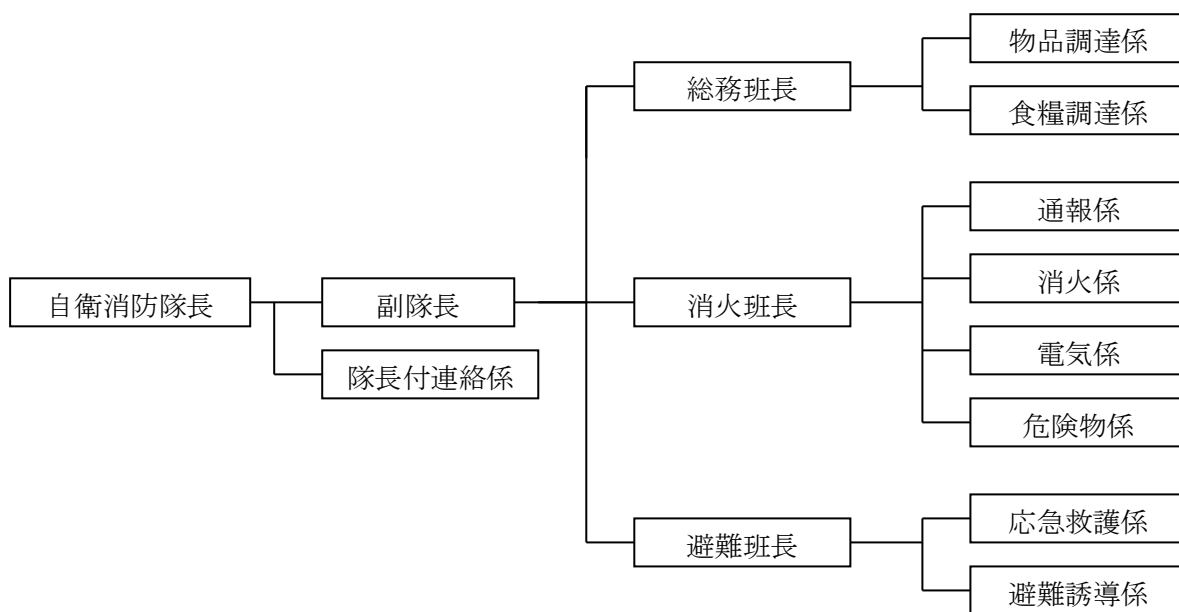
(2) 自主防災計画の策定

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めることとし、この計画には次の事項を記載する。

- ① 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- ② 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたてて、かつ市町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- ③ 防災機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- ④ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- ⑤ 負傷者の救出、搬送の方法、救護に関すること。
- ⑥ 避難集合場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- ⑦ 地域住民との協力に関すること。
- ⑧ その他自主防災に関すること。

3 組織の編成

事業所等における職域自主防災組織として、火災の早期発見と初期消火を目的とする自衛消防組織があげられる。



第3節 防災訓練の実施

(総務課、東近江行政組合消防本部、消防団)

【計画方針】

災害に備えて、特に災害発生時の初動体制の確立を目指し、防災関係業務に従事する町職員の実践的実務の習熟と、関係機関の有機的な連携を強化して応急対策にあたる体制を整備強化し、行政の災害対応能力を高めるとともに、住民の防災に対する関心を高める。

第1 総合防災訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、年1回以上関係機関が合同して実施、あるいは、図上により総合防災訓練を実施するよう努める。

1 訓練の時期

原則として防災週間内又は災害発生が予想される時期の前

2 訓練の内容

その都度参加機関が協議するが、概ね次の事項について実施する。

交通規制、通信、給水、初期消火、火災防御、炊出し、避難誘導、指定避難所開設、避難所等における感染症対策、救護所設置、水防、情報収集伝達、陸上輸送、電力施設応急復旧、救出、負傷者応急手当、危険物施設火災防御、非常招集、林野火災訓練、その他地域の災害リスクに基づいた訓練

第2 各機関別の訓練

1 実施責任機関

(1) 実施機関

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて、応急対策を実施するための必要な訓練を実施、あるいは図上により単独もしくは他の機関と合同して実施する。

(2) 共同訓練

防災関係機関は、他の機関が実施する防災関係訓練について協力、又は参加を求められたときには特別の事情がない限り、これに協力又は参加する。

2 町が行う訓練

町及び東近江行政組合消防本部・消防団は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて地震被害や大規模火災等を想定し、他の市町と合同で実施する。実施にあたっては、県及び他関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて合同訓練を行う。

3 避難訓練

(1) 自主防災組織の避難訓練

町、東近江行政組合消防本部・消防団、その他防災関係機関は、自主防災組織の避難訓練を支援する。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関係する訓練とあわせて実施する。

(2) 事業所等の避難訓練

町、東近江行政組合消防本部・消防団、その他防災関係機関は、学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、避難訓練を指導する。

(3) 土砂災害警戒区域における避難訓練

町は防災関係機関、要配慮者利用施設等と協力して土砂災害に対する総合的な防災訓練を、毎年梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に実施するなど、区域内住民の土砂災害の危険性の認識や防災意識の向上を図るとともに、住民等による主体的な避難訓練が実施されるよう支援する。

第4節 防災調査の実施

(総務課、建設計画課、東近江行政組合消防本部、消防団)

【計画方針】

本町における河川、ため池、山腹崩壊、土石流、急傾斜地、宅地造成地等で災害発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは、地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

第1 防災パトロールの実施

町が実施責任者となり、県、防災機関等の災害対策関係者と協力して災害時に危険が予想される箇所をパトロールし、それぞれの問題点を想定してその対策を検討し、必要な指示指導を行う。

第2 防災調査結果の公表

地震災害、土砂災害、風水害等の災害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策をまとめて地域住民、防災関係機関に周知する。

第5節 災害ボランティアへの支援

(福祉保健課、日野町社会福祉協議会、建設計画課)

【計画方針】

災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティア関係機関・団体との円滑な連携協力体制を築いていくことが重要である。

このため、各種講演会や交流の機会等を通じて町民のボランティア意識の醸成を図るとともに、平常時から、行政と関係団体が協働して災害に備えた活動を行い、また、災害発生時には、迅速に支援活動を行うことのできる体制づくりを進める。

第1 ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、災害時における被災地での各種支援活動に生かして行けるような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため町は、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く住民への防災意識の高揚を図る。

第2 ボランティア活動環境の整備

ボランティアには、専門知識や経験、特定の資格を有するボランティア（専門ボランティア）と指定避難所等での炊き出しや支援物資の管理や配付、住居に流れ込んだ土石、竹木等の除去等の特別な資格を必要としないボランティア（一般ボランティア）がある。

町は、それぞれの活動形態に対応した受入体制の整備を図るほか、災害発生時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の確保や整備を行う。

災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、県、町及び社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。なお、ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

第3 ボランティアコーディネーター等の育成

災害時に効果的なボランティア活動が展開されるためには、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるコーディネーターの果たす役割が重要である。

このため、町は、ボランティア活動の支援・調整方法等についての研修等を実施し、災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

町においては、平常時の各種ボランティア団体や個人の交流や研修の機会等の場を活用し、

コーディネーターの養成に努める。

第4 専門ボランティアとの連携体制の構築

町は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から県及び関係機関との連携を図り、専門ボランティアの氏名、連絡先、活動の種類等の把握に努める。

第4章 災害の予防対策計画

第1節 火災予防対策

(東近江行政組合消防本部、消防団、農林課、総務課)

【計画方針】

町及び東近江行政組合消防本部、消防団は、火災の発生を未然に防止するため、基本的な重要事項として出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するとともに、一旦火災が発生した場合には被害を最小限にとどめることができる火災防御及び消防体制の整備を図る。

また、災害時における火災を防止するため、県と協力して、基本的な重要事項として出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第1 火災の出火防止

1 火災予防の普及・啓発

住民に対する防火知識の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により実施する。

(1) 防火知識の普及

東近江行政組合消防本部は、春秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、年末特別警戒、山火事予防運動、車両火災予防運動等を通じ火災予防知識の普及徹底を図る。

(2) 火災警報の周知徹底

消防署は、町長が火災警報を発令した場合、広報車等を通じて、火災予防を周知徹底する。火災警報を一般住民に周知するときは、東近江行政組合火災予防条例第29条の禁止行為についても広報するよう努める。

(3) 自主防火組織の育成等

町は、自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織を通じて町民の防火知識の普及に努める。

2 予防査察体制の充実強化

(1) 東近江行政組合消防本部における対策

消防法、東近江行政組合火災予防条例に基づき学校、公共施設、病院、事業所等の多数の者が利用する防火対象物について防火管理の徹底を図るため、立入検査を実施する。また通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

① 定期予防査察

公共建物、工場、その他不特定多数の人々が利用する場所において、年1回以上必要に応じて予防査察を行う。

② 危険物予防査察

危険物施設の立入検査を適時実施し、強力な行政指導を行う。

③ 特別予防査察

火災予防上、特に必要が生じた場合に、随時特別予防査察を行う。

④ 住宅防火訪問

家庭を対象に、必要に応じて住宅用火災警報器の設置調査を主とした防火訪問を行う。

⑤ 警報発令中の予防査察

火災警報発令中には火を使用する施設、整備及び設備に重点をおいて予防査察を実施する。

(2) 消防団における対策

消防団は、毎月水利点検を実施するとともに、家庭を対象として防火点検を随時行う。

3 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

(1) 東近江行政組合消防本部における対策

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防災対象物の関係者に対し次の処置をとる。

① 防火管理者の選任・組織化

消防法第8条の規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任しなければならない。その有資格者を養成するため、防火管理新規講習会並びに現任防火管理者に対する防火管理再講習会等により、その資質の向上を図る。また、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。

さらに、防火管理者の組織化を促進するため、相互の知識及び技術の修得研修の機会を増やす。

② 建築面からの火災予防の強化

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届け出、火災予防条例の定める防火対象物用途開始届け出の際の指導を行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(2) 県における対策

① 消防設備士の質的向上

消防法第17条の10に基づき、消防設備士に対して知識の習得と技術の向上を指導するため、講習会を開く。消防本部は管轄内における消防設備士全員が受講するよう努める。

4 消防力の整備充実

(1) 組織体制の強化

① 町消防の連絡協調の推進

町の消防行政の向上を図るため、他市町、消防署、消防本部との連絡協調を図る。

② 消防関係機関相互間による消防業務の協力

町消防団は、東近江行政組合消防本部より警防、予防、救急・救助について専門的な指導、助言を受ける。

(2) 消防団員に対する教養訓練の実施

町は県と協力し、消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るため、次の措置をとる。

① 県消防学校における教養訓練の参加

町は、消防団員の技術・教養を高めるために初任教養訓練、幹部教養訓練等への派遣に努める。

② 現地訓練

町は、消防団員に現地訓練を受講できるよう努める。

5 相互応援協定の充実

消防行政の合理化、効率化を図るため、町は県及び消防本部と協力し隣接市町に限定することなく消防における相互応援協定を充実するとともに、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を期する。

第2 地震火災の出火防止

1 出火防止

地震時に多発が予想される出火危険を防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及徹底を図る。また、各種集会や広報媒体を通じ、地震時における出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。

2 初期消火

各家庭に対し行う防火診断等により地域住民に対して初期消火の知識、技術の普及を図るとともに、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るために消火器具の設置を推進していく。

3 延焼拡大の防止

地震火災の延焼拡大を最小限にとどめるため、消防体制の強化を図る。

(1) 常備消防力の強化

(2) 消火用資機材の整備

(3) 消防通信体制の整備

(4) 消防団、自主防災組織の強化

第3 林野火災の出火防止

1 火の不始末等に対する啓発活動の実施

林野火災の原因は、たばこ、焚き火等火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めているので、予防標識の設置、ポスター等の掲示による啓発活動により、入山者に注意を喚起する。

○資料7「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」

○資料8「滋賀県下消防団広域相互応援協定書実施細目」

第2節 建造物倒壊による災害の予防対策

(東近江行政組合消防本部、消防団、建設計画課)

【計画方針】

災害による建造物の倒壊・破壊は、住民の生活に与える影響が大きく、火災など二次災害の発生の原因となる。したがって建造物の日常点検の重要性和耐震基準に見合った改修を促進する。

第1 建築物耐震診断の実施

必要に応じ町は、県、その他の団体と協力して個々の建築物の耐震診断を推進する。

第2 建築基準法遵守の徹底

建物全般及び特定の工作物（一定高度以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベーター、エスカレーター、遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及び関係法令の防災関係規定により、審査、確認、指導等を県及び民間確認検査機関が行っている。

このことについて、町も情報提供等の協力を行い、建築行為の適正化に努める。

特に、建築基準法に違反する倒壊等の恐れがある建築物に対しては、町と県とが連携して指導を行う。

第3 指導勧告の推進

地震に対する建築物の安全性を高めるため、県等は次の対策を講じているので、町はこれに協力する。

- (1) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、遊戯施設等について、定期的に当該施設の管理者に対して調査させ、その結果に基づき防災上必要な助言、勧告等を行う。
- (2) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告等を行う。
- (3) ブロック塀等の倒壊の防止について指導し、安全確保を図る。

第3節 危険物等による災害の予防対策

(東近江行政組合消防本部)

【計画方針】

東近江行政組合消防本部は、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱の基準の遵守を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

第1 危険物施設災害予防計画

1 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等、保安管理の向上を図るため、関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。

2 指導の強化

危険物施設の立入検査を適時実施し、強力な行政指導を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の実施
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての検査の実施
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵取扱等安全管理についての指導強化

3 自衛消防組織の強化促進

- (1) 自衛消防の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

4 化学消防機材の整備

- (1) 消防ポンプ車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 危険物事業所における化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進する。

5 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物を取り扱う事業者は、危険物施設等が所在する地域の洪水浸水想定区域・地先の安全度マップの想定浸水深及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス施設災害予防計画

1 保安思想の啓発

関係機関を通じて、高圧ガス保安法適用事業所に対して、保安思想の啓発を図る。

- (1) 高圧ガス保安法の周知徹底
- (2) 各種講習会、研修会の開催
- (3) 産業保安フォーラムの開催による保安意識の高揚
- (4) 危害予防週間の実施

2 保安指導

高圧ガス保安法適用事業所の立入検査を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

- (1) 製造施設、貯蔵所及び消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- (2) 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携

3 自主保安体制の整備

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- (3) 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成
- (4) 関係保安団体との横断的な連携

第3 毒物劇物貯蔵施設災害予防計画

1 防災意識の啓発

保健所等と協力して、毒物劇物関係業者に対して講習会等を開催し、法令等の周知徹底を図る。

2 取扱施設の実態把握

毒物劇物業務上取扱施設における毒物又は劇物の保管状況の実態を把握し、防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

3 自主点検体制の確立

毒物劇物の適正な貯蔵取扱について指導するとともに、毒物劇物関係業者の自主点検体制の確立を促進する。

第4 家庭用プロパンガス施設災害予防計画

1 ガス漏れ事故等の予防

災害発生によるガス漏れ事故等の発生を予防するため、プロパンガスの転倒防止とマイコンメータの設置についての指導を図る。

- (1) プロパンガスの転倒防止
 - ① 大規模地震に耐えられるよう、転倒防止を行う。
 - ② 家屋が倒壊した場合でも、ガスボンベとガス配管との切断を防ぐような設置を行う。

③ 災害発生時のための訓練等を実施し、災害に備える。

(2) マイコンメータの設置

ガス漏れを検知し、自動的に供給を停止するマイコンメータの設置を指導する。

2 広報

プロパンガス安全使用のためのPRを、ラジオ、テレビ、窓口掲示、チラシ等を使用し、広報を行う。

○資料34「高圧ガス施設一覧表」

第4節 複合災害の予防対策

(東近江行政組合消防本部、消防団、総務課、交通環境政策課、
農林課、建設計画課、上下水道課)

【計画方針】

町は、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生する可能性を認識するとともに、県及び防災関係機関と連携し、備えの充実に努める。

災害対応にあたる要員、資機材等は、後発災害の発生が懸念される場合、先発災害に多くを投入し後発災害に不足が生じないよう、要員、資機材の投入判断を行うよう努めるとともに、県及び防災関係機関へ支援を要請する。

第1章 防災組織の活動体制

第1節 地震発生時等の応急対策の活動体制

(全 課)

【計画方針】

町内で震度4以上の地震が発生した場合、発生した地震の震度段階に応じた応急体制を早急に整え災害に伴う各種の情報収集と状況に応じた対策を行うため、以下の組織体制を整備する。

なお、震度3以下の場合においても被害状況を判断の上、関係機関と調整し初期活動を実施する。また、気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

[日野町における防災組織体制]

1 警戒体制

町域で震度4の地震が発生した場合は、直ちに警戒体制の配備を行い、概ね次の処置を講じる。また、気象庁により「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合についても警戒体制の配備を行うこととし、住民や防災関係機関に対し正確かつ迅速に後発地震に対して注意する措置について周知する。

- (1) 地震災害情報の収集（被害情報、気象状況）
- (2) 必要に応じ防災関係機関、民間団体への協力依頼
- (3) 注意配備による任務の遂行

2 災害警戒本部体制（緊急初動体制）

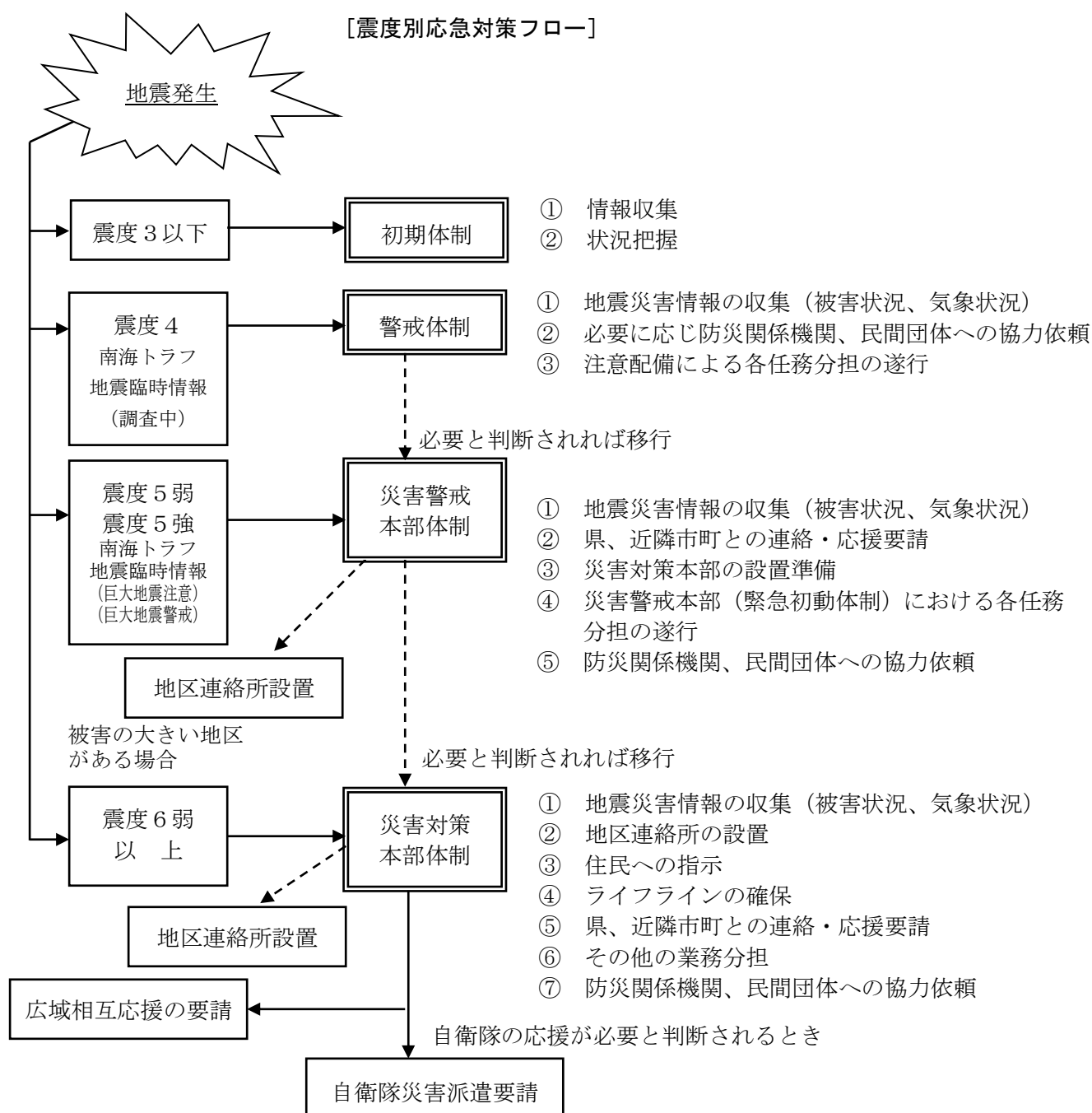
町域で震度5弱、5強の地震が発生した場合は、直ちに災害警戒本部体制の配備を行い、概ね次の処置を講じる。また、気象庁により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合についても、災害警戒本部体制の配備を行い、住民や防災関係機関に対し正確かつ迅速に後発地震に対して注意する措置について周知する。災害時応援協定締結企業等については、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

- (1) 地震災害情報の収集（被害状況、気象状況）
- (2) 県、近隣市町との連絡・応援要請
- (3) 災害対策本部の設置準備
- (4) 災害警戒本部（緊急初動体制）における各任務分担の遂行
- (5) 防災関係機関、民間団体への協力依頼

3 災害対策本部

町域で震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部体制の配備を行い、概ね次の処置を講じる。

- (1) 地震災害情報の収集（被害状況、気象状況）
- (2) 地区連絡所の設置
- (3) 住民への指示
- (4) ライフラインの確保
- (5) 県、近隣市町との連絡・応援要請
- (6) その他の業務分担
- (7) 防災関係機関、民間団体への協力依頼



第1 震度別の配備体制

町内に地震が発生した場合、町職員による対応が重要である。勤務時間中の場合は、全職員が状況に対応した活動を直ぐに行うことができるが、夜間・休日における地震発生に備えて、どのような活動体制をとるか明確にしておく必要がある。

そこで、勤務時間外に地震が発生した場合の配備体制を、地震の規模に応じて次のように定める。

[災害時の配備体制(地震災害時等)]

震度階	勤務時間外での配備体制	
震度4 南海トラフ 地震臨時情報 (調査中)	警戒体制 (第1号指令)	・本部員 総務課長、建設計画課長 地域防災室長 ・総務班 総務班のあらかじめ指定された職員 ・土木班 土木班のあらかじめ指定された職員 ・消防班 副団長 ・その他の職員については自宅待機
震度5弱 震度5強 南海トラフ 地震臨時情報 (巨大地震注意) (巨大地震警戒)	災害警戒 本部体制 (第2号指令)	・本部指令室 本部長、副本部長、本部員 ・本部付各班 班長、副班長 総務班、土木班、上下水道班 民生班 ・地区班 班長、副班長 ・その他の職員については自宅待機
震度6弱 以上	災害対策 本部体制 (第3号指令)	・本部指令室 本部長、副本部長、本部員 ・本部付各班 全員 ・地区班 全員(所定の場所へ) ・その他の職員も参集

1 震度4の地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合(警戒体制の配備)

町域で震度4の地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、総務課長(本部員)、建設計画課長(本部員)、地域防災室長(本部員)、と本部付総務班および土木班のあらかじめ指定された職員は登庁し、以下のような対応を行う。本部付各班の班長・副班長は、自宅待機もしくはすぐに連絡の取れる態勢をとっておく。必要と判断されれば、災害警戒本部体制や災害対策本部体制に移行する。

なお、南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表に伴う警戒体制は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」の発表により解除する。

- (1) 地震及び気象に関する情報の収集
- (2) 被害状況の把握（南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表の場合は除く）
- (3) 庁内職員に対する連絡
- (4) 住民への広報

2 震度5弱、5強の地震が発生した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（災害警戒本部の設置）

町域で震度5弱、5強の地震が発生した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のいずれかが発表された場合は、町長の指示のもと本部指令室員、本部付き各班の班長・副班長、総務班、土木班、上下水道班の班員、民生班、地区班の班長・副班長は自主登庁のうえ、災害警戒本部を設置し、次の活動を行う。

なお、被害が大きい地区がある場合は、地区連絡所を設置する。また、必要と判断されれば災害対策本部体制に移行する。

(1) 災害警戒本部の設置要領

災害警戒本部は、震度5弱、5強の地震が発生した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のいずれかが発表された場合に町長の指示により直ちに設置する。

① 災害警戒本部の活動

- ア 地震及び気象に関する情報収集
- イ 被害状況の把握（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のいずれかが発表された場合を除く）
- ウ 地区連絡所の開設及び標示板の掲示
- エ 指定避難所の開設と住民の避難誘導
- オ 県及び防災機関に対する連絡体制の確立
- カ 被災者からの問合せ、相談、要望等に対する対応
- キ 災害対策本部の設置準備
- ク その他「対策本部各班の事務分掌」に定める業務のうち、状況に応じて必要かつ優先すべき事項
- ケ 庁内職員に対する連絡

② 災害警戒本部の解除

- ア 災害対策本部が設置され、必要な引継ぎが行われたとき。
- イ 災害の発生及び拡大の恐れが解消し、応急対策が概ね完了したと町長が認めたとき。

ため池について、町域で震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに雁ヶ谷溜、日溪溜、西鎌掛池、鎌掛池の緊急点検を行い県に報告する。また、町域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに防災重点ため池の緊急点検を行い県に報告する。

3 震度6弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の設置）

震度6弱以上の地震が発生した場合は、町長が本部長となって直ちに災害対策本部を設置する。全職員は自主登庁の上、所定の配備について活動を行う。

(1) 災害対策本部の設置要領

① 指揮命令権者

対策本部の指揮命令権者である本部長は町長とし、町長不在の場合は副町長を本部長代理とする。不在の場合は、本部員の中から次の順序で本部長代理とする。

[町長・副町長不在の場合の本部長代理とする順位]

1	教育長
2	総務政策主監
3	産業建設主監
4	総務課長
5	建設計画課長
6	地域防災室長

本部長は、各班の班員を総括し、日野町防災会議との緊密な連絡を元に災害応急対策及び二次災害予防対策を実施する。

② 設置基準

ア 町内及び周辺市町で震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ その他大規模な地震が発生し、町長が必要と認めたとき。

③ 開廃の通知

本部長は災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

④ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、第1候補を日野町役場庁舎とし、第2候補を日野公民館とする。なお、これら2つの建物の被害が甚大であり、災害対策本部の設置が困難な場合については、本部長の指示に従い他の場所において、早急に災害対策本部を設置することとし、必要な関係者にその旨を通知する。

⑤ 組織体制

災害対策本部の組織は第3に定める。災害対策本部の運営は、日野町災害対策本部条例に基づくものとし、総務班が運営事務を行い、本部長及び副本部長、本部員で構成される本部会議が災害対策の方針決定を行う。

災害対策本部の決定事項は、本部長の指示として、本部員から各班長を経由してすみやかに全職員に伝達する。

⑥ 活動内容

災害対策本部は、次の活動を実施する。

ア 地震災害情報の収集（被害状況、気象状況）

イ 地区連絡所の設置

ウ 住民への指示

エ ライフラインの確保

オ 県、近隣市町との連絡・応援要請

カ その他「災害対策本部の編成と事務分掌」に示した業務

キ 防災関係機関、民間団体への協力依頼

⑦ 廃止基準

町は、次の場合において災害対策本部体制を廃止する。

ア 町内で災害発生の恐れが解消したとき。

イ 災害応急対策が概ね完了したとき。

ウ その他、本部長が必要ないと認めたとき。

第2 地区連絡所の設置

被害の大きい地区があり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、地区連絡所を設置する。

1 実施責任者

実施の責任者は、総括責任者として町長より任命を受けている総務政策主監とする。

2 設置及び廃止基準

地区連絡所は以下の各箇所に設置する。

(1) 設置基準

① 町内で震度6弱以上の地震が発生し、被害の大きな地区がある場合。

② その他大規模な地震が発生し、本部長が必要と認めた場合。

(2) 廃止基準

① 町内で災害の発生又は拡大の恐れが解消し、かつ地域的な応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき

② その他本部長が認めたとき

[地区連絡所の開設場所]

No.	地 区	開設場所	所在地	電話番号
1	日 野	日野公民館	中道二丁目 12 番地	0748-52-0016
2	東 桜 谷	東桜谷公民館	大字中之郷 428 番地 8	0748-52-3092
3	西 桜 谷	西桜谷公民館	大字北脇 988 番地	0748-53-0007
4	西 大 路	西大路公民館	大字西大路 48 番地 1	0748-52-1050
5	鎌 掛	鎌掛公民館	大字鎌掛 2526 番地	0748-52-1210
6	南 比 都 佐	南比都佐公民館	大字深山口 939 番地	0748-52-1220
7	必 佐	必佐公民館	大字三十坪 1290 番地	0748-52-3091

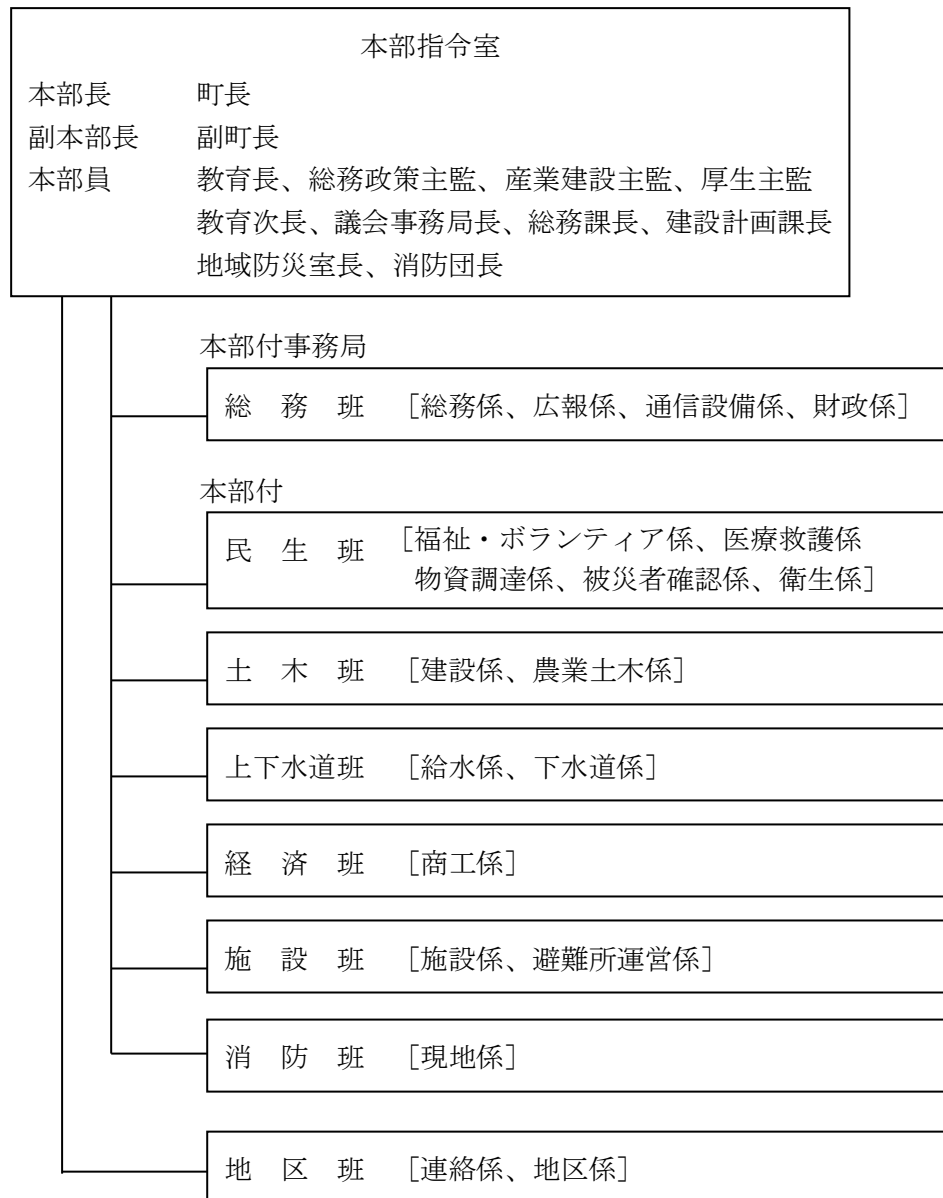
(3) 組織体制

地区連絡所の組織は、町長があらかじめ任命した地区連絡所要員をもって構成する。地区連絡所要員のうち責任者となる者は、平素からそれぞれの施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所及び施設内の設備について熟知しておく。

なお、状況に応じて地区連絡所要員を増員する。また、特に被害の大きい地区には現地災害対策本部を設置する。

第3 災害対策本部の編成と事務分掌

災害対策本部の組織図及び各班の編成と事務分掌は、次のとおりとする。



[災害対策本部の事務分掌]

班 名	係 名	事務分掌	災害警戒本部
総務班	総務係	① 気象及び地震等の情報収集	○
		② 被害情報等の収集、分析及び評価（町内踏査を含む）	○
		③ 災害対策活動の非常体制及び動員配備の決定	○
		④ 災害対策本部の設置及び廃止	○
		⑤ 職員の出動状況の把握及び記録	○
		⑥ 職員の被災状況調査	○
		⑦ 災害活動従事職員の被服、食糧、諸手当等	○
		⑧ 町議会、県及びその他防災関係機関への報告、連絡調整	○
		⑨ 自衛隊・他の地方公共団体等の派遣要請及び受入調整	○
		⑩ 民間団体への応援要請	
	広報係	① 被災者からの問合せ、相談、要望等に対する応対	○
		② 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達	○
		③ 災害に関する写真、ビデオ等による記録	○
		④ 報道機関との連絡調整及び災害広報	○
		⑤ 避難指示等の広報	○
	通信設備係	① 通信手段（携帯電話・無線機）機器の確保	○
		② 災害応急車両の確保、配車	○
		③ 庁舎内の非常用電源の確保及び臨時電話の仮設	○
	財政係	① 災害関係予算の措置	○
		② 経費及び関連物品の調達	○
		③ 災害関係経費の出納管理	○
民生班	福祉・ボランティア係	① 災害救助法の適用	
		② 要配慮者の避難誘導と支援	○
		③ 指定避難所の運営	
		④ 指定避難所における避難者の介護	
		⑤ 被災者の援護及び相談	
		⑥ 日本赤十字社との連絡調整	
		⑦ 各種団体への協力要請及び連絡調整	
		⑧ ボランティアの登録、及び配置	
		⑨ 保育所園児及び保育施設の被害調査	○
		⑩ 応急食糧及び救援物資の確保、供給	
	医療救護係	① 救護所の開設	○
		② 保健所及び県医師会への応援要請	○
		③ 医療機関、医師ボランティア等との連絡調整	○
		④ 重傷者の搬送	○
		⑤ 避難行動要支援者の救助	
	物資調達係	① 食糧及び物資の調達	
		② 救援物資の集出荷場所の確保	
		③ 救援物資の受入及び配送	
		④ 医薬品の調達、供給	
	被災者確認係	① 人的被害の調査、把握	○
		② 被災者の氏名、戸籍、住民基本台帳による確認	

	衛生係	③ 被災者名簿の作成	
		④ 尋ね人の相談	
		① 遺体の検視及び保管等	
		② 仮設トイレの設置及び維持管理	
		③ 日野町災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理チームの設置及び塵芥収集処理	
		④ 防疫・衛生（防疫班の編成）	
		⑤ 埋火葬の許可	
		⑥ 葬祭業者等に対する協力要請	
		⑦ 火葬場の管理	
土木班	建設係	① 二次災害の防止	
		② 危険地域・危険構造物等の判定と立入禁止処置	○
		③ 災害対策作業の現地指導	
		④ 家屋の被害調査	○
		⑤ 河川、橋梁、道路、砂防、地すべり等の被害調査及び応急対策	○
		⑥ 避難路及び救援路の確保	
		⑦ 緊急輸送路の確保	
		⑧ 国、県の道路管理者、河川管理者との連絡調整	
		⑨ 建設工業会等との連絡調整	
		⑩ 電力、電話及びガス施設の応急対策	
		⑪ 開発地の被害調査及び応急対策	○
		⑫ 民間建築物の危険度判定	
		⑬ 応急仮設住宅の建設	
	農業土木係	① 農業土木関係の被害調査及び応急対策	○
		② ため池の危険防止	
		③ 農林水産物及び家畜の被害調査	○
		④ 家畜の応急救護及び防疫	
上下水道班	給水係	① 上水道の被害調査、災害対策状況の把握	○
		② 被災地区の応急給水	
		③ 施設の被害調査及び応急復旧の工事	
		④ 応急復旧用諸資材の調達及び会計	
	下水道係	① 下水道施設の被害調査、災害対策状況の把握	○
		② 下水道施設の応急復旧対策	
		③ 応急処理用資機材の確保	
経済班	商工係	① 商工業者の被害調査	○
		② 商工業者への指導、協力要請及び連絡調整	
		① 旅館等宿泊施設の斡旋に関すること	
		② 物資調達への協力依頼	
		⑤ 観光施設の被害調査	
		⑥ 観光客への情報提供	
		⑦ 観光客への応急対策	
施設班	施設係	① 園児、児童、生徒、教職員の被害調査	○
		② 公共施設、文化財の被害調査	
		③ 非常時における教育機関の運営・指導	
		④ 教材の供与等応急教育対策	
		⑤ 園児、児童、生徒の避難誘導	
		⑥ 被災園児・児童・生徒の就学	
		⑦ 被災園児・児童・生徒に対する教科書・学用品等の支給	
	避難所運営係	① 指定避難所（教育施設）の設置、運営への支援	○
		② 被災者等に対する炊出し及び救助用食糧の	

		確保	
		③ 主食、副食等の調理及び斡旋ならびに配分	
消防班 (消防団)	現地係	① 被災地区の火災防御及び人命救助	
		② 傷病者等の輸送計画	
		③ 被災地区の警戒	○
		④ その他被災における応急作業	
		⑤ 消防団員の出動指令	○
		⑥ 気象予報及び気象警報の伝達	○
		⑦ 無線統制	○
		⑧ 管轄区域の警戒、巡視及び報告	○
		⑨ 住民の避難誘導	○
		⑩ 被災者の人命救助	○
		⑪ 防災作業全般	○
地区班	連絡係	① 地区連絡所の開設及び標示板の掲示	○
		② 被害情報の収集及び本部への連絡	○
		③ 住民に対する広報活動	○
		④ 救護所の開設及び救護活動の支援	○
		⑤ 自治会との連携	○
		⑥ その他、本部から指示された事項	○
	地区係	① 指定避難所の開設及び住民の避難誘導の支援	○
		② 炊出し、物資配布等指定避難所の管理	○
		③ 指定避難所把握（避難者名簿作成）	○
		④ その他、本部から指示された事項	○

○資料2 「日野町災害対策本部条例」

○資料3 「日野町災害対策本部組織規程」

第2節 風水害発生時の応急対策の活動体制

(全 課)

【計画方針】

町内に災害が発生又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

本町における災害対策活動は、風水害等の規模や被害の状況に応じて以下の表のとおり実施するが、下記の条件に満たない場合においても、被害状況を判断のうえ、関係機関と調整して状況に即した災害対策活動を実施する。

〔災害時の配備体制（風水害時）〕

配 備 体 制		配 備 時 期	配 備 体 制
警戒体制	1号体制	彦根地方气象台から強風、大雨、洪水注意報のいずれかが発表され、町長が必要と認めるとき。又は注意報発表が予想される時点であって、事前の体制確立が必要であると建設計画課長が認めるとき	- 本部付総務班及び土木班のあらかじめ指定された職員 (警戒体制が発令されたときは、本部付各班の正・副班長は直ちに出勤できるよう待機する。)
	2号体制	彦根地方气象台から強風、大雨、洪水注意報のいずれかが発表され、本町への影響が予測されると町長が認めるとき	
水 防 本部体制	第1号指令	彦根地方气象台から暴風、大雨、洪水警報が発表され、本町に影響を受ける可能性が高いと町長が認めるとき。	- 本部指令室 - 本部長、副本部長、本部員 - 総務班 } 班長、副班長 - 土木班 } 命令のあった班員 - 消防班 副団長
災害警戒 本部体制	第2号指令	彦根地方气象台から特別警報が発表され、又は中規模災害が発生し、又は災害の発生が確実に予想されるとき	- 本部指令室 - 本部長、副本部長、本部員 - 本部付各班 - 班長、副班長 - 総務班員、土木班員 - 命令のあった班員 - 地区班 - 班長、副班長 - 命令のあった班員

災害対策 本部体制	第3号 指令	大規模災害が発生し、又は災害の 発生が確実に予測されるとき	・本部指令室 本部長、副本部長、本部員 ・本部付各班 全員 ・地区班 全員（所定の場所へ） ・その他の職員も自主参集
--------------	-----------	----------------------------------	---

第1 組織の配備体制

気象状況等により災害の発生が予想されるときは、水防・防災担当者は早期に災害情報を収集し、状況を判断して、防災対応に関する調整会議等の開催や危険区域の巡視・点検をはじめとする事前の行動計画を策定する。土木班長及び総務班長は当該行動計画に基づき、必要に応じて、前記の配備体制の一覧に基づき関連する職員に対し参集を呼びかけ、配備体制を整える。

1 動員の伝達及び参集の方法

水防、防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、勤務時間内と勤務時間外で以下に示すとおり配備の伝達手順を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。

その他、配備体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも上記の伝達系統によらず参集を呼びかける。

参集する場所は原則として各所属課とするが、指定職員については指定された場所に参加する。

(1) 勤務時間内における配備

役場庁舎内放送により、配備体制を整える。

(2) 勤務時間外における配備

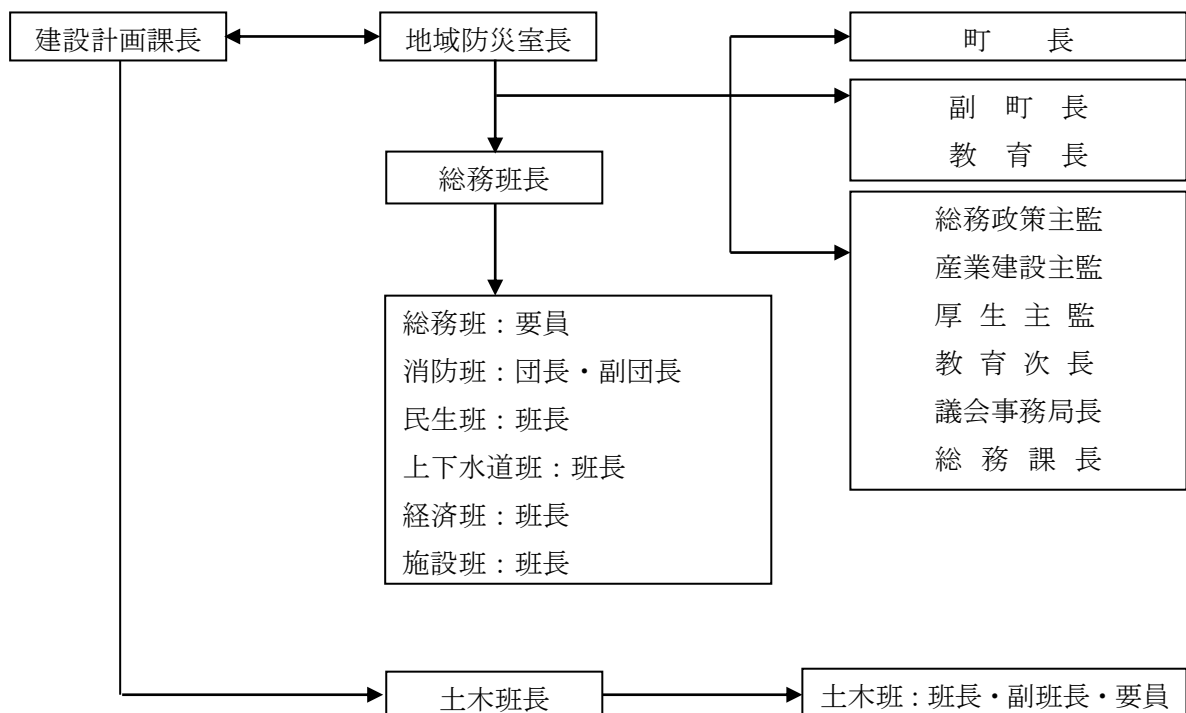
① 警戒体制（2号体制）の配備が必要と判断した場合

土木班長及び総務班長は、事態の推移により、災害対策活動が円滑に行われるよう関係職員への連絡を行う。

② 水防本部体制へ移行する必要があると判断した場合

連絡を受けた指定職員は、下図の連絡経路でその他の指定職員に対し、早急な参集を呼びかける。連絡を受けた指定職員は直ちに指定の場所へ参集する。

〔連絡経路（勤務時間外）〕



③ 災害警戒本部体制、災害対策本部体制がとられた場合

あらかじめ指定された職員は、連絡の有無に関わらず直ちに指定の場所へ参集する。
ただし、退庁後においては、指示の伝達が困難な場合があるので気象状況によって各体制を自ら判断し、非常配備につかなければならない。

第2 活動組織の体制と任務分担

本町における非常時の防災活動組織としては、気象状況及び被害の発生状況に応じて「警戒体制」「水防本部体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」のいずれかの体制をとる。また、この他に局部的な防災活動の必要が生じた場合には、「地区連絡所」を設置する。

1 警戒体制

(1) 配備基準

① 1号体制

1号体制は、彦根地方気象台から強風、大雨、洪水注意報のいずれかが発表され、町長が必要と認めるとき。又は注意報発表が予想される時点であって、事前の体制確立が必要であると建設計画課長が認めるとき。

② 2号体制

2号体制は、彦根地方気象台から強風、大雨、洪水注意報のいずれかが発表され、本町への影響が予測されると町長が認めるとき。

(2) 組織

警戒体制においては、水防、防災担当者として指定された職員が注意にあたることとし必要に応じて指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

(3) 出動する者

本部付総務班及び土木班のあらかじめ指定された職員とする。なお、警戒体制が発令されたときは、本部付各班の正・副班長は直ちに出動できるよう待機する。

(4) 任務分担

気象情報や被害状況等の情報連絡活動を遂行する。

(5) 体制の解除

次の場合において警戒体制を解除する。

① 警戒体制以上の体制に移行したとき。

② 気象注意報が解除され、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったとき。

2 水防本部体制

(1) 設置基準

水防本部体制は次のいずれかの場合、災害警戒本部、又は災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において町長の指示によって配備する。

① 彦根地方気象台から暴風、大雨、洪水警報が発表され、本町に影響を受ける可能性が

高いと町長が認めるとき。

② 台風が接近し、本県に襲来が予想されるとき。

(2) 組織

水防本部体制においては、本部指令室及び総務班、消防班、土木班、本部付各班の班長に属する職員によって組織する。

(3) 水防本部体制で出動する者

本部指令室、本部付総務班及び土木班、本部付各班の班長とする。なお、水防本部体制が発令されたときは、本部付各班員は直ちに出動できるよう待機する。

(4) 任務分担

警戒体制よりさらに広範な被害状況や気象情報等の情報連絡活動をはじめ、関連部課及び関連各機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備を中心として、災害対策本部体制各班別の任務分担に準じる。

(5) 体制の解除

町長は、次の場合において水防本部体制を解除する。

① 災害警戒本部体制以上の体制に移行したとき。

② 気象警報が解除され、災害の危険が解消し、水防本部体制の必要がなくなったとき。

3 災害警戒本部体制

(1) 設置基準

災害警戒本部体制は次のいずれかの場合に、災害対策本部の設置に至らない場合や災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において町長の指示によって設置する。水防本部体制を強化し、災害対策本部の設置準備を始め、事態の推移によっては小規模の災害に対して現地活動ができる体制とする。

① 彦根地方气象台から特別警報が発表され、又は中規模災害が発生し、又は災害の発生が確実に予想されるとき。

② 台風が接近し、本県に襲来が予想されるとき。

③ 河川の水位が警戒水位に達したとき。

④ その他町長が必要と認めるとき。

(2) 組織

災害警戒本部体制においては、地域防災計画の災害対策本部における非常配備の第2号指令に基づく職員によって組織する。なお、組織は災害の状況に応じて災害対策本部の関係各班により弾力的に構成する。

(3) 災害警戒本部体制で勤務につく者

本部指令室、本部付各班の正・副班長、地区班の正・副班長と命令のあった要員とする。

(4) 任務分担

災害対策本部体制各班別の任務分担に準じる。また、局所的な災害が発生した場合は、地区連絡所を設置する。

(5) 体制の解除

町長は、次の場合において災害警戒本部体制を解除する。

- ① 災害対策本部体制に移行したとき。
- ② 特別警報・気象警報が解除され、災害の危険が解消し、災害警戒本部体制の必要が認められなくなったとき。

4 災害対策本部体制

「日野町災害対策本部」は、本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が実施の責任者である本部長となって各職員を総括し、本町の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部の運営に関しては、日野町災害対策本部条例に基づく。実施の責任者は地域防災計画に示す基準によって、災害警戒本部を設置し、庁内及び関係機関並びに一般住民に対して通知公表する。この際、既に設置されている「日野町水防本部」を災害警戒本部に吸収する。また、災害対策本部の設置後は、すみやかに東近江土木事務所に報告する。

なお、災害対策本部設置後、突発的的重大事故が起こった場合は、「事故対策本部」を設置して対策にあたる。

(1) 指揮命令権者

対策本部の指揮命令権者である本部長は町長とし、町長不在の場合は副町長を本部長代理とする。不在の場合は、本部員の中から次の順序で本部長代理とする。

本部長は、各班の班員を総括し、災害応急対策及び二次災害予防対策を実施する。

[町長・副町長不在の場合の本部長代理とする順位]

1	教育長
2	総務政策主監
3	産業建設主監
4	総務課長
5	建設計画課長
6	地域防災室長

(2) 設置基準

災害対策本部体制は次のいずれかの場合に設置する。

- ① 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- ② 彦根地方気象台より特別警報・気象警報が発表され、大規模災害が発生し、又は災害の発生が確実に予測されるとき
- ③ 河川の水位が危険水位に達したとき
- ④ 大規模な火事、爆発、水難等の災害が発生しているとき

(3) 開廃の通知

本部長は災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

(4) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、第1候補を日野町役場庁舎とし、第2候補を日野公民館とする。なお、これら2つの建物の被害が甚大であり、災害対策本部の設置が困難な場合については、本部長の指示に従い他の場所において、早急に対策本部を設置することとし、必要な関係者にその旨を通知する。

(5) 組織体制

災害対策本部の組織は第3に定める。

災害対策本部の運営は、日野町災害対策本部条例に基づくものとし、総務班が運営事務を行い、本部長及び副本部長、本部員で構成される本部会議が災害対策の方針決定を行う。

災害対策本部の決定事項は、本部長の指示として、本部員から各班長を経由してすみやかに全職員に伝達する。

(6) 活動内容

災害対策本部は、次の活動を実施する。

- ① 災害情報の収集（被害状況、気象状況）
- ② 地区連絡所の設置
- ③ 住民への指示
- ④ ライフラインの確保
- ⑤ 県、近隣市町との連絡・応援要請
- ⑥ その他「災害対策本部の編成と事務分掌」に示した業務
- ⑦ 防災関係機関、民間団体への協力依頼

(7) 廃止基準

町は、次の場合において災害対策本部体制を廃止する。

- ① 町内で災害発生の恐れが解消したとき。
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ③ その他、本部長が必要ないと認めたとき。

第3 風水害時における消防団員の初動体制

1 消防団の非常配備

(1) 水防本部長が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合とする。

- ① 本部長が自らの判断により必要と認めた場合
- ② 水防警報指定河川にあって、警報事項の伝達を受けた場合（水防団待機水位に達したとき）
- ③ 水防法第30条による知事からの指示があった場合

(2) 水防非常配備体制の種類

① 出動準備

消防団員は、異常気象の発生又はこれが予想されるときは、できる限り外出を避け、水防資器材の整備点検に努めなければならない。

② 第1配備

警戒体制（1号体制）が発せられたとき、団長及び副団長はすみやかに自宅待機する。

③ 第2配備

水防本部体制（第1号指令）が発せられたとき、班長以上は、すみやかに所定の位置（詰所）に集合出来る体制をとり、団長の指示を待つ。雨量の増加等によって出動の必要が予測されるときは、人員の配置等水防上必要な事柄の計画にあたる。

ア 消防団員は、水防本部体制が発せられたとき、直ちに出勤し得るよう待機する。

イ 分団長又は副分団長は、担当区域内の河川堤防及び水防上重要な河川工作物のある箇所へ監視のため一部団員を派遣する。

④ 第3配備

ア 分団長又は副分団長は、災害警戒本部体制（第2号指令）が発せられたとき、又は担当河川・堤防に危険が発生したときは、団員を直ちに出勤させる。

イ 分団長又は副分団長は、団員を出勤させた場合、直ちにその旨を本部に報告する。

2 水防解除

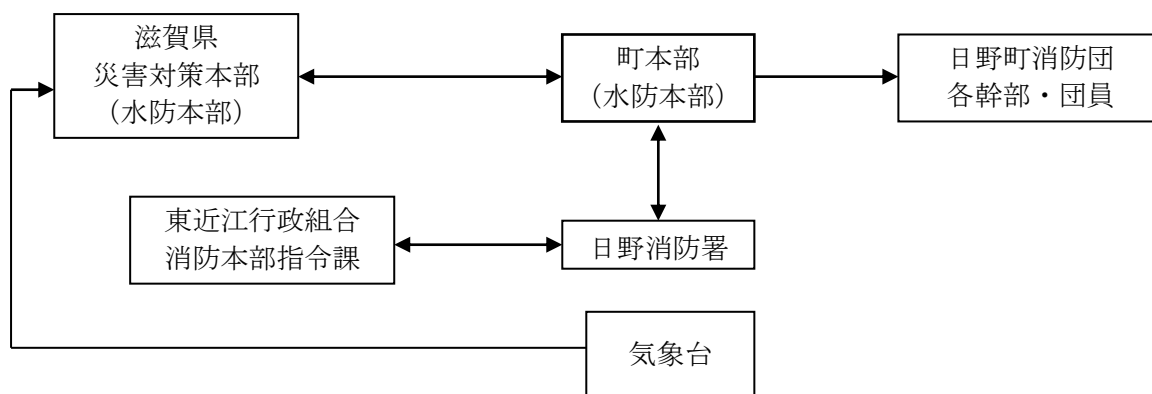
(1) 水防本部長は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ気象状況などから水防の必要がなくなったとき、水防解除を命じ、その旨を東近江土木事務所長及び滋賀県水防本部に報告する。

(2) 水防本部員は、水防解除が発せられても担当する事務の完遂をみるまでその任務を遂行し、担当班長に報告する。

(3) 各班長は、前記報告を受けたとき、又は他の班への応援等の必要がないと認めたときその者の水防事務を解く。

3 情報伝達の方法

伝達経路は次による。



注 ① 矢印は連絡経路を示す。

② 連絡、要請は電話・ファックス等によって行うが、それらが使用できない場合は携帯電話又は無線通信等を活用する。

4 非常参集の場所

団員は所轄消防団各詰所へ参集する。

第4 災害対策本部の編成と事務分掌

災害対策本部の組織図及び各班の編成及び事務分掌は「第1節 地震発生時の応急対策の活動体制 第3 災害対策本部の編成と事務分掌」と同じ

第3節 災害対策要員確保計画

(関係各課、総務課)

【計画方針】

大規模災害等が発生し、町職員だけでは対応が不十分な場合、労力の不足を補い救助作業の円滑な推進を図るため、必要な災害対策要員の確保に努めるとともに、災害対策基本法及びあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県及び民間団体に対して防災活動の応援要請を行う。

第1 労務供給計画

1 災害対策要員の動員順序

災害対策要員は、概ね次の順序で行う。

応急対策の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても他の種別要員を先に動員する必要があるときはこの限りではない。

- (1) 災害対策本部の要員
- (2) 消防団員
- (3) (1)以外の町職員
- (4) 関係地区の自主防災組織等
- (5) 関係地区被災者以外の青壮年男女
- (6) (4)以外の自警団員
- (7) 奉仕団員
- (8) 労務者の雇上げ
- (9) 県職員
- (10) 他市町からの応援
- (11) 自衛隊員

2 動員の実施責任者

災害対策要員の動員は、本部長が行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

自衛隊員の派遣要請については、「自衛隊への災害派遣要請計画」に基づく。

第2 相互応援協力計画

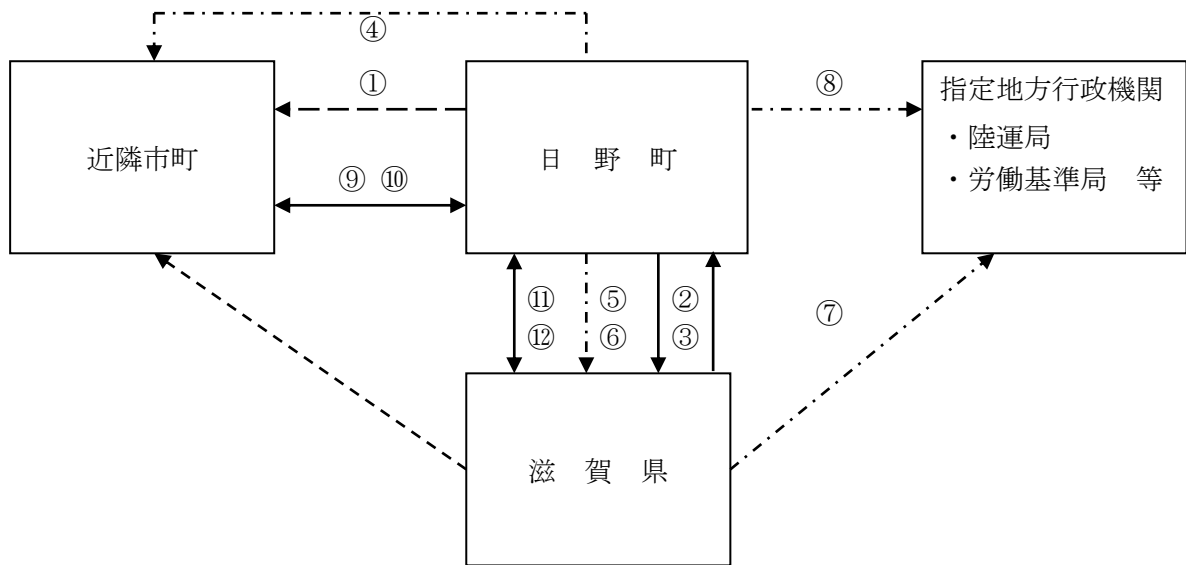
災害応急対策を実施するにあたり、行政機関の協力が必要と認められる場合は、総務班から応援協力を要請する。

原則として町は県に対し応援の斡旋を依頼しようとするときは県災害対策本部（防災危機管理局）に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。

なお、他市町相互の応援措置については、職員の派遣の要請、町長に対する応援の要請及び

知事の町長に対する応援命令に関し、法令に基づく他市町の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結しておく。要請内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及び斡旋を求める理由）
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする機関
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項



〔応急対策活動における相互協力体制〕

□ 応急措置の応援要求

- ① 日野町から近隣市町に対する応急措置の応援要請（法第 67 条）
- ② 滋賀県に対する応急措置の応援要請及び実施要請（法第 68 条）
- ③ 滋賀県から市町に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示（法第 72 条）

□ 職員の派遣要請

- ④ 日野町から近隣市町に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- ⑤ 滋賀県に対する職員の斡旋要請（法第 30 条第 2 項）
- ⑥ 滋賀県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣の斡旋要請（法第 30 条第 1 項）
- ⑦ 滋賀県から指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣要請（法第 29 条第 1 項）
- ⑧ 日野町から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（法第 29 条第 2 項）

□ 相互応援協定の締結状況

- ⑨ 広域行政圏との災害応急対策活動の相互応援に関する協定
- ⑩ 広域行政圏との消防相互応援に関する協定
- ⑪ 滋賀県広域消防応援に関する協定
- ⑫ 滋賀県大規模特殊災害時における広域消防航空応援
- ⑬ 滋賀県町村会災害相互応援協定

注）法とは「災害対策基本法」を示す。

第3 奉仕団及び民間協力団体活用計画

災害時における災害応急対策の実施に際し、赤十字奉仕団、地域女性団体連合会、区長会並びに自治会等の民間組織、防災関係団体の協力を図り、体制の強化を行う。

1 奉仕団活用計画

(1) 奉仕団は災害応急対策の実施に際し、下記団体をもって編成する。

- ① 日野町赤十字奉仕団
- ② 地域女性団体連合会
- ③ 区長会

(2) 奉仕作業

- ① 炊き出し 米飯の炊き出しを行う。
- ② 避難所運営 指定避難所に収容した被災者の世話をする。
- ③ 物資配給 食糧、衣料その他給与物資を受けて被災者に配給する。

2 防災関係団体との応援協力

町は、以下のような防災関係団体と日常的に相互の連絡を密にし、災害時の相互協力、応援等の機能が十分発揮できるよう体制を整備しておく。

なお、これら団体に対する応援要請は、以下の担当班が行う。

活動項目	担当班	応援協力要請先
食糧の調達	民生班物資調達係	米穀販売業者・製パン業者
物資の調達	民生班物資調達係	日野町商工会
応急仮設住宅の建設	土木班建設係	日野町建設工業者 日野町設備工事業者
生活関連施設の復旧	土木班建設係	電信電話事業者 電気通信事業者 ガス事業者
医療及び助産	民生班医療救護係	滋賀県医師会、近江八幡市蒲生郡医師会、 東近江医師会、滋賀県歯科医師会湖東支部、 東近江薬剤師会、一般社団法人八幡蒲生薬剤師会
緊急輸送手段の確保	土木班建設係	西日本旅客鉄道(株) 近江鉄道(株) (社)滋賀県バス協会 (社)滋賀県トラック協会 西日本高速道路(株)
水道施設の復旧	上下水道班給水係	日野町上下水道工事業者 甲賀市上水道課
応急作業従事	土木班建設係	日野町建設工業者
各種ボランティア	民生班福祉・ボランティア係	日野町社会福祉協議会 日野町電気工事業者

3 地域住民との協力

被災地の地域住民は町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、以下のような防災活

動に責務をもって自発的に取り組む。なお、町は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発・防災知識の普及に努める。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 避難行動要支援者の保護
- (6) 家庭における水、食糧の備蓄

4 地域中小企業等との協力

町、商工会は、中小企業等による事業継続協力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。またあらかじめ商工会と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4 ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして町本部が実施する応急活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるよう、町本部は日野町社会福祉協議会等関係団体と協力して必要な措置を講ずる。

- 資料6 「東近江の防災に関する応援協定書」
- 資料9 「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（日野町建設工業会）」
- 資料12 「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県造園協会東地区）」
- 資料44 「災害時の医療救護活動に関する協定書（近江八幡市蒲生郡医師会、東近江医師会）」
- 資料45 「災害時の医療救護活動に関する協定書（滋賀県歯科医師会湖東支部）」
- 資料46 「災害時の医療救護活動に関する協定書（東近江薬剤師会、一般社団法人八幡蒲生薬剤師会）」
- 資料49 「災害時における消火水等の供給協力に関する協定書」
- 資料51 「災害時における救援復旧活動の支援に関する協定書」

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務課)

【計画方針】

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な応急対応を図ることを目的とする。

第1 災害派遣基準

町本部長は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、町の組織等による対応を図っても、なおかつ事態の収拾ができない場合、もしくは事態が急迫し、緊急を要する事態にあるときは、次の基準により知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

- (1) 被害状況調査のため、車両・航空機等の増援の必要があるとき。
- (2) 避難の援助として避難者の誘導、輸送等について増援の必要があるとき。
- (3) 人命救助及び行方不明者の搜索のために増援の必要があるとき。
- (4) 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急措置に増援の必要があるとき。
- (5) 消防活動として消防車やその他の防火用具による増援の必要があるとき。
- (6) 障害物の除去等応急復旧に増援の必要があるとき。
- (7) 広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等のため増援の必要があるとき。
- (8) 通信支援を必要とするとき。
- (9) 人員及び物資の緊急輸送として、救急患者、医者、その他救難活動に必要なとき。
- (10) 給食及び給水支援を緊急に必要とするとき。
- (11) 入浴支援を必要とするとき。
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与を必要とするとき。
- (13) 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を必要とするとき。
- (14) その他として知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係する部隊の長と協議して決定する。

第2 派遣要請の要求

派遣要請の手続きは、以下のとおりとする。

1 一般災害派遣要請の場合

(1) 知事への要請手続き

町長が自衛隊派遣の要請をする時の手続きは、知事（防災危機管理局）に対し、文書をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要求し、事後すみやかに文書を送達する。

- ① 知事への自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。
- ② 町長が知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは次の事項を明らかにした文書（資料13「自衛隊派遣要請要求書」）3部の提出を持って要請する。ただし、

緊急を要し、電話等で要請した場合は防災危機管理局に依頼し、事後すみやかに文書を送達する。

ア 依頼先 防災危機管理局

イ 文書提出部数 3部

ウ 記載事項（Ⅰ～Ⅲは必須事項）

Ⅰ 災害の状況及び派遣を要請する理由

Ⅱ 災害を希望する期間

Ⅲ 派遣を希望する区域及び活動内容

Ⅳ 要請責任者の役職、氏名

Ⅴ 特殊携行装備又は作業の種類

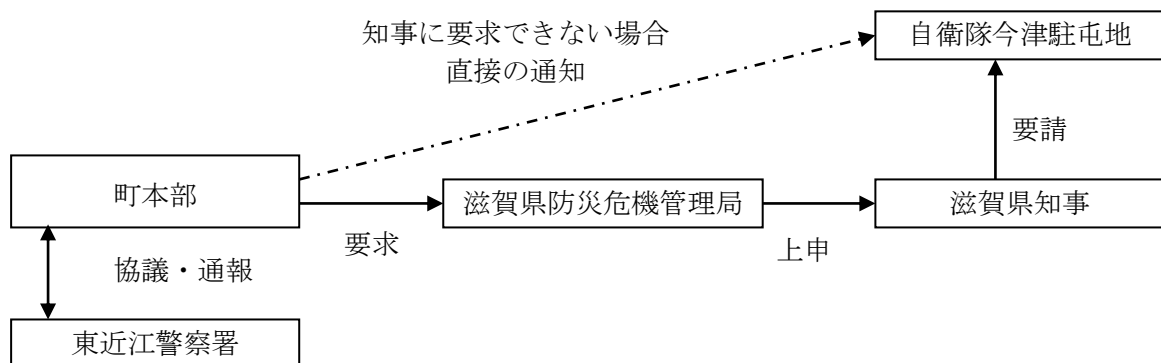
Ⅵ 派遣地への最適経路

Ⅶ 連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点、受入場所

Ⅷ その他参考となるべき事項

- ③ 県下の被災が甚大なときは、知事に対する災害派遣要請を文書送達するのに加えて、防衛大臣等に通知する。

[自衛隊派遣要請のフロー]



(2) 自衛隊窓口

災害の派遣要請は、第3偵察戦闘大隊第3係を窓口として今津駐屯地指令へ行う。

[要請・連絡先]

区分	通報先	電話番号
町本部 未・設置時	県庁 防災危機管理局	077-528-3432
		077-528-3140 (守衛室)
陸上自衛隊	今津駐屯地司令	0740-22-2581
	大津駐屯地司令	077-523-0034

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊派遣受入れに際して、町として以下の任務を分担する。

1 事前準備

自衛隊の活動については、その活動内容からかなりの車両、要員等の現地での活動が予想されるため、町は平常時から次の事項について計画を定めておく。

- (1) 庁舎内での自衛隊用本部事務室
- (2) 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置き場、炊事場、駐車場として利用できる空地・避難場所を除いて選定する。）
- (3) 臨時ヘリポートの確保（複数機が発着できる空地）

区 分	所在地
自衛隊用本部事務室	日野町役場
自衛隊が集結可能な空き地	大谷公園
臨時ヘリポート	内池公園グラウンド

2 地震発生時の準備

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 資材置き場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場
- (5) 臨時ヘリポート（原則として2方向に障害のない広場）

3 任務分担

自衛隊派遣受入れについての、各機関の任務分担を次のとおりとする。

- (1) 県災害対策本部

自衛隊の活動との連絡調整に関する現場責任者を現地に派遣し、町本部と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

- (2) 県警本部

警察は、緊急交通路を確保するなどして派遣部隊車両の通行が迅速、円滑に行われるよう努める。

- (3) 町本部

① 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡の窓口を総務班総務係とする。

② 他の災害復旧機関との競合重複の排除

総務班総務係長は、自衛隊の作業が他の災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮をする。

③ 作業計画及び資材等の準備

自衛隊派遣受入れのため、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係の者の了解をとりつけるよう配慮する。作業計画の内容（基準）は以下のとおりとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

オ 合同本部現地連絡会議の開催方法

第4 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は原則として派遣を受けた町が負担する。その内容は概ね次のとおりとする。

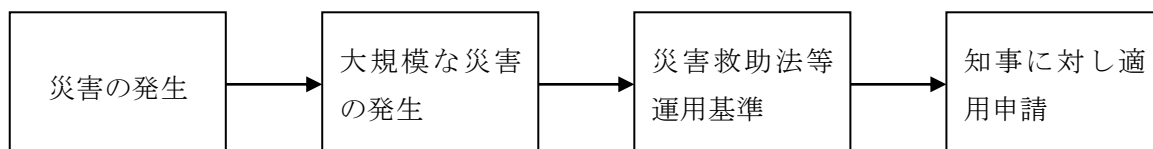
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上費及び修繕費
- (2) 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上費
- (4) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (5) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議する。

第5節 災害救助法の適用

(福祉保健課、総務課)

【計画方針】

災害が発生し、その被害が甚大であり、被害の内容及び規模において災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、町はすみやかに被害状況の把握に努め、状況を知事に報告するとともに、あわせて法の適用を要請する。



〔災害救助法の適用活動フロー〕

第1 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおり。

1	当町の区域内で50世帯以上の住家が滅失したとき。
2	滋賀県全区域内の住家滅失世帯数が、1,500世帯以上で、当町の区域内で25世帯以上の住家が滅失したとき。
3	滋賀県全区域内の住家滅失世帯数が、7,000世帯以上で、当町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 リ災者世帯の算定基準

(1) リ災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

1	住家が全壊、全焼、流失した世帯	1 世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯とみなす	2 世帯で 1 世帯
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態になった世帯	3 世帯で 1 世帯とみなす

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

(2) 滅失（り災）等の認定

滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」による。

3 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定基準

住家の滅失等の認定基準は、次のとおり。

① 住家の滅失

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50% 以上に達した程度のもの。

② 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は消失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の 20% 以上 50% 未満のもの。

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能な状態となったもので、上記①・②に該当しない場合で、浸水が住家の床上に達したもの。又は土砂竹木等の堆積等によって一時的に居住することができない状態となったもの。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の算定は次のとおりであり、被害状況は世帯単位である。

1	住家が全壊、全焼、流失した世帯	1 世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯とみなす	2 世帯で 1 世帯
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態になった世帯	3 世帯で 1 世帯とみなす

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない

第2 災害救助法の適用手続き

1 知事に災害救助法の適用を要請し救助を実施するとき

災害時に際し、町内における被害が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、町長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 災害救助法の適用を要請する理由
- (4) 災害救助法の適用を必要とする期間
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

2 知事による救助の実施を待つことができないとき

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による応急救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指示を受けなければならない。

第3 災害救助法による救助の実施

1 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を町に通知することにより、町長が救助を実施する。

- (1) 避難所（福祉避難所を含む）の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品等の給与または貸与
- (6) 医療及び助産
- (7) 被災者の救出
- (8) 被災した住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の搜索
- (12) 死体の処理
- (13) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

第4 救助の実施状況の記録・報告

町本部は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県災害対策本部救助担当班に報告する。

第5 災害救助法の救助基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に規定するところによる。

第6節 ボランティア対策

(福祉保健課、総務課)

【計画方針】

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、町本部は、町内のボランティア関係団体や町外の災害救援ボランティアの活動が円滑に行えるよう、関係各班や、日野町社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

第1 実施体制

民生班は、関係各班や日野町社会福祉協議会等関係団体と連携協力し、町内ボランティア関係団体や町外の災害救援ボランティアの活動が効果的に実施できるよう支援を行う。

第2 災害ボランティアの受入れ体制

大規模な災害が発生し、町内外から災害救援ボランティアの来訪が多数予想される場合、原則として次のような受入れ体制を整備する。

1 災害ボランティアセンターの設置と運営

民生班と日野町社会福祉協議会は、関係機関等と協力して、勤労福祉会館に災害ボランティアセンターを設置し、災害救援ボランティアの受け入や、ボランティア・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織との連携体制の構築を図り、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録、団体（民生委員・児童委員協議会や地区社協、赤十字奉仕団等）間の調整等の業務を行う。

2 各班におけるボランティア要請担当の配置

各班においてボランティア要請担当を定める。なお派遣要請は民生班を経由して行う。

3 ボランティア活動保険への加入

災害救援ボランティアは、活動に際し、ボランティア活動保険に加入する。

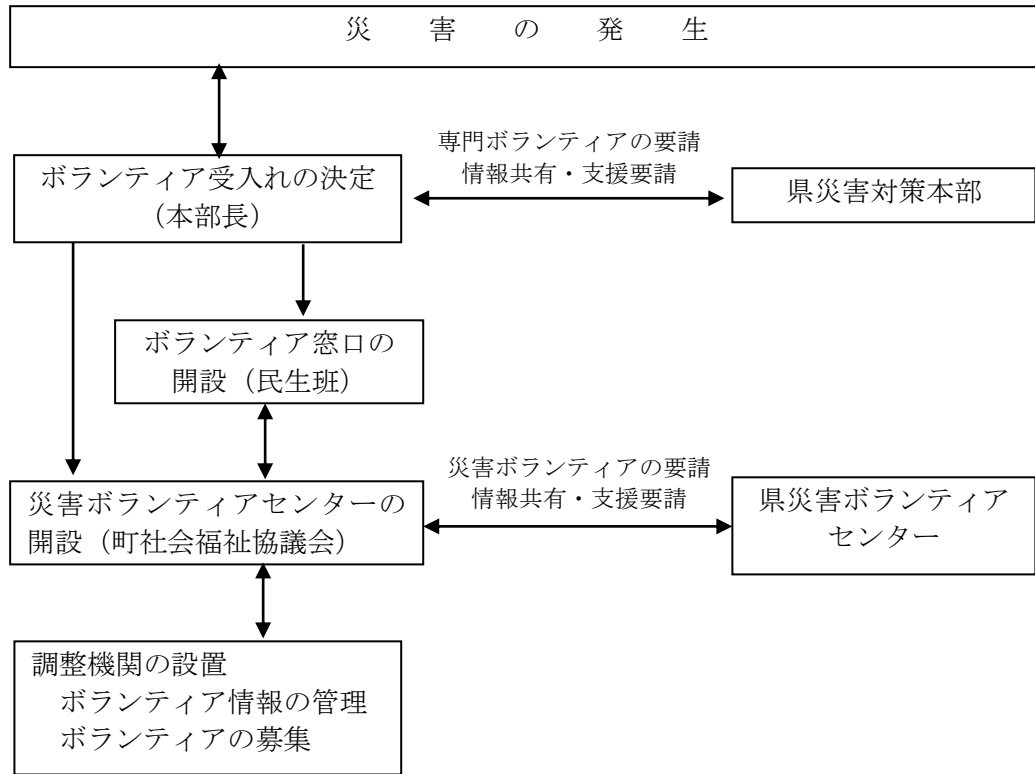
第3 専門ボランティアの要請

民生班は、各班から専門的技能を有するボランティアの要請があったときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで、県に対して専門ボランティアの派遣を依頼する。

- (1) 医療、助産分野
- (2) 障がい者、老人福祉分野（ソーシャルワーカー、カウンセラー）
- (3) 建築分野（被災建築物応急危険度判定士）
- (4) 宅地分野（被災宅地危険度判定士）
- (5) 語学分野
- (6) 輸送分野

- (7) 情報通信分野
- (8) その他専門的な技能を有する分野

[災害ボランティアの受入れ体制]



第2章 情報の収集・伝達

第1節 通信連絡手段の確保

(総務課)

【計画方針】

災害時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため各機関の連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。

第1 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者はすみやかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者、管理者は相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

第2 通信施設の確保

災害の予防、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、電話、無線通信のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。災害時においては使用可能な通信連絡手段が限られてくるため、臨機応変に有効な通信施設を選択し、利用していく。

1 有線電話が途絶した場合

携帯電話や防災行政通信システム、消防無線、警察無線、その他の無線を利用する。

2 通信施設が不通の場合

通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告する。

第3 通信施設の運用

災害による被害が少ない無線通信や一般住民など民間からの協力を得やすいインターネット通信等の有効な運用体制を設定し、災害に強い情報通信ネットワークの構築に努める。

1 滋賀県防災行政無線

災害時において、応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、情報の収集及び伝達に最も適合し、かつ信頼性の高い通信網として、県では、防災行政無線が整備されており「滋賀県防災行政無線運用要綱及び同細目」の定めるところにより運用する。

2 非常通信

県内の無線施設設置者及び関係団体等からなる滋賀地区非常通信協議会により、その構成機関の通信設備を利用して県下各市町から県庁までの非常通信路が設けられ「滋賀地区非常通信経路計画」により運用する。

非常通信の利用にあたっては、以下の要領により非常通信電報を作成したうえで最寄りの機関に持参して発信を依頼する。

- (1) 電報用紙は適宜とし、本文の字数は1通当たり200字以内とすること。
- (2) 電報の宛先は、着信者の住所・役職名・電話番号をもって表示すること。

[日野町から大津市までの通信経路]

区 間	役場からの距離 (km)	通 信 経 路
日野町 ～大津市	1.1 km	日野消防署 東近江行政組合消防本部 (日野町大谷 970) ----- (東近江市東今崎町 5-33) ※ 消防本部から大津市までのルートは複数あり
日野町 ～大津市	0.3km	東近江警察署 日野警部交番 県警察本部 通信指令課 (日野町松尾 5 丁目 15) ----- (大津市打出浜 1-10)
日野町 ～大津市	6.0km	機動警察隊 県警察本部 通信指令課 (日野町大字北脇 1-3) ----- (大津市打出浜 1-10)

3 警察通信連絡

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、災害時に於いて通信がつながりにくい状況にも耐えられるよう整備を行う。

4 日野町消防団通信無線

災害時における町と町消防団との無線通信により迅速かつ的確な情報の収集、伝達を図る。

5 アマチュア無線

災害の状況により、町内のアマチュア無線局又は運送事業所等の業務用無線局へ協力を依頼する。

6 インターネット通信

民間のインターネットシステムや日野町ホームページを活用することで、町内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

7 防災情報伝達システム

防災アプリやひのめ〜る、戸別受信機を用いて、職員や各施設、自治会長、住民への情報伝達とともに情報収集を行う。

8 その他

災害時には基地局の停電や通信事業者による通信規制等により、電話がつながりにくい状態になることから、不要不急の電話やリダイヤルは控え安否確認等は西日本電信電話(株)及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)が提供する「災害用伝言板 (web171)」や「災害用伝言ダイヤル (171)」、(株)NTTドコモ及びKDDI(株)、ソフトバンク(株)が提供する「災害用伝言板」や「災害用音声お届けサービス」等を利用する。

第2節 災害原因に関する情報の収集・伝達

(総務課)

【計画方針】

災害原因に関する情報を迅速に伝え、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、伝達体制、方法等を明確にする。

第1 気象庁が発表する地震に関する情報等

(1) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想される場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。NHKは、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

イ. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、NHKに伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(3) 南海トラフ地震に関する情報の種類とその内容

情報名	付記キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報		・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	調査中	・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

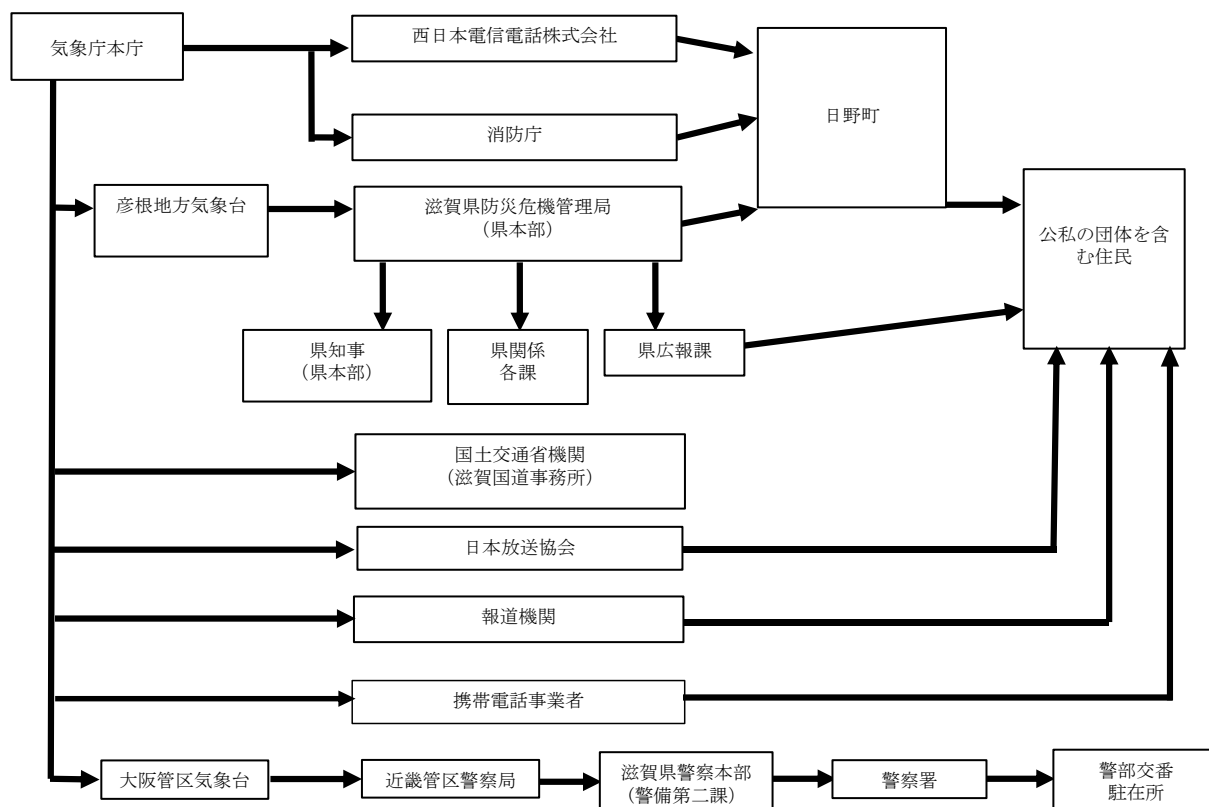
(4) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

1 情報の伝達系統

地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。

地震情報伝達系統図



（注）防災危機管理局から日野町への地震情報の音声伝達方法は次による。

- ① 勤務時間内の場合は、防災行政無線により伝達する。
- ② 勤務時間外の場合は、防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより日野町に伝達する。

第2 風水害時における気象情報の伝達

1 気象予報、警報、特別警報等の種別（風水害時）

本町の予報区は一次細分区域が「滋賀県南部」、市町等をまとめた地域は「東近江」となる。

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

大雨特別警報は、警戒レベル5に相当します。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

大雨警報（土砂災害）、洪水警報は、警戒レベル3に相当します。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

大雨注意、洪水注意報は、警戒レベル2です。

○資料35「警報・注意報発表基準一覧表」

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県）で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

(5) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町単位（*）で警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

＊守山市と豊郷町を除く。大津市は大津市北部・大津市南部に区分される。

(7) 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間 90 ミリ以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（日野町は滋賀県南部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（日野町は滋賀県南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

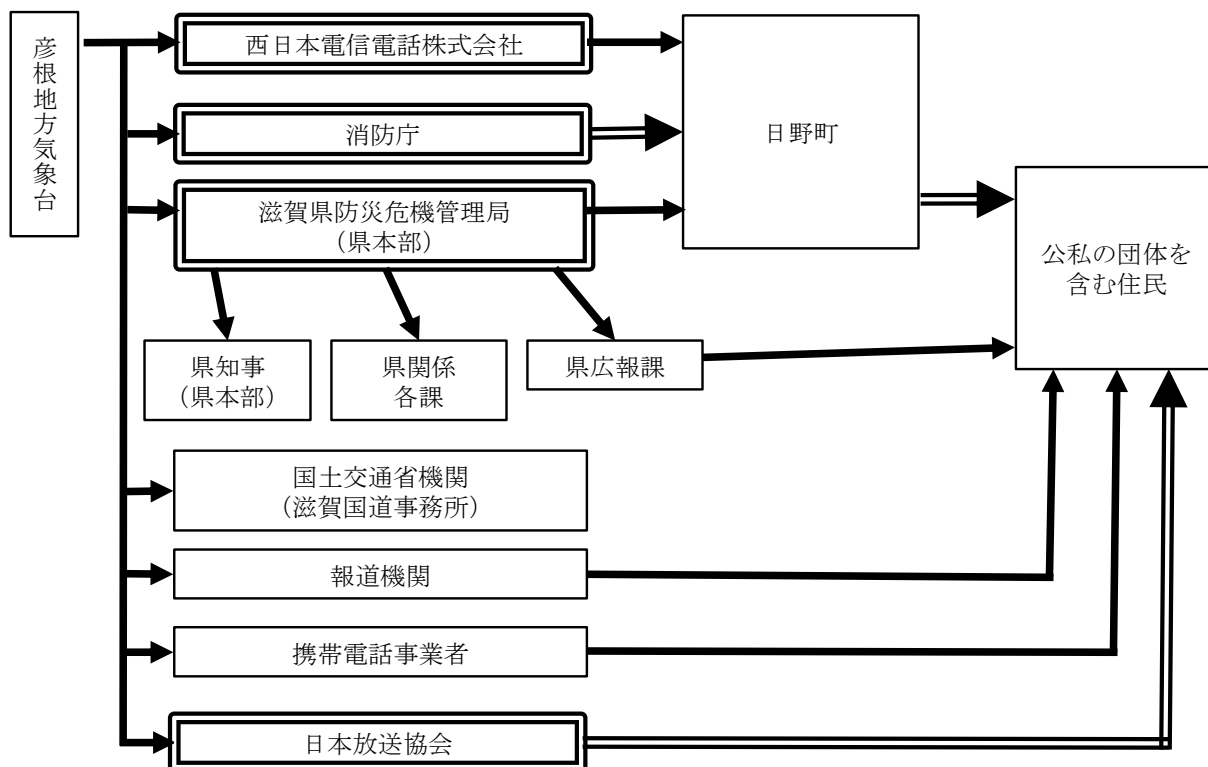
(10) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて日野町や東近江行政組合消防本部に伝達される。町長は、この通報を受けたとき、必要により火災警報を発令する。

2 情報の伝達系統

予警報・特別警報の経路図は、次に掲げるとおりとする。

気象予警報伝達系統図



(注) 二重線で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知または周知の措置が義務付けられている伝達経路

(注) 防災危機管理局から日野町への気象予警報の音声伝達方法は次による。

- ① 勤務時間内の場合は、防災行政無線により伝達する。
- ② 勤務時間外の場合は、防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより日野町に伝達する。

第3 水防警報

1 水防警報を行う河川

水防法第16条の規定に基づき、知事は、洪水により相当の被害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行う。

水防警報を行う 河川の 名称・区域		対象量水標				通知担当者	関係水防 管理団体
		観測所名 (所在地)	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	計画高 水位		
日 野 川	日野町大字 寺尻から 琵琶湖まで	上流：増田橋水位観測所 (日野町大字増田)	1.95	2.25	3.62	滋賀県流域政策局	日野町 東近江市 竜王町 近江八幡市 野洲市
		下流：桐原橋水位観測所 (近江八幡市安養寺町)	1.80	3.00	6.00	滋賀県流域政策局	

2 水防警報の発令基準

(1) 準備

気象状況及び上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、又は、対象量水標の水位が水防団待機水位に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。

(2) 出動

対象量水標の水位が氾濫注意水位に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は上流の雨量並びに水位により危険の予想されるときに発表する。

(3) 解除

水位が水防団待機水位以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。

第4 雨量、水位の観測・通報

1 雨量の観測・通報

滋賀県土木防災情報システムにより情報提供を受ける。また、進んで的確な気象状況の把握に努める。町内観測所は次のとおり。

[町内雨量観測所]

管理区分	観測所名	設置場所	滋賀県土木防災情報システムの公表
県河川管理	日 野	河 原	○
県河川管理	桜 谷	中之郷	○
日野川ダム管理	熊 野	熊 野	○
日野川ダム管理	日野川ダム	村 井	－（自記のため）
県砂防管理	深山口	深山口	○
県砂防管理	西明寺	西明寺	○

2 水位の観測・通報

滋賀県土木防災情報システムにより情報提供を受ける。町内観測所は次のとおり。

[町内水位観測所]

管理区分	観測所名	河川名	設置場所	土木防災情報システム	水防団 待機水位	氾濫 注意水位
河川管理	諸木大橋	佐久良川	中在寺	○	1.10m	1.90m
日野川ダム管理	増田橋	日野川	増 田	○	1.95m	2.25m
日野川ダム管理	ダム貯水位	日野川ダム	村 井	○	—	—

*水位は下記の時点で通報される。

- ① 水防団待機水位に達したとき
- ② 氾濫注意水位に達したとき
- ③ 水防団待機水位まで下がったとき

第5 異常現象発見時の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに町、東近江行政組合消防本部、又は警察署に通報する。東近江行政組合消防本部又は警察署は、直ちに町に通報する。異常の通知を受けた町長は、直ちに以下の機関に通報しなければならない。また、状況に応じて警戒区域の設定を行う。もしくは関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

- (1) 彦根地方気象台
- (2) その災害に関係のある市町
- (3) 東近江行政組合消防本部又は警察署、東近江土木事務所等その地域を管轄する災害に関係のある県の出先機関

第3節 被害に関する情報収集・伝達

(総務課)

【計画方針】

町に災害が発生した場合、被害情報の収集・伝達、及び被害調査は町における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、迅速かつ的確に行う。

第1 収集・伝達すべき情報の種類

被害に関して収集・伝達すべき情報の内容は、次のとおりとする。なお、被害の判定は、「災害の被害認定基準」による。

- (1) 気象情報
- (2) 被害情報
 - ① 人的被害（死亡、行方不明、重・軽傷）
 - ② 住家被害（全壊、半壊、一部損壊）
 - ③ 非住家被害（店舗、工場等）
 - ④ 公共建築物被害（病院、指定避難所、救護所等）
 - ⑤ 土木構造物被害（河川、急傾斜地等）
 - ⑥ ライフライン被害（通信、交通、ガス、電気、水道等）
- (3) 人命救助に係る情報
 - ① 生き埋め情報
 - ② 傷病者発生情報
 - ③ がけ崩れ情報
 - ④ 火災情報
 - ⑤ 医療機関情報
- (4) 火災・延焼に係る情報
- (5) 各班の初動対応に係る情報

第2 被害に関する情報収集の方法

1 被害概況の早期把握

災害応急のための初動活動や応援要請をすみやかに行うため、総務班は次の方法により迅速な被害規模の把握を行う。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地区班は直ちに地区連絡所に参集し、地区の情報収集を図り、人的被害、建物被害、道路等の被害などの概況について総務班に報告する。
- (2) 各班（地区班は除く）は、役場への参集時に目視により沿道の被害概況に関する情報の収集に努め、総務班に報告する。
- (3) 建物被害については、地区毎に被害概況を把握した地区班による本部への報告と役場に

参集した職員からの報告に基づいて町全体の被害概況を推測する。

- (4) 人的被害については、倒壊家屋の数によって推測する。
- (5) 道路等の被害については、担当職員が参集時に幹線路線を調査し、被害を把握する。

2 被害調査の実施

(1) 災害調査班の編成

- ① 総務班は、地区班を中心に災害調査班を編成し、被害状況を調査する。
- ② 災害調査にあたっては、「災害の被害認定基準」に基づき判定する。
- ③ 災害調査報告書は、県対策本部より示された様式によるものを使用する。

(2) 人的被害・建物被害の把握

① 情報収集方法

ア 人的被害

総務班は、警察署及び関係機関と互いに連絡を取り、人的被害の把握に遺漏がないよう対処する。また、被災状況図を作成する。

- ・参集した職員からの報告
- ・警察からの報告
- ・消防班の救急救助状況
- ・地区班からの報告
- ・総務班広報係への町民からの通報
- ・消防班及び地区班からの避難者状況
- ・民生班医療救護係からの負傷者救護状況
- ・民生班衛生係からの死亡者収容状況

イ 建物被害

町民や関係機関からの情報に加え、できるだけ早く外観目視による全棟調査を実施し、被害状況図を作成する。

② 収集項目

ア 人的被害

- ・死亡者
- ・負傷者（重・軽傷者）
- ・行方不明者

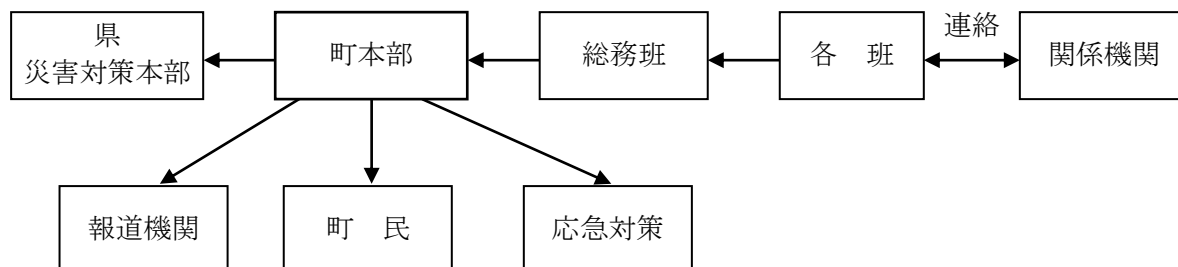
イ 建物被害

- ・全壊
- ・半壊
- ・一部破損

(3) 公共施設、ライフライン及び交通施設等の被害把握

① 連絡系統

被害情報の連絡の流れは、次のとおりとする。



② 情報収集方法

ア 公共施設

各班は、その所管する公共施設（業務に関連する施設を含む）の被害調査を実施し、総務班に報告する。

イ ライフライン

総務班は、ライフラインの詳細な復旧情報（いつまで、どこの地区で、どの程度）を町民に提供できるよう関係機関から情報を得るよう努める。

ウ 交通施設

交通施設に関係する各班は、聞き取りや現地調査により被害調査を行い、情報を収集し、総務班へ連絡する。

また、運行状況等の広域的な情報はテレビ等報道機関から情報収集する。道路については緊急輸送等に用いる道路の被災、復旧状況、交通規制状況を中心に把握する。

エ その他の施設

各班は、関係機関、団体から聞き取り調査を行う。

第3 被害情報収集・報告体制

本部付各班における施設等の被害状況及び応急措置状況等の情報収集・調査体制を整備する。

なお、収集、調査の各段階において東近江警察署、東近江土木事務所など関係機関との十分な調整を図る。

第4 県への被害状況報告

県に対する災害の被害状況及び応急措置に関する情報の報告は次のとおりとし、被害状況報告は、滋賀県防災情報システムを使用し個別事案ごとに報告する。

1 報告基準

- (1) 災害対策本部を設置して対応した災害
- (2) 町内で被害を生じた風水害等による被害
- (3) (1)または(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告内容

- (1) 災害対策本部の設置状況
- (2) 人的、建物の被害状況
- (3) 避難の状況（避難指示、世帯数、人員、避難先等）
- (4) 主要道路、橋梁、河川等の被害及び不通状況
- (5) 交通機関の不通状況
- (6) ライフライン関係の状況（停電・断水・途絶・漏洩等）
- (7) 災害対策本部の応急対策実施状況
- (8) 県への要請事項（災害対策本部の応急対策のため）
- (9) その他報告の必要があると認められるもの

3 報告区分

(1) 被害即報

町内で災害等が発生した場合、町本部は「災害被害即報様式」（資料15）により直ちに県災害対策地方本部（東近江土木事務所）に報告する。また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに県災害対策地方本部（東近江土木事務所）に報告する。県地方本部への通信が不能な場合は、県災害対策本部に通報する。

なお、被害を即報すべき基準は「被害即報及び被害報告要領」（資料14）の被害即報基準及び被害即報事項例示のとおり。

(2) 災害概況即報

災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合は、管内の警察署（交番・駐在所を含む）をはじめ関係機関と連絡をとりながら、人的被害の状況、建築物の被害の状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から直ちに「災害概況即報」（資料16）により県災害対策地方本部（東近江土木事務所）に報告する。特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策地方本部（東近江土木事務所）に報告する。

なお、災害概況即報の内容は、被害状況及びとられつつある措置の概要で、これを例示すれば概ね「被害即報及び被害報告要領」の被害即報事項例示のとおり。

(3) 中間報告

各部門の災害情報等を累計的に取りまとめ、原則として1日2回(9時及び15時現在)、中間報告として「被害状況即報」(資料17)により県に報告する。

なお、町本部は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

(4) 最終確定報告

町本部は応急措置完了後15日以内に、これ以上変更することのないものとして「災害確定報告」(資料18)により県災害対策地方本部(東近江土木事務所)に報告する。

(5) その他の報告

災害の報告は上記によるほか法令等の定めに従いそれぞれ所要の報告を行う。

4 伝達手段

被害即報は電話又は無線によっても行うことができる。ただし、災害概況報告、中間報告、最終確定報告は文書によって報告する。

5 報告先

町本部は被害状況を県災害対策地方本部(東近江土木事務所)に報告する。なお、県災害対策地方本部への通信が不能の場合、県災害対策本部に報告する。

6 県連絡員の派遣

被害が甚大な場合には、県は効果的な被害状況等の収集及び相互連絡のため、連絡員を地方本部から町本部あてに派遣する。

第4節 災害時の広報活動

(企画振興課、総務課)

【計画方針】

災害時において、住民や報道機関に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と町民生活の安全、社会秩序の維持を図るために災害広報活動を実施する。

第1 広報担当者

災害時における広報は、総務班広報係が総務係と協力して行う。ただし、災害の状況によっては各所管においても実施する。

第2 災害広報編集体制

災害広報にあたっては、次のとおり編集作業を行う。

- (1) 総務班長が統括する。
- (2) 広報係に写真班を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (3) 各班の情報を的確に把握し、原稿にまとめ編集する。

第3 広報の内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、災害対策本部会議の判断のもとに実施していく。

1 災害情報の広報

災害発生直後のすみやかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、町は関係機関と協議のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- (1) 風水害等情報に関すること。
- (2) 火災の状況に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 被害の概要に関すること。
- (5) その他町民生活の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）。

2 支援情報の広報

災害発生後、人心の安全性が確保された後、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。町は、関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 指定避難所の開設・運営に関すること。
- (2) 救護所の開設に関すること。
- (3) 救援物資の配布に関すること。
- (4) 給水、給食に関すること。
- (5) 災害にかかる公的支援に関すること。
- (6) その他住民生活に必要なこと。

3 ライフライン復旧情報等の広報

町は、各防災関係機関と密接な連絡を図り、ライフライン復旧情報について広報活動を実施する。

- (1) 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。
- (2) 電気、水道、ガス、下水道等の復旧に関すること。
- (3) 電話の利用の復旧に関すること。
- (4) 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

4 安否情報の提供

(1) 基本方針

町長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協

力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表

町は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯さうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。

なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。

第4 広報手段

1 広報車による巡回広報

原則として町所有の広報車を使用する。必要に応じて警察署その他防災関係機関の広報車の協力を得る。

2 インターネット等による広報

日野町ホームページについては、住民に対しての情報提供にとどまらず、応援要請を行う場合及び災害ボランティアへの伝達媒体として最新情報を掲載する。

また、日野町行政情報メール配信サービス(日野め〜る)及び日野町防災アプリについては、利用登録されている携帯電話等へ防災情報等を配信するものであり、主に住民に対する重要な情報について、簡潔な表現で即時に配信する。

あわせて、戸別受信機(緊急告知ラジオ)による配信、及びLアラート(TVデータ放送等)の活用を図る。

3 広報紙の配布

広報紙をできるだけ早期に発行し、地区班を通じて各指定避難所、給水所、救護所、地区連絡所等に配布する。

第5 庁内広報

各職員が全体の動きを理解して担当業務を行えるよう、全職員に対して町本部の決定事項や、総務班総務係で収集した災害情報、被災情報、支援情報を伝達する。

第6 報道機関との連携

報道機関に対し、被害状況及び応急対策状況等について定期的及び必要に応じて随時発表する。なお、緊急を要する場合で、かつ他の通信施設によることが著しく困難であり、特に町民等に対して災害情報の通知、要請、広報等を伝達する必要があるときは、県における「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき報道各局に災害情報に関する放送を依頼する。

第7 町民の各種相談窓口

災害が終息したときは、必要に応じて被災者相談窓口を設置し、町民の相談、要望、苦情等を聴取し、すみやかに関係各班に連絡のうえ早期解決に努める。

第3章 災害防ぎょ対策

第1節 消防計画

(東近江行政組合消防本部、消防団、総務課)

【計画方針】

町は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、東近江行政組合消防本部、消防団の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第1 消火、救急・救助出動

1 消火活動

東近江行政組合消防本部及び消防団は、消防活動の計画に基づき、消火活動を実施する。

2 救急・救助出動

東近江行政組合消防本部及び消防団は、救急・救助出動の計画に基づき、住民の協力を確保するとともに、迅速かつ的確な救助救急活動を実施する。

第2 広域消防相互応援協力機関への応援要請

災害が拡大し、町のみで対処できない場合は、滋賀県広域消防相互応援協定、滋賀県広域消防応援基本計画に基づき、応援要請を行う。

最初に、東近江行政組合消防本部が近隣の消防本部・市町と締結している次の応援協定に基づき応援要請を行う。

- (1) 彦根市・東近江行政組合消防相互応援協定
- (2) 湖南広域行政組合・東近江行政組合消防相互応援協定
- (3) 東近江行政組合・甲賀広域行政組合消防相互応援協定
- (4) 東近江行政組合・犬上郡多賀町消防相互応援協定

次に滋賀県広域消防相互応援協定、滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき、応援要請を行う。最後に、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を行なう。

林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

第3 大規模災害時における受援計画

1 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害の発生により東近江行政組合消防本部から滋賀県広域応援部隊の応援要請を行い、県内応援隊の応援を持ってしても対応が困難と判断した場合には、緊急消防援助隊の応援要請を行うこととなり、滋賀県緊急消防援助隊受援計画及び東近江行政組合消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づく災害対応とする。

- (1) 滋賀県広域消防相互応援基本計画
- (2) 滋賀県緊急消防援助隊受援計画
- (3) 東近江行政組合消防本部緊急消防援助隊受援計画

2 緊急消防援助隊の要請による受援体制

緊急消防援助隊の応援出動の要請により、滋賀県に消防応援活動調整本部（調整本部）が設置され、東近江行政組合消防本部には、災害対策消防指揮本部（指揮本部）、日野消防署（管轄各消防署含む）に消防署隊本部（署隊本部）が設置され、大規模災害時における受援体制とする。

- (1) 東近江行政組合消防本部地震等災害活動計画
- (2) 大規模災害時における災害対策消防指揮本部等活動要領

○資料7「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」

○資料8「滋賀県下消防団広域相互応援協定書実施細目」

第2節 水防計画

(建設計画課、総務課)

【計画方針】

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム、又は堰の操作、水防団及び消防機関の活動における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づく日野町水防計画による。

○資料4 「日野町水防協議会条例」

○資料5 「日野町水防計画」

○資料23 「水防区域の重要度」

第3節 土砂災害危険箇所に対する応急対策計画

(東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、建設計画課、総務課)

【計画方針】

地震発生後や、大雨を観測した後には、土石流危険渓流では土石流が、また急傾斜地崩壊危険箇所では斜面崩壊・崩落が、地すべり危険箇所では地すべりが発生し、土砂災害に巻き込まれるおそれがある。従って、災害時には、被害の状況把握に努め、施設の復旧に努める。

第1 危険箇所の警戒巡視活動 (東近江行政組合消防本部、消防団、東近江警察署、総務課、建設計画課)

1 実施体制

土木班建設係は、土石流、地すべり、斜面の崩壊崩落等から住民を守るため、災害発生後直ちに危険箇所の現地視察を実施する。また、県にも応援協力、情報提供を依頼する。

2 巡視の優先順位

巡視は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及びその他の箇所に
ついて、次の順位で行う。

- (1) 各住宅地周辺の危険箇所
- (2) 緊急時確保路線沿道の危険箇所
- (3) 各住宅地から指定避難所までの避難ルートと沿道の危険箇所
- (4) その他の危険箇所
- (5) 指定危険箇所以外で必要な場所

第2 避難及び広報活動 (東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、総務課)

1 被害発見と応急対応

- (1) 巡視の際に被害を発見した者は、現場にロープを張るなどしたうえ、直ちに本部に通報し、次の指示を待つ。
- (2) 町長又は本部の指示を受けるまでに、消防、警察等の関係機関から交通規制の実施等の指示が伝達された場合は、これに協力する。

2 住民への広報・指示

通報を受けた後、町長が交通規制等の実施を決定する。地区班連絡係は、被害にあった施設の管理者、県、消防、警察等関係機関にすみやかに連絡し、総務班広報係により各班、指定避難所、地区連絡所、住民等に対する広報活動を実施する。

3 避難

避難ルート上の被害等の情報を得た場合、住民は、状況を的確に判断し、ルートを変更するなどして迅速に避難する。

第4節 危険物施設等応急対策計画

(東近江行政組合消防本部、消防団、総務課)

【計画方針】

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒劇物保管施設、放射線施設等は、災害時における火災、暴発、漏洩等の危険が予測され、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり特に迅速なる措置を要するので、関係機関は密接なる連絡協力のもとに迅速的確な災害応急対策を実施する。

第1 危険物施設応急対策計画

1 実施機関

危険物による災害の発生に際しては、当該事業所の管理者、危険物保安統括管理者等は直ちに消防署等に通報し、東近江行政組合消防本部等の指導を受けて危険物の実態に応じた応急対策を講ずる。

災害の規模、態様によっては町及び県地域防災計画並びに各関係の定めるところにより関係機関による総合的な対策を実施する。

2 災害応急対策

(1) 事業所等

危険物による災害発生と同時に直ちに次の措置を講ずる。

① 連絡通報

ア 発生時に、直ちに119番で東近江行政組合消防本部に連絡する。

イ 付近住民並びに近隣事業所等に通報する。

ウ 責任者は被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、関係機関に通報する。

② 初期防除

ア 危険物の流出あるいは暴発等のおそれのある作業、及び移送を停止する。

イ 出火、漏洩等を防止するため、施設の応急点検を行う。

ウ 初期消火を徹底し、異常反応やタンク破壊等による広域拡散を防止する。

③ 医療救護

事業所内救護班により応急救護を実施する。

④ 避難

防災関係機関と連携し、災害状況を把握して、従業員、周辺地域住民等の避難を実施する。

(2) 町、県その他公共機関

① 災害の規模、状態によって総合的な応急対策を実施する。

② 町は情報収集、報告等により災害の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて、随時中間報告を行う。

- ③ 災害による不安、混乱を防止するため、各機関等は相互に協力して広報活動を行う。
- ④ 傷病者等の救出は、関係機関が協力のもとに救護医療業務を実施する。
- ⑤ 東近江行政組合消防本部、消防団は、危険物の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。
- ⑥ 町は警察と協力して、避難のための立ち退きの指示、指定避難所の開設並びに収容を行う。
- ⑦ 交通の安全、緊急輸送確保のため、安全運転管理者、警察、その他の機関により交通対策を実施する。

第2 火薬類及び高圧ガス貯蔵施設応急対策計画

1 実施機関

火薬類及び高圧ガス貯蔵施設等の管理者は、災害による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、危害予防規定の手順に従い、実態に即した応急措置をとるとともに、東近江行政組合消防本部及び関係機関と連携を密にして応急対策を実施する。

2 災害応急対策

爆発火災又は可燃性のガス漏洩に際しては状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県高圧ガス地域防災協議会等への連絡
- (2) 警察、東近江行政組合消防本部への通報
- (3) 負傷者の救出救護
- (4) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 避難誘導及び群衆整理
- (6) 遺体の処理
- (7) 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動
- (8) 緊急輸送路の確保
- (9) 引火性、発火性爆発物の移動

第3 毒物・劇物貯蔵施設応急対策計画

1 実施機関

毒物及び劇物の取扱責任者は、災害発生時において毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故が発生した場合、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・東近江行政組合消防本部又は警察署に届け出る。

2 緊急措置

- (1) 警察、東近江行政組合消防本部は毒物及び劇物の流出・散逸等の状況についてすみやかに広報活動を行い、関係住民に注意を与える。
- (2) 飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流域の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第4 家庭用プロパンガス施設応急対策計画

1 実施機関

家庭用プロパンガス事業者は、災害発生によるガス漏れ事故が発生した場合、適切な点検・通報を行い、東近江行政組合消防本部及び(一社)日本コミュニティガス協会近畿支部と連絡を密にし、必要な措置をとる。

2 災害応急対策

災害状況並びに現場状況に基づき、町本部からの指令で、LPガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が素養される箇所にあたっては供給遮断並びに撤去を実施する。

第5 放射性物質取扱施設応急対策

原子力発電以外の放射性物質に被害が発生した場合は、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 国（文部科学省）、警察、市町（消防）へ通報・届出
※医療機関にあつては県（保健所）、警察、市町（消防）、関係機関へ通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (4) 被ばく者等の救出救助
- (5) 消火又は延焼の防止
- (6) 放射性同位元素による汚染拡大の防止及び除去
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第4章 救援・救護対策

第1節 救急救助及び保健医療救護計画

(東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、
総務課、交通環境政策課、住民課、福祉保健課)

【計画方針】

災害が発生した場合、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や救命措置を要する傷病者が発生することが想定されるため、初動的段階において、それらに対する救急救助及び保健医療救護に関する応急対策を実施する。また災害の発生から数日が経過すると、被災地においては衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が発生すると想定されるため、それに対する対策を実施する。なお、保健医療福祉活動が円滑に実施できるよう災害時を想定した保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の実施体制の整備に努める。

第1 救出・救助計画（東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、総務課、交通環境政策課）

1 実施体制

倒壊した家屋に生き埋めになった被災者の救急救助においては、時間の経過とともに救命率が大きく低下するために迅速な対応を行う。

- (1) 被災直後においては東近江行政組合消防本部、消防団を中心とした消防班、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。そのため町は平素から自主防災組織の育成に努め、訓練を実施するものとする。
- (2) 消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防署員、警察官、町職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
- (3) 町は、交通の途絶や山間、へき地など目的地への到達が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救急救助活動に努める。
- (4) 県、町、県警察、消防等防災関係機関は、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の要配慮者の救助・救急を行う。

2 救出・救助の方法

被災者の救出は災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各班との緊密な連携のもとに行う。

(1) 被災者が少ない場合

消防署長の指揮により救出作業にあたり、負傷者を直ちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの指定避難所へ誘導する。

(2) 被災者が多い場合

被災者を救出するための拠点を設置し、消防署長等の指揮下において救出作業を行う。また民生班医療救護係及び町内の医療機関の応援・協力のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うとともに応急処置を実施する。二次救護等の必要な重傷患者については、後方医療施設に搬送する。

3 資機材の確保

(1) 町は、平素から役場、消防団詰所等に救急救助資機材を備蓄する。

(2) 町本部は、災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業者から、迅速に重機及びその操作に従事する要員を調達する。そのために、町は平常時から日野町建設工業会と協力し迅速な応急体制を確保する。

4 行方不明者

(1) 行方不明者の存否確認

- ① 警察署・東近江行政組合消防本部及び消防団等により、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合したうえで行う。

(2) 行方不明者の搜索

- ① 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、東近江行政組合消防本部、消防団、自衛隊等関係機関及び地域住民等の協力を得て実施する。
- ② 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、町本部長の指示によって継続して実施する。

第2 保健医療救護計画（福祉保健課）

町内が災害のため医療機関の混乱が生じ、町民が医療及び助産の途を失ったような場合、町は医療機関の協力を得て応急的に医療及び助産活動を行い、被災者の保護を図る。また町では対応が困難な場合においては、隣接する市町や県に応援を依頼する。

1 県における保健医療救護活動計画

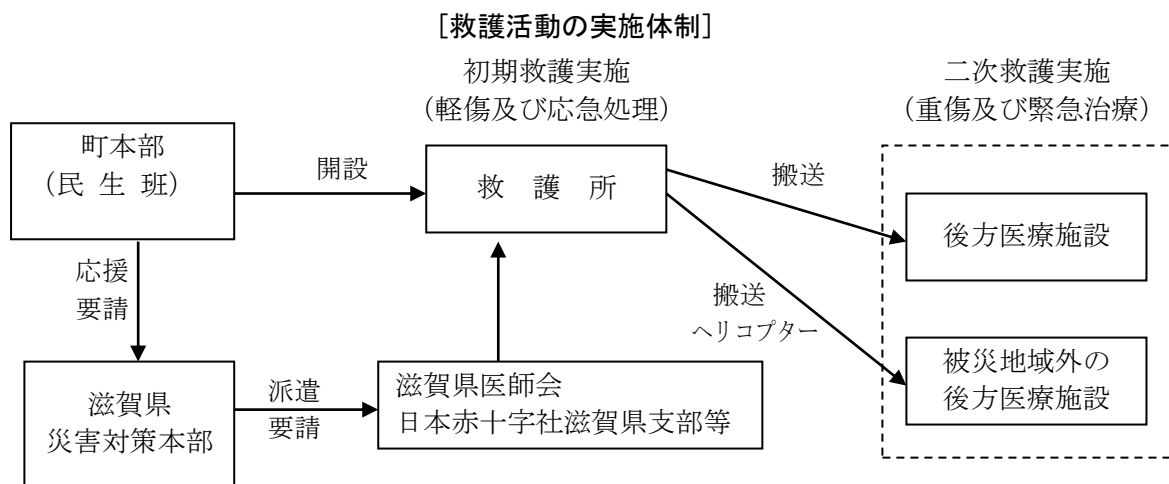
滋賀県保健医療福祉調整本部、滋賀県保健医療調整東近江地方本部並びに町本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。

フェーズ1 (発生から3時間程度)	医療情報の収集と整理、DMA Tの派遣要請
フェーズ2 (～72時間)	医療情報収集の継続、DMA Tの派遣・受入れ、医薬品の確保、医療救護班の派遣要請
フェーズ3	医療救護班の派遣・受入れ、診療所医師による医療救護活動

(4日～2週間)	
フェーズ4 (2週間～2か月程度)	医療救護班の活動調整、診療所医師による医療救護活動、保健活動

2 町における医療救護の実施体制

- (1) 町本部（民生班医療救護係）は、災害時における医療・助産活動を行うため、医療機関の医師、看護師等の協力を得て、医療救護班を編成し、救護所等指定場所で救護活動を行う。
- (2) 医療救護班は、医師1人、看護師2人（必要に応じ助産師1名を加配）、事務員（保健師を含む）2人の計5人をもって1班として作業にあたる。
- (3) 町本部の能力をもってしても救護活動ができないときは、事前に協定を締結した医師会、あるいは最寄りの医療機関の応援を要請するとともに、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に応援を要請する。
- (4) 町は、被災地域内に所在する災害拠点病院、その他病院及び近江八幡市蒲生郡医師会等の協力を得て、管内の医療救護所又は医療機関に配置すべき医療対策班の派遣の要請を行う。
- (5) 町単独では医療需要に見合う医療救護班の確保、派遣が困難な場合は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に医療救護班の派遣要請を行う。
- (6) 災害救助法が適用された場合は、知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき日本赤十字社滋賀県支部長が実施し、町本部（民生班医療救護係）は日野町分区として活動する。



3 医療救護等の活動内容

医療救護班等の活動内容は、次のとおりとする。

【医療救護班】

- ① 医療救護所及び避難所の巡回診療
災害現場における現場救護所等での活動の場合、
- ② 傷病者における応急処置（歯科医療を含む。）
- ③ 後方医療施設への転送の要否、及び転送順位の決定
- ④ 死亡確認と、それに応じた遺体の検案の協力
- ⑤ 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ⑥ 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

以上のほか、状況に応じて助産や公衆衛生活動等、必要とされる医療救護活動に協力する。

【歯科医療救護班】

- ① 医療救護所及び避難所における歯科治療・衛生指導
- ② 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ③ 検死・検案に際して法歯学上の協力

4 救護所の設置

町本部（民生班医療救護係）は、被害状況に応じ、被災地付近の小学校・公民館など必要箇所へ臨時の救護所を開設する。

〔救護所設置予定箇所〕

地 区	名 称	所 在 地	電話番号
日 野	日野小学校	大窪 331 番地	0748-52-0073
東桜谷	桜谷小学校	佐久良 37 番地	0748-52-0338
西桜谷	西桜谷公民館	北脇 988 番地	0748-53-0007
西大路	西大路小学校	西大路 1631 番地	0748-52-2558
鎌 掛	鎌掛公民館	鎌掛 2526 番地	0748-52-1210
南比都佐	南比都佐小学校	深山口 431 番地	0748-52-0804
必 佐	必佐小学校	小御門 444 番地	0748-52-0261

5 患者の搬送

被災者が疾病、傷病のため医療機関に収容する必要がある場合、あるいは後方医療施設への搬送の必要がある場合は、東近江行政組合消防本部が関係機関の協力を得て適切な方法により患者の搬送を行う。

また、ヘリコプターを必要とする患者の搬送等は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に要請する。

6 医薬品等の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、災害の種類、規模に応じて医師会等の協力を得て、卸売組合・業者から供給を受ける。

7 被災者の心のケア対策

町は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に対して、災害による被災者のストレスケア等のため、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

(1) 巡回相談の実施

被災者に対して精神的・心理的ケアを行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(2) こころのケアセンターの設置

災害時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被害者のこころのケア対策を行うセンターを必要に応じて設置する。

○資料36 「医療機関一覧表」

○資料37 「血液の主な調達先」

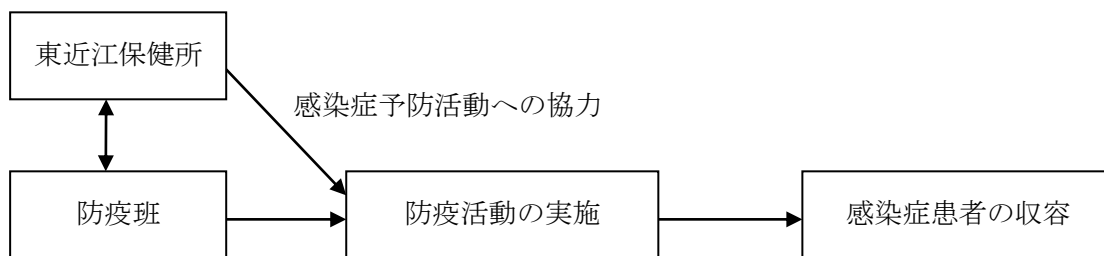
○資料38 「医薬品の主な調達先」

第3 防疫及び保健衛生計画（交通環境政策課、福祉保健課）

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

1 実施体制

- (1) 災害発生時における防疫及び保健衛生活動は、町本部（民生班衛生係）が滋賀県保健医療調整東近江地方本部の指示に基づき、防疫班を編成して実施する。
- (2) 防疫班は、概ね運転手1名、作業員2名の計3名をもって編成し作業にあたる。
- (3) 町独自で処理不能の場合は、滋賀県保健医療福祉調整本部、滋賀県保健医療調整東近江地方本部、隣接市町、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (4) 県本部は被災地の状況、町の処理能力等を勘案し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第29条に基づく物件に係る措置、又は「予防接種法」第6条による臨時の予防接種を行う。



〔防疫及び保健衛生活動の実施体制〕

2 実施期間

災害発生日から起算して概ね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

3 活動内容

- (1) 被災地区における防疫

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的に、県の指示により消毒作業及び清潔作業を実施する。
- (2) そ族、昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症まん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ、重点的に実施する。
- (3) 指定避難所の衛生管理及び防疫指導

指定避難所における防疫指導を行い、感染症の早期発見に努めるとともに、給食施設等の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発宣伝を行う。
- (4) 仮設浴場の設置

災害の状況によって必要があると認められるときは、県本部を通じて自衛隊の支援要請を依頼するなどの対策によって災害発生から7日以内に仮設浴場を設置する。

(5) 感染症患者への対応

被災地において感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、直ちに滋賀県保健医療調整東近江地方本部へ報告するとともに予防処置を講じる。

(6) 保健師の派遣要請

町独自の活動では処理不能の場合には、滋賀県保健医療調整東近江地方本部へ保健師の派遣要請を行う。

(7) 予防教育及び広報活動

衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を記載したパンフレット及びリーフレットを配布し被災者への広報活動を行う。また、保健師および管理栄養士による訪問健康相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえて被災者に対する衛生指導を行う。

4 防疫措置の記録の整備と報告

町は、次の関係書類を整備し、災害防疫が終了した場合は、滋賀県保健医療調整東近江地方本部に報告する。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 災害防疫活動状況報告書
- (3) 災害防疫経費所要額調及び関係書類
- (4) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
- (5) そ族、昆虫等の駆除に関する書類
- (6) 生活の用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 災害防疫作業日誌

5 県との協力体制

被災状況や感染症の発生状況に応じて、滋賀県保健医療調整東近江地方本部が実施する検病調査や健康診断、臨時予防接種等の予防措置には積極的に協力する。

また、町単独での防疫活動が困難な場合は下記事項を整理のうえ、県へ応援協力を要請する。

- (1) 防疫業務の内容
- (2) 防疫時間
- (3) 防疫を必要とする世帯数
- (4) 必要な防疫班
- (5) 派遣場所
- (6) その他必要事項

6 飼育動物の保護及び収容対策

- (1) 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の飼育動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処する。

(2) 実施方法

- ① 放浪している動物を保護し、収容する。
- ② 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
- ③ 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
- ④ 飼養されている動物に餌を配付する。
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- ⑥ 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- ⑦ 飼育動物に関する相談窓口を設置する。

第4 行方不明者・死者等の搜索及び火葬（埋葬）計画

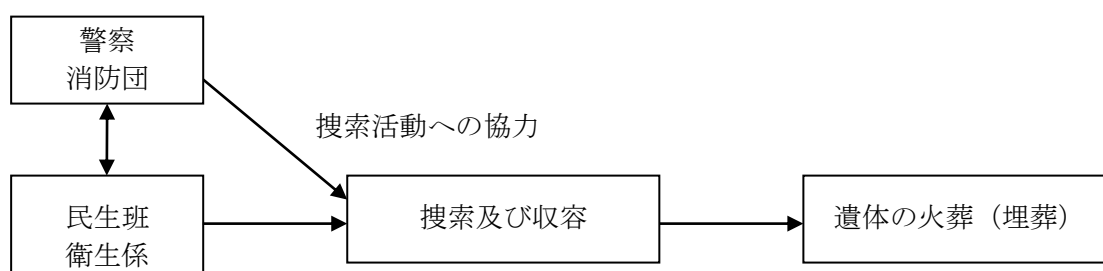
（東近江警察署、東近江行政組合消防本部、消防団、八日市布引ライフ組合、総務課、交通環境政策課、住民課、福祉保健課）

災害により、行方不明者や死亡者が発生した場合は、警察署との連携のもとに搜索及び収容を行い、死亡者は検視のうえで火葬（埋葬）する。災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。

1 実施体制

遺体搜索及び処理、火葬（埋葬）等は民生班衛生係が行うが、警察署や医師会等の関係機関との緊密な連携のもとに実施する。

【行方不明者・死亡者等の搜索・収容・火葬（埋葬）等の実施体制】



2 行方不明者・死亡者の搜索

- (1) 町本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索にあたる。
- (2) 行方不明者・死亡者の搜索は、町本部が警察署と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- (3) 遺体が流出等により、他市町に漂流していると認められる場合は、県及び遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。
- (4) 町本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又

は手配を行い、身元の確認に努める。

3 遺体の検視及び処理

町本部は遺体を発見したときは、すみやかに警察に連絡し、警察官は医師立ち会いのもとでの検視を行う。

4 遺体の収容

- (1) 医師立ち会いのもとに警察官の検視を終えた遺体は、町本部が、警察、消防機関等の協力を得てその収容、引き渡しにあたる。
- (2) 検視後遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車で遺体収容所に搬送し、収容する。
- (3) 遺体が多数ある場合は、以下の施設を遺体安置所として遺体を収容する。また、遺体収容等のための適切な建物がない場合は、天幕、幕張り等の整備を行う。
- (4) 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。
- (5) 遺体は死体処理票及び遺留品処理票を整理のうえドライアイス等を入れて納棺する。
- (6) 身元確定の遺体については、死体検案書とともに遺族に引き渡す。
- (7) 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

[遺体検案・安置場所一覧]

番号	遺体検案・安置施設名	所在地	連絡先
1	日野町林業センターホール	日野町河原一丁目1番地	0748-52-4334

5 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の火葬は、八日市布引ライフ組合が実施する。
 なお、町本部は、火葬施設倒壊、施設処理能力を上回る死亡者の発生等により八日市布引ライフ組合において火葬が困難な場合は、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱及び滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき、県本部に広域火葬の支援を要請する。
- (2) 町本部は、火葬を円滑に実施するため、死亡者数の把握を行うとともに、八日市布引ライフ組合との緊密な連携のもとに次の事務を行う。
 - ① 死亡者数の把握
 - ② 埋火葬計画の作成
 - ③ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
 - ④ 燃料、ドライアイス及び納棺資材の在庫状況の把握・確保
 - ⑤ 埋火葬のための関係者への協力要請
 - ⑥ 相談窓口の設置及び町民への情報提供

第2節 緊急輸送計画

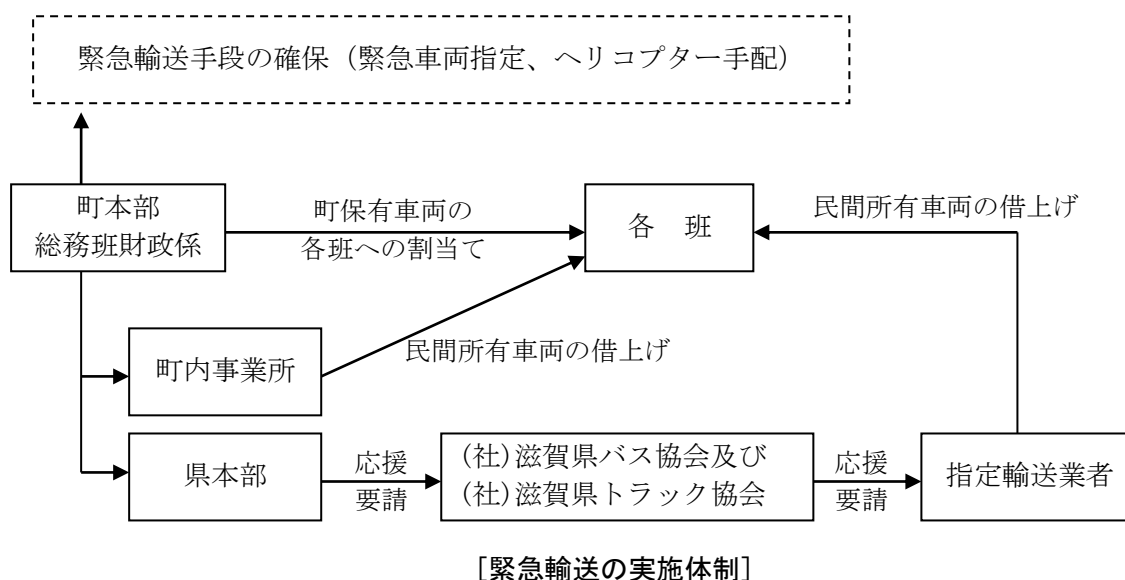
((一社) 滋賀県バス協会、(一社) 滋賀県トラック協会、総務課)

【計画方針】

災害時における救出・救護活動の実行性を確保し、水・食糧等の生活物資や復旧作業に必要な資機材等の迅速・確実な輸送を確保するため、陸上及び空中輸送等の対策を確立する。

第1 実施体制

- (1) 緊急輸送体制の確立は総務班財政係を中心に実施する。
- (2) ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は各所管班において実施し、その結果を総務班財政係に報告する。



第2 緊急輸送の範囲と優先順位

1 緊急輸送の範囲

災害時における輸送は、次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については町内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控える。

- (1) 被災者の避難及び救出
- (2) 給水
- (3) 救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
- (4) 食糧、生活必需品等の生活物資の搬送
- (5) 公共施設の応急復旧
- (6) 遺体の移送

2 輸送対象の優先順位

- (1) 災害発生後 24 時間程度まで
 - ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員及び物資
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員及び物資
 - ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員及び物資
 - ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (2) 災害発生後 3 日程度まで

上記(1)に加えて

 - ① 食糧・飲料水等、生命の維持に必要な物資
 - ② 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- (3) 災害発生後 4 日目以降

上記(2)に加えて

 - ① 災害復旧に必要な要員及び物資
 - ② 生活必需品

第3 輸送の実施

1 車両による輸送

- (1) 車両の調達及び運用
 - ① 総務班財政係は、各班からの車両使用の要請を受け、使用目的、期間、台数等必要事項を明らかにしたうえで配車を行う。
 - ② 指定の輸送業者等からの車両の調達は、各班からの要請に応じて、総務班財政係が調達及び配車を行う。
 - ③ 町本部での所有車両が調達不能となった場合、次の輸送条件を示して県本部を通じ、(一社)滋賀県バス協会及び(一社)滋賀県トラック協会に応援を要請する。
 - ア 輸送区間又は借上期間
 - イ 輸送量又は車両の台数等
 - ウ 集合の場所及び日時
 - エ その他の条件
- (2) 緊急交通路の確保

東近江警察署、道路管理者が協議し、緊急輸送道路のうち通行可能な路線を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行う。

2 その他の輸送手段

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案した上で、次の定める輸送手段を活用する。

(1) 陸上輸送

① 鉄道

② 自転車及び自動二輪車

(2) 航空（ヘリコプター）輸送

緊急を要する場合は、県を通じて県警察や自衛隊等に対して航空機（ヘリコプター）の派遣要請を行う。派遣要請は県本部を通じて「第1章第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力により輸送するものとし、輸送のための労力の確保は「第1章第3節第2 相互応援協力計画」に定めるところによる。

第3節 避難計画

(東近江行政組合消防本部、東近江警察署、消防団、総務課、福祉保健課、子ども支援課、長寿福祉課、建設計画課、学校教育課、生涯学習課)

【計画方針】

災害緊急時における人的被害の軽減のために、被災者の自主的避難への対応と、危険地域の住民に対する避難指示等を行うことで、住民の身体、生活安全の確保に努める。また、防災気象情報の提供にあたり、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

第1 実施体制と警戒区域の設定等

避難の実施は、法令に定められた町長、警察官、自衛官等が行う。また、決定した措置内容等は、広報計画に基づいて住民への周知を図る。活動体制は、消防班を中心に指定避難所への収容を行い、指定避難所においては民生班を中心に救援活動を実施する。

なお、町は、躊躇なく避難指示等を発令するため、防災関係機関等と連携した防災体制づくりに努める。また、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

〔避難の実施区分〕

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等 避難 (警戒レ ベル3))	町長	要配慮者等に対する 立退き勧告、立退き先 の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レ ベル4)	知事及びその命を受けた職員 (水防法 29 条) (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条) (警察官職務執行法第 4 条)	立退きの指示 警 告 避難等の措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難について 必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

知事による避難指示等の代行		知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。	
緊急安全確保 (警戒レベル5)	町長 (市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではない)	住民に対し、命を守るための最善の行動をとることを求める。	既に災害が発生している、もしくは、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、人の生命等に危険が及ぶおそれがある状況

※高齢者等避難、避難指示又は自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

警戒区域の設定等

住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

〔警戒区域の設定権者〕

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第 4 条
自衛官	災害全般	町長等及び警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第 63 条
消防職員または消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条 において準用する 同法第 28 条
水防団長、水防団員、または消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要な場所において。	水防法第 21 条
知事による応急措置の代行		町長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第 73 条

(注) 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があった時は警戒区域を設定できる。

第2 避難のための指示等の基準

1 避難指示等の基準

高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保、屋内での退避等の安全確保措置の指示は、次の実施基準に基づき行う。

種別	目的	発令時の状況	伝達方法・内容
(警戒レベル3) 高齢者等避難	・住民に対し、避難の準備や自主避難を求める。 ・避難行動要支援者、とくに避難時に時間を要する住民に対し、指定避難所等への避難を求める。	要配慮者等で、とくに避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<伝達方法> ①広範囲の場合 防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・緊急速報メール・日野町行政情報メール配信サービス（日野めへる）・Lアラート・日野町防災アプリ・戸別受信機（緊急告知ラジオ）等 ②小範囲の場合 電話、広報車によるマイク放送 ③必要に応じ上記を併用する <伝達内容> ①情報発信者 ②高齢者等避難をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意
	<住民に求める行動> ○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始		
(警戒レベル4) 避難指示	住民に対し、指定避難所等への避難を強く求める。	通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まり、危険性が非常に高いと判断された状況又は人的被害の発生した状況	<伝達方法> サイレン警鐘、広報車によるマイク放送、及び高齢者等避難の方法を併用する。ただし必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。 <伝達内容> ①伝達者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等
	<住民に求める行動> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始し、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動		

(緊急安全確保レベル5)	住民に対し、命を守るための最善の行動をとることを求める。	既に災害が発生している、もしくは、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、人の生命等に危険が及ぶおそれがある状況	<伝達方法> 防災行政無線・テレビ・ラジオ・緊急速報メール・日野町行政情報メール配信サービス(日野め〜る)・Lアラート等様々な防災情報伝達手段を用いる。 <伝達内容> ①伝達者 ②自らの判断で、命を守るための最善の行動をとることを求める。 ※緊急安全確保は、町が災害を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ずしも発令できるものではない。
	<住民に求める行動> ○災害が既にすでに発生しており、命を守る最善の行動		
	屋内での退避等の安全確保措置の指示		
	住民に対し、屋内に留まって安全を確保することを求める。	災害の性質や急激な浸水等、災害の状況によって屋外を移動して立ち退くことによりかえって人の生命等に危険が及ぶおそれがある状況	<伝達方法> 高齢者等避難と同様 ただし、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。
	<住民に求める行動> ○屋内の安全な場所で待機 ○外にいる場合は、速やかに屋内に退避		

[水防信号](滋賀県水防信号規則)

水防信号は、滋賀県水防信号規則(昭和24年滋賀県規則第70号)に規定されている。

区分	警鐘信号			サイレン信号				
第1信号	5秒	5秒	5秒	5秒	10秒	5秒	10秒	5秒
	○	○	○	○—	休止	○—	休止	○—
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	7秒	7秒	7秒	7秒	7秒
	○—	休止	○—	休止	○—	休止	○—	○—
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○		10秒	5秒	10秒	5秒	10秒
	○—	休止	○—	休止	○—	休止	○—	○—
第4信号	乱打			30秒	3秒	30秒	3秒	30秒
	○—	休止	○—	休止	○—	休止	○—	○—

備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。

2. 危険があれば警鐘及びサイレン信号を併用してもよい。

3. 危険の去ったときは口頭伝達により周知させること。

※注意(1)第1信号は、氾濫注意水位(警戒水位)に達した事を知らせるもの。

(2)第2信号は、水防団員及び消防機関に属する者の全員が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

(3)第3信号は、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

(4) 第4信号は、必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

2 避難指示等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

日野川、佐久良川、その他河川の水位上昇に伴う避難指示等の発令基準は以下のとおりとする。

種 別	避難指示等の発令基準												
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・洪水警報が発表され、洪水警報氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき (上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮する) ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 氾濫注意水位（警戒水位） <table><tr><td>河 川</td><td>観測所</td><td>水 位</td></tr><tr><td>日野川</td><td>別所橋</td><td>2.00m</td></tr><tr><td>日野川</td><td>増田橋</td><td>2.25m</td></tr><tr><td>佐久良川</td><td>諸木大橋</td><td>1.90m</td></tr></table>	河 川	観測所	水 位	日野川	別所橋	2.00m	日野川	増田橋	2.25m	佐久良川	諸木大橋	1.90m
河 川	観測所	水 位											
日野川	別所橋	2.00m											
日野川	増田橋	2.25m											
佐久良川	諸木大橋	1.90m											
避難指示 (警戒レベル4)	・氾濫注意水位を超え、なおも降雨が予想されるとき。 ・洪水キキクルで危険（紫）が出現した場合。 ・堤防の決壊につながるような漏水や亀裂等が発見したとき。 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）												
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・既に災害が発生、又は災害が発生しようとしている時。 ※大雨特別警報（浸水害）発表時には、洪水警報の危険度分布※1を参照し、避難指示等の対象区域が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。												

※1 洪水キキクル（気象庁） <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

(2) 土砂災害

県の「土木防災情報システム」による土砂災害降雨危険度のレベルも参考とし、避難指示等の発令を行う。

	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・大雨警報（土砂災害）が発表され、土木防災情報システムによる土砂災害降雨危険度で赤色（警戒レベル3相当）となった場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

	・近隣で次のような前兆現象の発見したとき。 <table border="1"> <tr> <td>土石流</td><td>流水の異常な濁り</td></tr> <tr> <td>がけ崩れ</td><td>湧水量の増加、表面流の発生</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加</td></tr> </table>	土石流	流水の異常な濁り	がけ崩れ	湧水量の増加、表面流の発生	地すべり	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加
土石流	流水の異常な濁り						
がけ崩れ	湧水量の増加、表面流の発生						
地すべり	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加						
避難指示 (警戒レベル4)	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土木防災情報システムによる土砂災害降雨危険度で薄紫色（警戒レベル4相当）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・近隣で土砂災害、土砂の移動現象が発生したとき。 ・近隣で次のような前兆現象の発見があったとき。 <table border="1"> <tr> <td>土石流</td><td>溪流内で転石の音、流木発生、土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減</td></tr> <tr> <td>がけ崩れ</td><td>小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り、湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き、地鳴り・山鳴り、地面の震動</td></tr> </table>	土石流	溪流内で転石の音、流木発生、土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減	がけ崩れ	小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り、湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り	地すべり	池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き、地鳴り・山鳴り、地面の震動
土石流	溪流内で転石の音、流木発生、土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減						
がけ崩れ	小石がばらばら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り、湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り						
地すべり	池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き、地鳴り・山鳴り、地面の震動						
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・既に災害が発生、又は災害が発生しようとしている時。 ※大雨特別警報（土砂災害）発表時には、土木防災情報システム・土砂災害危険度を参照し、避難指示等の対象区域が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。						

[警戒レベル]

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	防災気象情報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)	早期注意情報
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報 等	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意報
警戒レベル3	避難に時間を要する人とその支援者は避難する その他の人は、避難の準備を整える	高齢者等避難 (町が発令)	大雨警報（浸水害） 大雨警報（土砂災害） 洪水警報
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難する 公的な避難場所までの移動が危険と判断される場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより	避難指示 (町が発令)	土砂災害警戒情報

	安全な場所へ避難		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況 命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保 (町が発令)	氾濫発生情報 大雨特別警報(浸水害) 大雨特別警報(土砂災害)

※緊急安全確保は、町が災害を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではない。

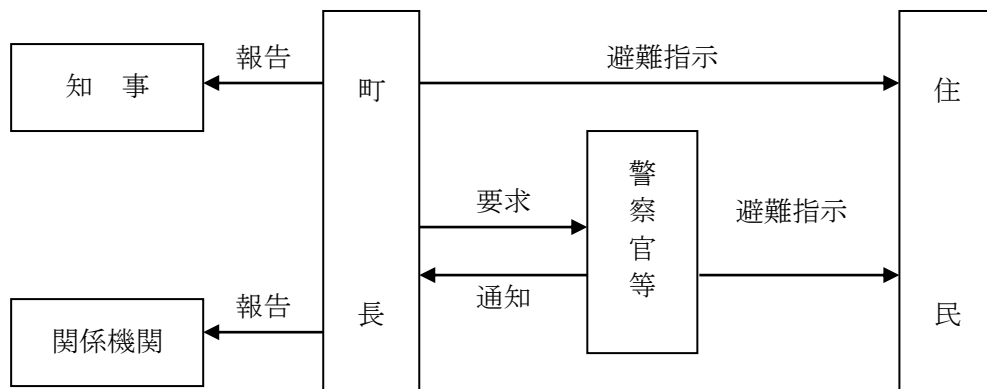
[土木防災情報システム・土砂災害危険度における土砂災害降雨危険度]

メッシュ	状況	注意事項
■ 黄色 (警戒レベル2相当)	今後の雨量に注意	現在又は2時間先までの降雨予測結果が、大雨や土砂災害に注意を要する降雨水準に達した時。大雨などの気象情報の収集を開始し、周囲の溪流や斜面の状況に注意すること。
■ 赤色 (警戒レベル3相当)	高齢者等避難の目安	現在又は2時間先までの降雨予測結果が、大雨や土砂災害に警戒を要する降雨水準に達した時。非常時の持ち出し品や避難経路の確認を行い、早めに避難できるように準備を開始する。土砂災害の恐れがある地域で、避難に時間を要する住民は安全な場所へ避難すること。
■ (薄紫色) (警戒レベル4相当)	避難開始の目安	今後1～2時間以内に、土砂災害が発生する降雨水準に達する見込みがある時。土砂災害の恐れがある地域の住民は、安全な場所へ避難すること。
■ (紫色) (警戒レベル4相当)	土砂災害発生の恐れ	現在、土砂災害が多発する降雨水準に達した時。土砂災害の恐れがある地域の住民は、すみやかに安全な場所へ避難すること。

第3 避難指示の周知

1 避難指示の流れ（災害対策基本法第60条・第61条）

発令準備に基づき、具体的状況を判断して避難指示を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する発令準備会（本部長、副本部長、本部員より構成）を開く。



2 住民等への周知

町長は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他の機関からその旨を受けた場合は、すみやかにその内容を住民に周知する。土砂災害警戒区域内等の要配慮者施設の管理者等へは、民生班及び地区班が直接電話等で周知する。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

第4 避難者の誘導

危険が切迫している場合、町、警察官、消防団長等は避難者の誘導にあたり、次の措置を迅速確実に行う。

1 避難順位

- (1) 避難行動要支援者
- (2) 防災活動従事者以外の住民
- (3) 防災活動従事者

2 避難準備及び携行品等の制限

- (1) 避難に際して、家屋内の火気及び危険物の始末を完全にする。
- (2) 家屋の補強及び家財の整理をする。
- (3) 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - ① 緊急の場合
現金、貴金属、常備薬以外の日用品等、身の回り品を最小限にする。
 - ② 時間的余裕があると認められる場合
①を上回り、避難秩序を乱さない範囲にする。

3 避難道路の選定

- (1) 避難道路は緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分選定する。
- (2) 避難道路には消防団員、警察官等を配置する。
- (3) 必要に応じ誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。
- (4) 避難路上の障害物等を除去する。

4 避難終了後の措置

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、二次被害の発生防止に配慮したうえで、警察官、消防職・団員等による巡視を行い、避難の遅れた者等の有無の確認に努め救出する。
- (2) 避難指示に従わない者について、説得に努め状況に応じては強制措置をとる。
- (3) 最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。他の避難場所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は船艇又はロープ等の資機材を利用して安全を図る。

第5 指定避難所の開設及び運営

1 指定避難所開設

(1) 指定避難所

小中学校、公民館等の公共施設を指定避難所として指定し、施設管理者や住民（自主防災組織等）の協力を得て開設する。

地震発生時は、指定避難所となる施設が損傷していることも想定されるため、施設の安全を確認した上で指定避難所の開設を行う。

(2) 開設の時期

- ① 避難指示等が出されたとき。
- ② 緊急を要する自主的な避難があったとき。
- ③ その他必要と認めるとき。

(3) 関係機関への通知

町本部は指定避難所を開設したときは、直ちに本部付総務班を通じ、県知事に次の事を報告する。

- ① 指定避難所開設日時、場所及び施設名
- ② 収容状況及び収容人員（避難世帯、避難人数）
- ③ 開設期間の見込み（災害救助法による指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。）
- ④ その他参考となる事項

2 指定避難所の運営管理

町本部は、指定避難所を管理運営するため、地区班を派遣し、町本部の統括のもと、自主防災組織等と連携し、避難者による自主的な運営を促し円滑な管理運営に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう配慮に努める。また、避難所の運営における車中泊避難者対策やペット対策、女性の参画を推進するとともに、避難者のプライバシー確保や個人情報保護、指定避難所における安全性の確保、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営等、避難所の良好な生活環境の確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止を図るため、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】（滋賀県作成）」等を参考に、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症対策が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携し対応策を検討する。町は、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。

なお、本町のみで対応できないときは、県本部に対して指導及び助言、物資供給等の支援

を要請する。

(1) 指定避難所の運営管理

指定避難所の運営管理は、民生班・地区班を中心に学校職員及び施設管理者の補助により行い、次に定める任務を遂行する。

① 指定避難所運営のための事務所の設置

② 避難者収容状況の把握及び本部付総務班への報告

指定避難所責任者は被災者の出入りを確実に把握し、一定時間ごとに町本部へ次の事項を記録し、報告する。

ア 指定避難所収容者名簿

イ 指定避難所開設日誌

ウ 物品出納簿

エ 被災者救助明細書

③ 指定避難所勤務要員の確保

④ 必要物資の供給、給食、給水に関する準備

⑤ 地区連絡所及び町本部との連絡

⑥ 避難住民の状況把握と調整

⑦ 車中泊避難者の状況把握とエコノミークラス症候群の予防

⑧ 避難せず食料等を受け取りに来られる被災者等に係る情報の早期把握

(2) 指定避難所内の救援活動

指定避難所内の炊き出し等の救援活動は、自主防災組織等を中心とした住民組織やボランティアにより運営し、町職員はこれを補助、支援する。

3 指定避難所における要配慮者等への配慮

要配慮者である避難者に対しては、次のような配慮が必要である。

(1) 民生班、民生委員等の定期的な訪問による実態調査

(2) 避難者の障がいや身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送

(3) 避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー等の派遣

(4) 女性の更衣や授乳等のためのスペースの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布

(5) 高齢者、障がい者に配慮したバリアフリー化

(6) 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食糧の支給

(7) 人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保

第6 福祉避難所の開設及び受入れ準備の依頼等

町本部は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、必要に応じて福祉避難所の利用協定を締結している社会福祉施設等に対し、福祉避難所の開設及び支援が必要な方の受入れ可能人数等の報告を依頼し、各福祉避難所の体制及び受入れ可能人数等を把握する。

また町本部は、指定避難所から福祉避難所への移動が必要な避難者の情報を集約する。その上で福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、福祉避難所の施設管理者等に開設を要請する。

なお、指定避難所から福祉避難所への移送については、それぞれの避難者に応じた調整を指示する。

第7 個別の避難対策

1 学校・幼稚園等の避難対策

(1) 避難誘導

- ① 校長（園長）は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員等に適切な緊急避難の指示を行う。
- ② 教職員は校長（園長）の指示に従い校舎等配置別又は学年・クラス別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に基づいて園児・児童・生徒を安全な避難場所に誘導する。
- ③ その他、配慮を要する園児・児童・生徒の避難には、細心の注意を払う。

(2) 避難指示の周知

- ① 教職員及び園児・児童・生徒に対する避難の指示は、校内放送やサイレン・拡声器等によって周知の徹底を図る。
- ② 避難指示を発した場合は、直ちに町本部、警察署、消防署等に対してその旨を連絡する。

(3) 移送方法

引率責任者である教職員は、園児・児童・生徒を自治会別の班に編成し、警察官・消防職員等の協力を得て、次の事項に留意して安全かつ効率的な移送を行う。

- ① 危険な橋梁、堤防、その他新たに災害の発生するおそれがある場所を避けて安全な道路を選定する。
 - ② 引率責任者は、メガホン・拡声器・ホイッスル等を所持する。
 - ③ 感電、水没等の事故防止に努める。
 - ④ 浸水地域等において移送するときは、ロープ等を利用する。
- (4) 校長（園長）は、保護者に園児・児童・生徒の安否情報、一時避難した場所等を様々な手段により提供するとともに、保護者への引き渡しが終わるまで園児・児童・生徒の安全を確保する。

2 避難行動要支援者の避難対策

(1) 社会福祉施設の避難行動要支援者

① 施設の被災状況の報告

社会福祉施設について、以下の被災情報を調査・把握し、町本部にすみやかに連絡する。なお、平常時から災害を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

- ア 施設入・通所者の被災状況
- イ 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等
- ウ 施設・設備の被災状況
- エ 他施設等からの被災者の受け入れ可能人数
- オ ライフライン・食糧等に関する情報

② 入所者の相互受け入れと在宅避難行動要支援者の受け入れ

社会福祉施設の機能が災害によってまひしている場合は、県本部の指示により近隣市町や町内外の社会福祉施設、社会福祉協議会と連携して、入所者の移送、相互受け入れや、人員派遣の要請を行う。

指定避難所等で介護を要する被災者が発見された場合には、県本部に連絡し、その指示によって適切な社会福祉施設への移送を行う。

③ 施設の防災体制の強化

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化、一定量の食糧・飲料水・医薬品の備蓄等に努める。

(2) 在宅の避難行動要支援者

① 平常時からの在宅避難行動要支援者の実態把握

在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者は平常時よりその実態把握に努めるとともに、個人情報保護に十分留意した上で住所別等の名簿の整備を行う。

② 災害時における適切な措置の実施

町本部は災害時において避難行動要支援者名簿等を活用し、警察署、東近江行政組合消防本部、民生委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者の状況把握に努める。

避難行動要支援者を発見した場合には、社会福祉施設への入所、指定避難所への移動等適切な措置をとる。

③ 避難行動要支援者名簿等の開示

避難行動要支援者名簿等は、水防本部又は災害対策本部の判断により、開示の可否を決定する。

3 土砂災害警戒区域等における避難対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害から人命を守るため、危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を図る。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ迅速な避難を確保するための避難確保計画を作成し避難訓練を実施する。

(1) 危険箇所の周知

町は、危険箇所について現地の表示及びポスター、パンフレットの配布等によって関係住民への周知に努める。

(2) 連絡体制の強化

町は当該危険箇所の自治会等及び要配慮者利用施設に対し、災害情報の収集及び伝達、災害に関する予警報・特別警報の発令及び伝達、避難、救助等が円滑かつ迅速に行えるよう連絡体制を確保する。連絡は、民生班及び地区班から電話で行うこととし、必要に応じてFAX及びメール等を活用する。

○資料19 「地域避難集合場所一覧」

○資料20 「日野町の指定避難所と指定緊急避難場所」

第4節 飲料水・食糧・生活必需品等供給計画

(福祉保健課、商工観光課、上下水道課)

【計画方針】

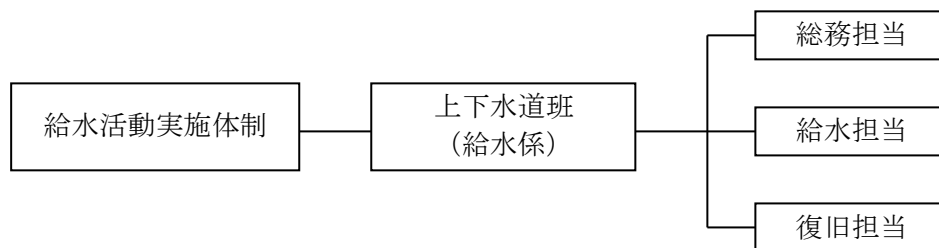
大規模な災害が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止などで、被災地における生活必需品等の供給に大きな支障が生ずるおそれがある。

被害状況の把握とともに、必要物資の確保に努め、避難行動要支援者等のニーズや、性別（性的指向・性自認を含む）によるニーズの違いに配慮して、迅速に給水、食糧供給等の措置を講じ、町民の生活の安定を確保していく必要がある。

第1 給水計画（上下水道課）

1 実施体制

町本部は、災害発生後、すみやかに応急給水計画を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し、応急給水を行う。また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、隣接市町、県等に応援を要請する。



2 被害状況調査の実施

被害状況調査は、上下水道班給水係により実施する。

- (1) 送配水管路関係調査（給水施設を含む）
- (2) 浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の施設関係調査

3 災害発生後の時間経過ごとの給水計画

時間経過	住 民	町 本 部
災害発生後 24 時間程度 まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応する。 (1日1人3リットル目安)	・水道施設の被害状況、住民の被害状況等把握 ・給水係の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・日本水道協会滋賀県支部等への応援依頼
災害発生後 概ね3日目 まで	・上記事項の継続 ・応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）	・各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
災害発生後 4日目以降	・上記事項の継続 ・応急給水活動に協力	・上記事項の継続 ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬給水

4 給水方法

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付き消防ポンプ自動車等）による補給水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。
- ② ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送を行う。

(2) 仮設給水栓等による応援給水

地域の被害状況によっては、復旧担当の協力を得たうえで被災を受けていない管路から仮配管を行い、指定避難所等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

(3) 家庭用井戸水等による給水

- ① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として活用する。
- ② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒剤の投入等により生活用水として活用する。

(4) 各団体への協力・出動要請

町本部は、必要に応じて県、日本水道協会滋賀県支部、他市町、他府県及び企業団体の協力を求めるほか、自衛隊の出動を要請する。

5 災害発生前の体制整備

(1) 水道施設関係

- ① 隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。
 - ② 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水対策、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
 - ③ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
 - ④ 停電時に備え、予備電力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。
 - ⑤ 事務系統職員の応援あるいは指定水道事業者の応援の対策を立てる。
- (2) その他
- ① 災害時給水活動の円滑を期するため、平常時より、給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し、水質検査をしておく。
 - ② 給水車、給水容器、容器運搬車両の準備をする。
 - ③ 飲料水の消毒薬品（さらし粉、次亜鉛素酸ソーダー、塩素等）は、必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるよう、その保管場所、配置場所をよく検討する。
 - ④ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう備える。
 - ⑤ 応急給水資材（消毒液、給水容器、残留塩素測定器等）の保管場所並びに配置要領を定めておく。
 - ⑥ なお、町は平時より各家庭や自治会、自主防災組織が町と一体となって、住民1人1日当たり約3リットルを目安として3日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な量の飲料水の備蓄に努める。

6 応急復旧資材の調達

管路関係は、日常修繕工事に要する資材の備蓄を利用する。

その他資材については、県内の各資材業者及び鋳鉄管、ビニール管等の製造業者に調達を依頼する。

7 配管網図の整備、保管

水道管路の総合的な管理体制として、平常時から配管網図の整備、保管を実施する。また、配水管網図の複本を配置し、工事支援者への迅速な配布に努めるなど応援復旧工事にも備える。

8 応急給水等の広報活動

飲料水に対する町民の必要以上の不安を解消し、応急給水及び復旧作業を理解と協力を得て円滑に進めるため、必要な情報を的確に提供する。特に、復旧見込み情報については、的確な提供を図る。

広報手段については、総務班広報係を通じて報道機関への情報提供を積極的に行うとともに

に、広報車によるマイク放送等により周知を行う。

第2 食糧供給計画（福祉保健課、商工観光課）

1 実施体制

町本部は、災害発生時における食糧供給を実施するため、被害状況の把握とともに必要食糧品の確保に努め、迅速に米穀等主食、副食品の調達斡旋、炊き出し等の措置を講ずる。

実施体制は、民生班物資調達係及び地区班を中心に日野町赤十字奉仕団、自衛隊その他各種団体の応援協力のもとに実施する。

2 食糧の応急配給

(1) 食糧の応急配給

① 応急配給の対象

食糧の応急配給の対象は以下のとおりとするが、特に乳幼児や高齢者、重症心身障がい者等については適切な食糧の調達に努める。

ア 指定避難所に収容された者

イ 住家の半壊等により炊事ができない者

ウ 災害地において救助活動その他の応急復旧作業に従事する者

② 食糧の配給場所

食糧の配給は、原則として各指定避難所及び町本部が指定する場所で行う。

(2) 食糧の供給時期等

① 災害発生後の時間経過ごとの食糧供給計画

食糧は、住民による家庭内備蓄（3食×3日分／1人）を基本とするが、被災者等への食糧の配給時期は、次のとおりとする。

〔食糧供給計画〕

時間経過	住 民	町 本 部
災害発生後 24 時間程度	・原則として各家庭の備蓄食糧 で対応する	・被災状況、住民の被害状況等を把握 ・備蓄食糧の供出 ・物資調達係の編成 ・県本部に備蓄食糧の払い出しを要請 ・流通業者への協力要請
災害発生後 3 日目程度	・上記に加え、町による供給に より食糧を確保	・食糧供給場所の設置（指定避難所等） ・県備蓄物資の受け入れ ・指定避難所等への食糧輸送
災害発生後 4 日目程度	・上記に加え、可能な範囲で炊 事、調理を実施	・上記事項の継続 ・県外から輸送された食糧を指定避難所等 に輸送、供給 ・炊出しの実施

3 米飯の炊き出し

(1) 実施要項

米飯の炊き出しは、地区班地区係が計画実施する。

また、炊き出しの施設としては指定避難所となる各小学校及び中学校の給食室利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員等が炊き出しを行う。ただし、必要に応じて他給食施設の専門職員の応援、協力も依頼する。また、災害の規模によっては炊事用具を調達したうえで、指定避難所等で炊飯を実施する。

(2) その他

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会等の住民による炊き出しの実施を要請する。また、町において炊き出しが困難な場合は、米飯業者から購入、配給する。

4 食糧の調達

町本部は、県が実施した被害想定調査結果を参考に備蓄する食糧の種類及び量を決定するほか、流通在庫方式により食糧の確保に努める。また町単独で必要数量を調達できない場合は、国・県に協力要請を行い食糧の調達を行う。

(1) 米穀の調達方法

小規模の災害は、卸売業者並びに町内の小売業者から調達する。また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、国・県に協力要請を行う。

(2) パン、ミルク（乳幼児用）の調達方法

町本部は、必要に応じて町内及び近隣市町のパン製造業者やミルクの販売業者に依頼して、適宜調達する。

(3) 副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料については、町内の販売業者に依頼し、町本部が適宜調達する。調達が困難な場合は、国・県にその斡旋を依頼する。

(4) 配給食糧の搬送体制

食糧の搬送は、パン、ミルク等の簡易食糧を含めた給食搬送車として公用車、応援車を用い、状況に応じて運送業者に委託する。

第3 生活必需品等供給計画（福祉保健課、商工観光課）

1 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、民生班物資調達係を中心に各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

2 供給対象者

避難所に収容された者及び災害で被害を受け日常生活を営むことが困難な者とする。

3 衣料等物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の生活必需品供給等の基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は次に掲げる物のうち、必要最小限のものとする。

(1) 給付・貸与品目

- ① 寝具
- ② 衣服
- ③ 身回り品
- ④ 炊事用具
- ⑤ 食器
- ⑥ 日用雑貨品
- ⑦ 光熱材料
- ⑧ 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

(2) 給付・貸与の対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者。

4 物資の供給方法

(1) 必要品目、必要数量の把握

指定避難所等からの報告に基づき、必要品目、必要数量の把握を行い、物資供給計画を作成する。

(2) 調達物資

物資供給計画に基づき、災害時に被災者に給付又は貸与する生活必需品等を小売業者から調達し、業者の協力のもとに各指定避難所に搬送する。ただし、災害の規模等により本町のみで対応できないときは、国・県に対して生活必需品の供給要請を行う。

(3) 備蓄物資

備蓄物資は、備蓄庫から搬出して指定避難所等へ配布する。これらは、調達物資と同様に、物資供給計画に基づき各被災者に配布する。

(4) 救援物資の受け入れ体制

救援物資はあらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各指定避難所等へ搬送する。

- ア 一時集積所には物資受付員、仕分員、運搬員を配置する。
- イ 物資の受け渡しについて管理簿により需給状況を把握し、逐次町本部に報告する。
- ウ 物資の輸送は、町本部からの配車（運転手、助手各1名）を受けて行う。

5 支援物資の保管と仕分け

災害発生後、全国から支援物資が大量に届けられることが想定される。それらの保管場所を確保しておくとともに、災害発生からの経過で必要な物が変化していくため、支援物資の仕分けが必要となる。仕分けにはボランティアの協力を得て行う。

第5節 緊急廃棄物処理計画

(中部清掃組合、八日市布引ライフ組合、交通環境政策課)

【計画方針】

被災地の環境衛生の確保を図るため、処理施設、交通路等の被害状況を把握し、収集及び処理見込みを想定したうえで、災害廃棄物処理計画等を策定し、一般ごみ（災害発生時においても、日常的に発生する一般ごみ）、災害廃棄物（倒壊家屋からの廃物、焼失家屋等の焼け残り）、し尿の処理を迅速、かつ適正に実施する。

第1 ごみ処理計画

1 一般ごみ処理

(1) 収集方法

① 実施体制

災害時における一般ごみの収集運搬及び県との連携については、日野町災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

② 生ごみ等の早期収集

生ごみ等の腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制を図る。

(2) 処理等の方法

① 実施体制

収集した一般ごみは、指定の場所（中部清掃組合）で処理する。なお、中部清掃組合において処理が困難な場合は県本部に連絡し、他市町等に応援を求める。

② 仮置場の設置

災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に排出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が考えられるので、必要により環境保全に支障のない仮置場を確保し、暫定的に積み置きをするなどの方策を講ずる。

2 災害廃棄物処理

町は、処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について把握した上ですみやかな災害廃棄物の処理が行えるよう努める。

(1) 実施体制

損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリート殻・廃木材等の災害廃棄物については、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入する。

道路等に散在し緊急に処理を要する場合等には、町が直接収集処理を行う。

町が損壊建物の解体処理等を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した体制を整備するとともに、解体処理等が困難な場合は県本部に連絡し、他市町等に応援を求める。その他、特に記載の無い事項については、日野町災害廃棄物

処理計画に基づき、災害廃棄物処理を実施するものとする。

(2) 仮置場の指定

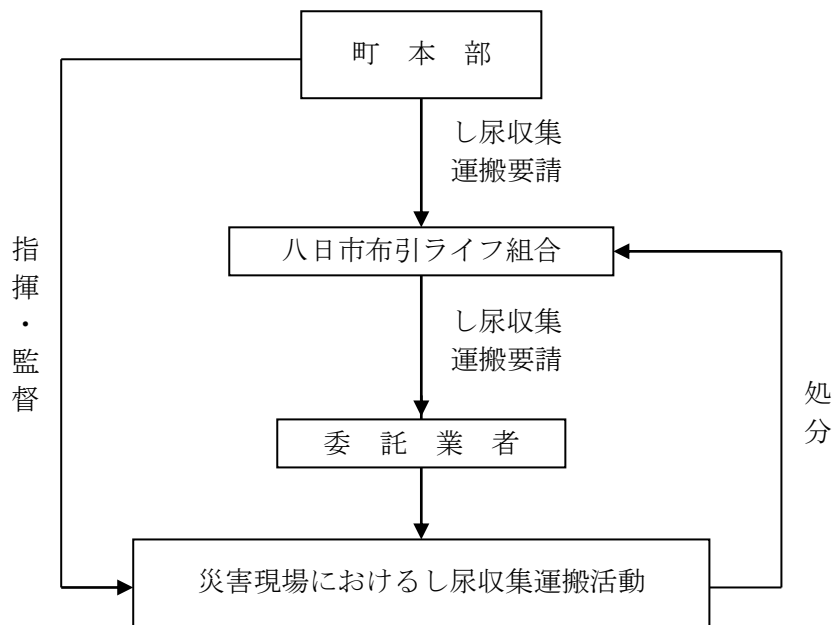
災害廃棄物を搬入すべき仮置場は、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮して選定する。なお、災害廃棄物は、不燃、可燃等に分別して搬入する。

第2 し尿処理計画

1 実施体制

し尿の収集は八日市布引ライフ組合を通じ、し尿収集業者に対し依頼する。収集業者は原則として、その区域の指定業者とするが、その区域の指定業者だけでは対応がとれないと組合管理者が判断した場合は、指定区域外の委託業者にも応援を依頼する。

また、被害が甚大で収集等が困難な場合は県本部に連絡し、他市町等に応援を求める。



[災害時のし尿収集業務体制]

2 指定避難所への対応

指定避難所では、必要に応じて応急仮設トイレを設置するとともに、八日市布引ライフ組合に要請して、し尿の収集・処理を実施する。

3 仮設トイレの設置

水洗トイレが災害により使用不可能となった場合において、共同の仮設トイレ等を設けるなどの対策を講ずる。

第3 廃棄物・し尿処理施設の確保及び応急対策計画

1 被害状況の県への報告

町本部は廃棄物・し尿処理施設の被害状況、復旧期間について状況の判明次第、県本部に報告する。

2 広域応援の要請

廃棄物・し尿処理施設の被害が大きく、処理不能の場合は県本部に連絡し、他市町等より応援を求める。

- 資料5 1 「災害時における救援復旧活動の支援に関する協定書」
- 資料5 5 「災害時における救援復旧活動の支援に関する協定書」
- 資料5 7 「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」
- 資料6 1 「災害時における救援復旧活動の支援に関する協定書」
- 資料6 6 「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」

第6節 住宅対策計画

(建設計画課)

【計画方針】

災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。

また、町本部は、災害によって住宅が滅失又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅の設置・供与や、被災住宅の応急修理等を行い、被災者の生活の早期安定を図る。災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行うが、知事から委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は町が行う。

また、実施にあたっては、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に対する配慮を行う。

第1 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

大規模災害発生時には、被災した住宅等による二次災害を防止するため、速やかに建物・宅地の被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定を行う。

広範囲の被災状況調査を迅速かつ的確に行うため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を図り、あらかじめ知事が認定登録した当該判定士の派遣調整等を県本部に要請し支援を受ける。

1 判定実施決定

町本部は、被害情報に基づき、二次災害の発生の恐れがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県本部に対しこの旨を連絡する。

2 支援要請

町の実施本部（土木班が担当）は、各危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、各危険度判定士の派遣等について、県本部に要請を行う。

また、各危険度判定士の資格を有する専門ボランティア（建築士等）に対し、協力を呼びかける。

なお、被災の規模等により、町の実施本部の業務について支援が必要なときは、県本部に対し職員の派遣等の要請を行う。

3 支援実施

支援要請を受けた県本部は、各危険度判定士を町の実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。

4 判定実施

町の実施本部（土木班が担当）は、各危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

なお、判定業務は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルや被災宅地危険度判定実施マニュアル等により実施する。

実施にあたり、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、各調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等を被災者に説明する。

第2 応急仮設住宅の設置

1 応急仮設住宅設置の実施体制

(1) 実施体制

被災者に対する応急住宅対策は、土木班建設係を中心として町内建設業者の応援協力のもとに実施する。なお、災害救助法が適用された場合、県が応急仮設住宅を設置するが、町に委任された場合は請負工事又はその他の方法で実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設等

町本部は、県から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、県と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

① 応急仮設住宅の管理は、県と協力して行う。

② 県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

③ 入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

④ 高齢者、障がい者、女性、子ども等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

なお、仮設トイレや入浴施設については、避難行動要支援者に配慮した構造のものを設置するよう努める。

⑤ 県は、応急仮設住宅の建設の有無にかかわらず、公営住宅等の公的住宅の空き室の活用や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として住宅を失った被災者に提供する。

(3) 設営地の選定

町は、二次災害が起こる危険性の少ない公共用地において飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育などの諸点を考慮し応急仮設住宅の建設適地を選定して、県と町が協議の上決定する。

(4) 応急仮設住宅の建築規模及び費用・着工期間

応急仮設住宅の建築規模及び費用・着工期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に規定するところによる。

2 応急仮設住宅への入所者選定

町は、十分な調査を基として行い、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際には、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については災害時要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

3 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、町は入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

第3 被災した住宅の応急修理

1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(2) 応急修理

町は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、町にその業務を委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実施弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第7条による。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(2) 応急修理

町は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、町にその業務を委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実施弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第7条による。

第4 被災した住宅の障害物の除去

1 障害物の除去の対象者

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、

日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運び込まれていいるため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

2 障害物の除去

町は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または厳寒について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、知事が認める場合は、町にその業務を委任することができる。

3 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第12条による。

第5 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴う建設資材の供給は、事前に協定を締結し、町内又は近隣市町の建設業者からすみやかに調達する。

第6 公的住宅の斡旋

激甚な災害のために応急仮設住宅や被災住宅の応急修理では住宅対策がままならない場合、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や県内の市町が管理する公的住宅への入居斡旋を行う。

第5章 交通対策

第1節 交通規制計画

(東近江警察署、建設計画課、交通環境政策課)

【計画方針】

災害時における交通規制は、二次災害の防止、被災者の救出・救護及び救援活動等を確実に円滑に行うため、関係法令に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

第1 交通規制の種別

災害時における交通規制の種別及び根拠は、概ね次による。

1 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。

2 道路交通法に基づく規制（道路交通法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察官は歩行者もしくは車両等の通行禁止又は制限をする。

3 災害対策基本法（災害対策基本法第76条）

災害応急対策に必要な要員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の通行を禁止し、又は制限をする。

第2 交通規制の実施要領

1 状況把握

(1) 道路施設の巡回調査

災害の発生が予想されるときや危険が予想されるときは、道路施設の巡回調査に努める。

(2) 道路管理者への通報

災害時に道路施設の被害、その他により通行が危険となり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察署又は町本部に通報する。通報を受けた警察署又は町本部は道路管理者に通報する。

(3) 応急的な制限措置の実施

災害が発生した時は、関係機関に通報するとともに、町管理施設以外については直ちに

警察署に通報し、道路交通法に基づく規制を実施し、災害対策基本法第60条により避難の指示、又は同法第63条により警戒区域を設定し立入制限禁止、退去を命じるなどの方法によって応急的な制限を行う。

2 実施要領

(1) 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てる。ただし、緊急のため規制の標識をすることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ避難等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たる。

① 規制標識

道路法及び道路交通法によって交通規制をしたときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則別記様式第1に定める様式によって標示する。

② 規制内容の明示

道路標識には次の事項を明示する。

ア 禁止制限の対象

イ 規制する区間

ウ 規制する期間

③ 迂回路の明示

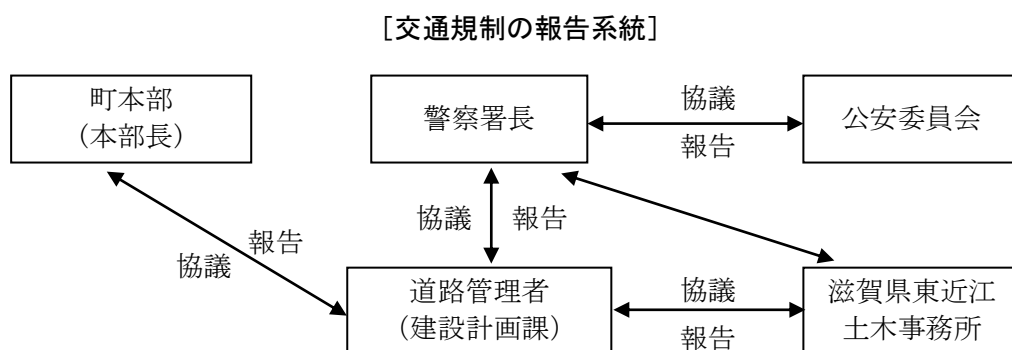
規制を行ったときは適当な迂回路を明示して、一般の交通に支障の無いように努める。

(2) 交通規制の報告等

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通報する。

① 報告系統

道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合は、道路管理者が通行の禁止、又は制限の決定を行い、東近江土木事務所及び東近江警察署に報告する。



② 報告事項

各機関は報告、通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア 禁止制限の種別と対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路その他の状況

第3 緊急輸送のための交通の確保

1 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

2 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等において、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第2節 災害警備計画

(東近江警察署、総務課、交通環境政策課)

【計画方針】

警察は、町等関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

第1 計画の内容

1 災害発生時における警察活動

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 身元確認等
- (5) 行方不明者等に係る情報の共有
- (6) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (7) 交通規制の実施
- (8) 報道対策
- (9) 警察情報システムに関する措置
- (10) 社会秩序の維持
- (11) ボランティア等との連携

2 警備体制等

災害警備本部の編成等については、東近江警察署災害警備計画の定めるところによる。

第6章 教育・福祉対策

第1節 学校・幼稚園等における応急対策計画

(総務課、子ども支援課、教育委員会)

【計画方針】

災害により園児・児童・生徒教育施設や園児・児童・生徒が被災したとき、生命及び身体の安全並びに被災状況の把握や学校等の再開に向け応急対策を講じる。

第1 園児・児童・生徒の安全対策

1 園児・児童・生徒の安全確保等

災害発生時においては園児・児童・生徒の安全確保に全力を上げて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、すみやかに教育委員会（就学前教育・保育は子ども支援課）に報告する。

2 学校防災に関する計画の作成

各学校・園においては、災害発生の場合に園児・児童・生徒の安全確保、教職員の役割分担等に的確な措置がとれるよう、具体的な防災に関する計画を立てておくものとし、毎年4月に教育委員会（就学前教育・保育は子ども支援課）に報告する。

第2 学校・園における応急対策

1 学校施設の復旧等

(1) 教育施設の被害状況の把握

校長（園長）は、被害を受けたときは施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会（就学前教育・保育は子ども支援課）に報告する。

(2) 教育施設の応急復旧対策

① 校舎・運動場（園舎・園庭）の応急復旧

ア 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。

イ 軽易な校舎の被害は、即時応急修理を行い、通学の危険のなくなった場合、直ちに授業を再開できるようにする。

ウ 運動場（園庭）の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎（園舎）の復旧完了を待って復旧する。

② 学校・園の閉鎖

校長（園長）は、被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に学校等を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督する。

③ 備品関係の応急復旧

破損又は冠水等により使用不能になった児童・生徒用机・椅子の補充は被災していな

い町内の近隣小中学校から集め、授業に支障の出ないようにする。

2 学校施設の緊急使用

避難者の収容、又は災害対策関連施設の設置等で体育館等を使用するときは施設の被害程度を考慮し町本部と協議したうえで決定する。

3 指定避難所開設時の対応

(1) 指定避難所開設時用マニュアルの作成

校長（園長）は、各学校・園の実情に応じた指定避難所開設時用マニュアルを作成し、その事務分掌を職員に周知する。また、学校・園は平常時より町防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。

(2) 避難者による自主的な運営への移行促進

指定避難所運営組織のあり方について避難者や地域住民等による自主的な運営ができるように、学校、地域、保護者間で十分な意思疎通を図っておく。

(3) 学校等の授業の早期再開への努力

災害発生直後は、教職員がリーダーシップをとり指定避難所の運営にかかる支援を行うこととなるが、できるだけ早期に指定避難所運営責任者等がこれにあたることとし、早い時期に授業が再開できるように努める。

第3 応急教育の措置

1 学校等再開への取り組み

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧状態、教職員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、交通機関の復旧状態その他の事項を考慮し、次の方法により行う。ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校とする。

- (1) 自宅学習
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 教材及び学用品等の支給

(1) 支給の対象

教材及び学用品等の支給は、住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水によって教材及び学用品等を失うか損傷して就学上支障のある園児・児童・生徒に対して行う。

(2) 支給の範囲

被害の程度及び実状に照らし、教科書、文房具、通学用品の各範囲内で現物をもって行う。なお、教科書の支給は、各学校が損失状況を把握したうえで取次店に発注して行う。文房具、通学用品の支給は、各学校からの損失状況報告に基づいて一括発注を行うよう努

める。

3 学校給食の措置

災害発生後の学校再開にあわせて、すみやかに学校給食が実施できるようにする。特に、衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理を十分に行ったうえで実施する。ただし、被害状況等により完全給食の実施が不可能な場合、補完的な給食等を実施する。

なお、次の場合には園児・児童・生徒に対する給食を一時中止する。

- (1) 学校給食施設が炊き出しのために使用される場合
- (2) 給食施設に被害を受け、給食調理が不可能な場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合

第4 保育園等の措置

保育園等の施設については業務継続計画（BCP）に基づき、保育園児の保護及び保育に充分配慮しつつ、業務継続性の確保を図る。

第2節 要配慮者対策

(総務課、福祉保健課、長寿福祉課)

【計画方針】

傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦や外国人等の災害発生によって弱い立場に置かれると考えられる人々には、福祉行政と地域組織が連携し、安否確認や緊急援助等の対策を講ずる。

第1 被災状況の把握等

1 安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

町は、災害発生直後には、県が示す指針に基づき、町が作成する「避難行動要支援者避難支援プラン」により、日野町社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて消防団や地域住民、自主防災組織、福祉施設事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

(2) 被災状況の把握

町は、日野町社会福祉協議会と連携し、所管する社会福祉施設等の施設整備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

町は、被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

3 緊急入所等の措置

要配慮者の被災状況、健康状況等から判断して、避難所での生活が困難と判断される場合は、福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送をすみやかに実施する。

第2 要配慮者の生活支援等

要配慮者の避難所生活には多くの困難があるので、次のような特別の生活支援を実施することにより、体調の維持に努める。

- (1) プライバシーの確保
- (2) 健康相談の実施
- (3) 生活支援の実施
- (4) 介護支援の実施・継続
- (5) 福祉用具等の確保
- (6) 要配慮者に適した食糧
- (7) 要配慮者に必要な生活必需品
- (8) その他の要支援者支援

第7章 その他の災害応急対策

第1節 突発重大事故の応急対策計画

(東近江行政組合消防本部、総務課、企画振興課、福祉保健課)

【計画方針】

大規模な火災、爆発事故等突発的な災害については、一度に多くの尊い人命が失われる重大事故が発生し、多数の犠牲者が発生することが考えられ大きな社会不安となっているのが現状である。これからの突発的な災害に対処して、防災関係機関が緊密かつ有機的な連携協力のもとに本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

第1 事故対策本部の設置

突発重大事故（航空機墜落事故、自動車事故、列車転覆事故、火災事故、爆発事故等）により、相当数の死傷者等の被害が発生し、町長が必要と認めた場合、事故対策本部を設置する。

1 事故対策本部の組織と任務分担

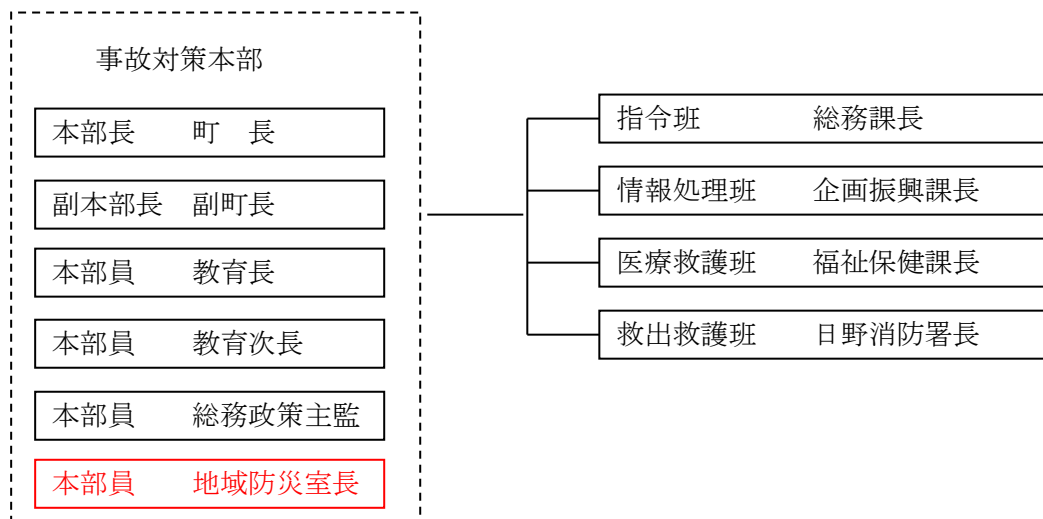
事故対策本部の組織は、事故の種類により適宜定めることとするが、概ね町及び日野消防署の職員によって構成し、次の図による。また、各班の任務分担は次の表による。

2 事故対策本部の廃止

廃止基準は以下のとおりとする。

- (1) 事故の応急対策が概ね完了したとき。
- (2) 本部長が必要なしと認めたとき。

〔事故対策本部の組織編成〕



[各班の構成及び任務分担]

班 名	班 長	任 務 分 担
指 令 班	総務課長	1 出動指令 2 指揮命令の伝達 3 救急隊等からの情報収集 4 無線の統制 5 通信の確保 6 職員、団員の非常招集 7 各関係機関の連絡応援
情報処理班	企画振興課長	1 本部長伝令 2 情報の収集、分析 3 住民への広報 4 その他情報活動上必要な事項
医療救護班	福祉保健課長	1 医療機関との連絡 2 医療器材・医薬品の輸送 3 医師及び看護師の派遣 4 負傷者の手当て 5 負傷者名簿の作成協力 6 現場医療者への活動協力
救出救護班	日野消防署長	1 救出救護 2 負傷者の応急処置 3 救護所までの搬送 4 活動指揮命令 5 救出車両及び器材調達

※その他、災害対策本部各班の任務分担による。

第2 事故に対する措置

1 突発重大事故の通報

突発重大事故を発見した者は、直ちに町、消防機関又は警察署に通報する。

2 事故発生時の措置

突発重大事故が発生した場合は、事故対策本部を設置し、救急医療、救助及びその他の応急対策にあたる。また事故対策本部設置後は、すみやかに県（防災危機管理局）に報告する。ただし、通信途絶時には直接国に連絡する。

3 通信連絡

町及び当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡を取り、応急対策が円滑に実施されるように努める。

4 救急医療、救助

(1) 医療救護班の編成

本部長より要請のあった場合、医療救護班を編成したうえで、直ちに災害現地にて傷病者の救護にあたる。

また、突発重大事故は地震災害や風水害発生時よりも局所的に発生するため、医療救護班は以下の者で構成する。

- ① 医師
- ② 看護師又は保健師
- ③ 連絡員
- ④ 運転手

(2) 救護所の開設

医療救護班は次の場所に救護所を開設する。

- ① 現場付近の適当な場所
- ② 開設された指定避難所

5 消防活動

消防機関は消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

6 救助物資の輸送

本部長は、災害現場指揮者と相互に連絡を取り、救助活動に必要な物資をすみやかに確保するとともに、輸送を実施する。

7 応急復旧用資機材の確保

事故対策本部及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

8 輸送力の確保

防災関係機関及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行った上で、交通規制を要請するなど、輸送力の確保に努める。

9 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧をすみやかに実施する。

第3 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第8章 公共施設等の応急対策

第1節 公共施設等

第1 道路施設応急対策計画（道路管理者、道路占用施設管理者、東近江警察署、建設計画課）

1 計画方針

災害発生により被害を受けた道路、橋梁など交通施設をすみやかに復旧し、交通の確保に努める。応急復旧にあたっては、優先順位を設定し、国、県、他市町等の道路管理者間で連携を図りつつ、土木班建設係が応急復旧作業を行う。

2 災害時の応急措置

(1) 被害調査の実施

土木班建設係は、被害発生後直ちに、道路の亀裂・陥没・損壊及び倒壊物、又は落橋等による通行不能箇所を調査する。

(2) 道路管理者間の情報連絡

建設係は、収集した道路・橋梁の被害情報をすみやかに県本部に連絡するとともに、隣接市町の管理者と道路・橋梁情報の交換をし、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

(3) 道路占用施設管理者との情報連絡

町が管理する道路における上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害状況等の把握に努める。交通に支障となる道路占用物件の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(4) 警察との情報連絡

建設係は、東近江警察署災害警備本部との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

3 応急復旧対策

(1) 優先順位の設定

応急復旧は、原則として緊急輸送路と町の庁舎や避難施設を連結する路線を優先的に行う。関係機関との連絡調整を行う。

(2) 迂回路としての町道の優先復旧

国道・県道管理者から、緊急輸送路の迂回路として町道を利用したい趣旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

(3) 危険橋梁の通行止め等の措置

落下又は危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の措置を行い、迂回路の案内に努める。

第2 河川管理施設等応急対策計画（建設計画課）

1 計画方針

風水害等による被害を防止するため、土木班建設係は被害状況をすみやかに把握し、町、消防機関等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防設備の管理者に対し必要な処理の実施や事後の復旧が早期に行われるように要請する。

2 河川管理施設及び砂防設備応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達

災害発生後直ちに、被害調査を行い、被害状況についての情報収集に努めるとともに、把握した情報を県、消防機関等の各関係機関に迅速に伝達する。

(2) 応急対策

河川管理者等は次の水防活動を行う。

- ① 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立
- ② 河川管理施設及び砂防設備、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
- ③ 水門もしくは、ひ門に対する遅滞のない操作
- ④ 水防に必要な機具、資材及び設備の確保
- ⑤ 隣接市町等との相互の協力及び応援体制の確立
- ⑥ 被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧
- ⑦ 県への応急対策に対する技術的な援助要請

(3) 復旧計画

次の点に留意して復旧計画を策定し、実施する。

- ① 災害による被災箇所について、すみやかに復旧計画を立てるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- ② 被害状況に基づいて災害復旧事業及び災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

第3 農林水産業施設等応急対策計画（農林課、上下水道課）

1 計画方針

土木班農業土木係は、農林水産業施設の被害の状況をすみやかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、被害の早期回復に努める。

また被害を受けなかった施設の管理者は町本部から要請があった場合、農道の緊急輸送道、農業用水の飲料水、消火水としての利用に協力する。

2 農業用施設応急対策計画

(1) 被害情報伝達対象農業施設

被害情報伝達対象農業施設は県、市町、土地改良区等が管理している次に掲げる施設とする。

- ① 農業用ダム
- ② 農業用ため池
- ③ 揚排水機場とその附帯施設
- ④ 頭首工

(2) 被害情報の収集・情報連絡体制

土木班農業土木係は、被害情報伝達対象農業用施設の被害状況をすみやかに把握して、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

復旧する必要がある施設については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、早急に調査を行い、被害報告を行うこととする。

(3) 被害情報伝達対象農業施設の管理者

- ① 施設管理者は当該施設が損壊し出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合はすみやかに関係機関と連絡をとり、施設の応急対策を実施する。
- ② 危険の程度により町本部へ支援の要請を行う。
- ③ 当該管理者は、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告する。
- ④ それとともに、応急工事に関する事前協議を行い工事に着手する。

(4) 土地改良区

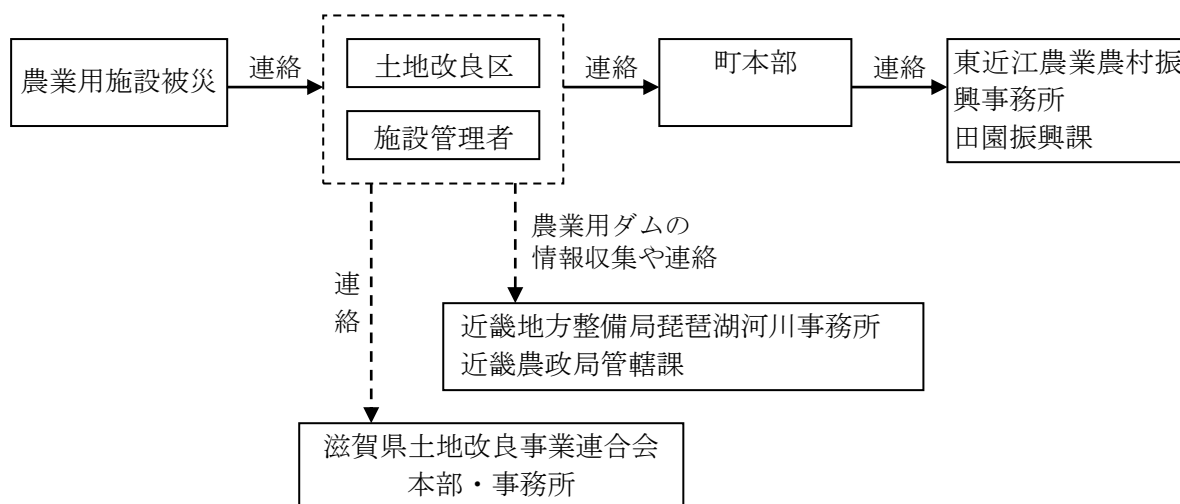
各土地改良区理事長は、施設が被災又は施設が危険な状態になったとき、被災等の程度に応じて地元自治会、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

(5) 農業用ダム施設管理者

農業用ダム施設管理者は地震時臨時点検を行い、町本部（土木班農業土木係）に報告する。

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

〔農業施設応急対策計画情報収集・連絡体制フロー〕



(注) 近畿地方整備局、近畿農政局へのルートは、農業用ダムの情報収集・連絡時に使用する。

3 農業集落排水処理施設応急対策計画

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

上下水道班下水道係は、災害により農業集落排水処理施設に被害が生じた場合には、被害の状況をすみやかに把握し、必要な処理を実施する。

(2) 応急対策

上下水道班下水道係は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を行う。

また、応急復旧が必要な場合には、優先順位及び復旧水準を定め適切な方法で行う。

4 畜産施設応急対策計画

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

土木班農業土木係は、家畜の被害調査と応急救護及び防疫を実施する。また、畜産農家や家畜保健衛生所より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながらすみやかに応急対策を行う。

(2) 応急対策

① 畜舎及び関連施設の応急復旧

畜産農家は、災害により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受けたり、それにより家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないように努める。

② 伝染病・衛生対策

町本部は家畜の死亡、病気の発生又は発生のおそれがあるときは、県本部に報告するとともに、滋賀県家畜保健衛生所、グリーン近江農業協同組合、家畜診療所等の協力に

より、死亡家畜の処分並びに病気の発生又は、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

③ 飲水・飼料の確保

家畜の生存を保護するため、飲水の確保に努めるとともに被災地域における家畜の飼料を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図り、飼料業者等へ協力要請を行う。

5 治山施設応急対策計画

(1) 活動体制

治山施設等の施設管理者が、治山施設等の点検・調査を実施するとともに、町本部、東近江行政組合消防本部及び消防団、警察等の関係機関と連携して応急復旧対策に努める。

(2) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者は、災害により堰堤や護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊や崩壊の被害を受け、人家集落や道路等の施設に直接被害を与え、また被害を与える危険のあるときは、その障害物や危険物の状況を調査し、関係機関との密接な連絡に努める。

(3) 応急復旧活動

① 施設管理者

ア 障害物等の除去

調査のうで町本部（土木班農業土木係）をはじめとする関係機関との密接な連絡のもとで、緊急度に応じて警察や消防機関の協力を得て障害物等のすみやかな除去に努める。

イ 危険防止等の措置

施設管理者は雨水の浸透により増破の危険がある施設については、危険防止等の措置を施し、すみやかに復旧する。

② 町本部（土木班農業土木係）

ア 緊急復旧箇所の報告

土木班農業土木係は、復旧に急を要する箇所については公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告する。

第4 建造物等応急対策計画（総務課、建設計画課、教育委員会）

1 計画方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物における人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等町民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し建築物並びに地域のすみやかな復旧に資することを目標とする。

2 公共施設等応急対策計画

(1) 基本方針

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(2) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。また、災害時の防火及び避難を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できる。

① 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

② 災害時における混乱の防止措置を講ずる。

③ 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。

④ 指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

⑤ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

(3) 被害状況の把握

各施設の管理者は施設に二次災害発生のおそれがないか、また災害対策拠点、指定避難所、病院、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため被害状況をすみやかに関係機関に報告する。

(4) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、町は必要に応じ県、建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、次の調査を実施する。

① 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下や被災状況、落下危険物、転倒危険物等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次災害発生を防止する。

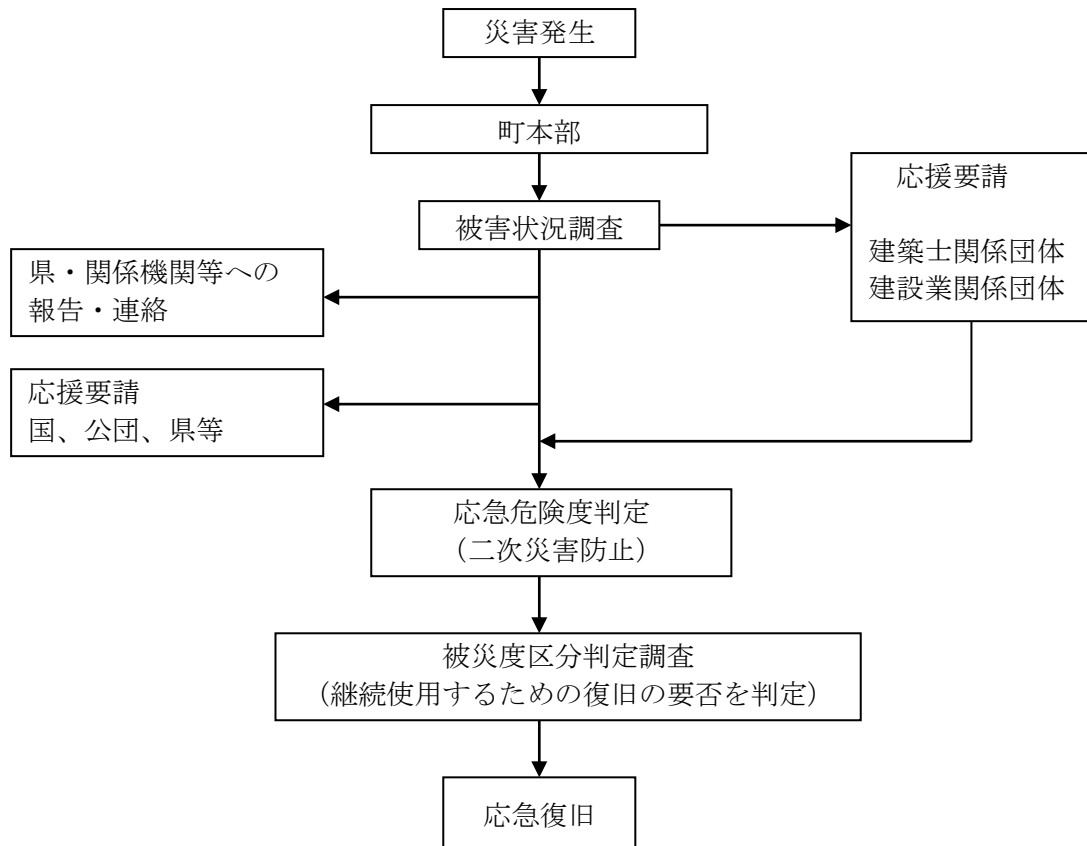
② 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判定する。

(5) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

[社会公共施設等の応急復旧フロー]



3 一般建造物応急対策計画

災害時には、二次災害を防止するため、「第2章第3節 被害に関する情報収集・伝達」に準じて被害状況調査を行う。

4 文化財の保護計画

災害が発生し、文化財が被災した旨の報告が文化財管理者からあった場合、町教育委員会はすみやかに以下の措置をとる。

- (1) 文化財管理者から、被災状況の情報をすみやかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣する。
- (2) 被災状況調査を実施しその結果を県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。
- (3) 災害の著しい場合は、文化財管理者と協議しながら移動可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。
- (4) 文化財に破損等が生じた場合は、文化財管理者に被災状況の報告を届け出させるとともに、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。

○資料25「農業用水施設一覧表」

○資料22「文化財一覧表」

第2節 ライフライン施設

〔 関西電力送配電(株)、近江鉄道(株)、西日本電信電話(株)、NHK、(株)京都放送、
びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、東近江行政組合消防本部、総務課、上下水道課 〕

【計画方針】

災害時における住民生活を維持するため、必要不可欠なライフライン施設の応急復旧対策を実施する。

第1 上水道施設応急対策計画（上下水道課）

1 実施体制

災害時における飲料水及び生活用水の確保が円滑に実施できるよう、すみやかな上水道施設の応急復旧対策を講じる。実施の責任者は、上下水道班長とし、班長は災害の状況に応じた非常配備体制に従い班員を招集する。なお、町単独ですみやかに水道施設の応急復旧ができない場合、県にすみやかに応援を要請する。

2 事前対策

(1) 応急復旧資機材の備蓄・確保

被害想定をもとに、あらかじめ管類、弁类等被災施設の復旧に必要な資材を調達できるよう、近隣の水道事業所等との協力体制を整備する。

(2) 応急復旧要員の確保

応急復旧のために多数の要員を必要とするが、水道関連業者、他市町等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時の要員確保を図る。

(3) 図面の整備

水道管路図等の図面整備を行い、管理・保管に努める。

3 応急復旧対策

(1) 被害状況の把握・被害調査

上水道関係施設の被害状況を調査・把握し、単独ですみやかに水道施設の応急復旧が困難な場合、町内の水道事業者等の応援を求めるほか、日本水道協会滋賀県支部または近隣の水道事業者や県に応援を要請する。

(2) 各施設の応急復旧（優先順位）

被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導送配水施設の機能の確保を図るとともに、基幹配水管の復旧を最優先して行う。

その後、病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水管、給水管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

(3) 復旧後の水質の保全

復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

第2 下水道施設応急対策計画（上下水道課）

1 実施体制

災害時には生活空間での汚水の滞留に伴う衛生状態の悪化等の支障をきたすことが考えられるため、すみやかな応急復旧対策を講じる。実施の責任者は上下水道班長とし、災害の状況に応じた非常配備体制に従い、班員を招集し対応にあたる。なお、町単独ですみやかに下水道施設の応急復旧ができない場合、町内の下水道工事業者、県及び近隣市町に応援を要請する。

2 応急復旧対策

(1) 被災状況の概略把握と復旧方針の設定

重要施設の緊急調査・点検を行い、被災状況の概略を把握し、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判断し、必要に応じて緊急措置を行う。原則として以下の項目を考慮する。

- ① 被災状況及び被災程度
- ② 一次災害に伴う二次的影響（二次被害を含む）の程度及びその生じる確率
- ③ 応急復旧に対する制約条件

(2) 応急復旧の優先順位の設定

施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

- ① 地域及び施設の将来計画
- ② 再度の災害の危険性
- ③ 他施設との関連

(3) 本復旧の実施

施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画などへの状況を勘案したうえで本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定める。

- ① 被災施設の効用、機能の増大
- ② ルートの変更
- ③ 修復の可能性
- ④ 耐震性の向上

(4) 下水処理機能の重大な支障が確認された場合、下水道法第14条に基づき下水道の使用制限の措置を行う。

3 関係機関との連絡協力体制の確立

(1) 関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と連絡の手段や協力内容について協議しておく。また、指定避難所の仮設トイレから排泄されるし尿処理の依頼があるときは、し尿処理施設や県に広域支援要請等を行い、対応できない場合は、公共下水道においては、流域下水道管理者と協議の上、また、農業集落排水施設においても、処理能力に支障がない限り受け入れを行う。

(2) 緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査・緊急措置について、許可権者、占用者等で協力が可能な内容を検討する。

(3) 被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話、道路等の占用施設の被害情報交換に努めるとともに、警察及び道路管理者から通行規制等の関連情報を入手する。

第3 電力施設応急対策計画（関西電力送配電㈱、総務課）

1 計画方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2 計画の内容

- (1) （被害情報等の）通報・連絡
- (2) 災害時における情報の収集、連絡
- (3) 災害時における広報
- (4) 要員の確保
- (5) 災害時における復旧用資機材等の確保
- (6) 災害時における電力の融通
- (7) 災害時における危険予防措置
- (8) 災害時における自治体との連携
- (9) 災害時における自衛隊との連携
- (10) 災害時における応急工事

第4 鉄道施設応急対策計画（近江鉄道㈱、総務課）

1 計画方針

災害等により鉄道の脱線、転覆、その他の事故により多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しうる可能性のある場合、応急救助対策を実施し、被害の拡大防止と旅客の安全を確保しつつ、早急に復旧して輸送の再開を図る。

2 応急対策

(1) 災害非常本部の設置

災害が発生した場合、その状況により本社に災害非常本部を、また災害発生地には現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部の任務

- ① 被害情報の収集と本部への伝達
- ② 職員の非常招集
- ③ 災害箇所の調査、及び報告
- ④ 応急復旧工事機器、材料の調達

(3) 列車の停止手配

災害が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車の停止手配を指令し、停止した列車番号及び停止位置を把握し、被害状況の確認に努める。

(4) 復旧後の運転業務

災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分に確認したのち運転業務にあたる。

第5 通信・放送施設応急対策計画（西日本電信電話㈱、日本放送協会大津放送局、㈱京都放送、びわ湖放送㈱、㈱エフエム滋賀、総務課）

1 計画方針

災害の発生に際しては、通信及び放送施設を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信・放送の確保を図る。

2 応急対策

(1) 町防災行政無線

町は、災害により基地局無線設備の施設が被災した場合には、障害の早期復旧に努める。

なお、基地局無線設備が被災した場合には、携帯電話用電波を利用する代替機を用いて、移動局との臨時無線通信回線を設定する。

(2) 県防災行政無線通信施設応急対策

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県本部と町本部及び防災関係機関相互間の無線通信回線の確保にあたる。

① 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 可搬型移動局（全県）の配置
- オ 局舎、機器等の保護強化

② 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 移動局による臨時無線通信回線の設定
- イ 職員による仮復旧の実施
- ウ 電源の喪失等による場合は、国・県等に電源車の貸与の要請の実施
- エ 通信手段の確保が不十分な場合は、国・県や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保

(3) 通信施設応急対策（西日本電信電話㈱）

災害の規模、状況により、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、すみやかに応急対策がとれる体制とする。

① 設備の応急措置

- ア 通信用電源の確保（予備電源装置、移動電源車等の出動）
- イ 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ウ 特設公衆電話の設置
- エ 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

② 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、次のとおりとする。

ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体

ウ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

③ 被災地特設公衆電話の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため、各種災害対策機器を出動させ、指定避難所等に特設公衆電話を設置する。

④ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、またその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス規約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

⑤ 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、支店前掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信疎通状況、利用制限の措置状況
- イ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他、必要な事項

⑥ 復旧計画

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては復旧工事を次のとおり行う。

ア 原状に復する工事を行う。

イ 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を折り込んだ復旧工事を行う。

第6 L P ガス設備応急対策計画（（一社）滋賀県 L P ガス協会、東近江行政組合消防本部、総務課）

1 計画方針

災害発生時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）及び L P ガス供給先の応急措置と被害地住民への応急供給の円滑な対策に努める。また、災害発生時には、「滋賀県 L P ガス災害対策要綱」に基づき、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

① 大地震等の災害が発生したとき、並びに気象庁より震度 5 以上の地震発表があった場合は、緊急出動体制及び災害規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

② 消防機関及び関係機関は相互の通信体制の確立を図る。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努める。この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとる。

(3) L P ガス供給停止及び L P ガス容器等の供給設備の撤去の判断基準

L P ガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止又は消火活動上緊急にガス供給を停止及び L P ガス容器等の供給設備の撤去する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断及び L P ガス容器並びに供給設備の撤去を行う。

① 火災が延焼拡大中であること。

② 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること。

③ 漏洩箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき。

また、L P ガスによる二次災害を防止するため、震度 5 以上でマイコンメーターによりガスの遮断を行う。

(4) L P ガス供給の停止後の措置

ＬＰガスの緊急停止措置を行った者は、すみやかにその旨を関係者に連絡するとともに、ＬＰガス使用者に周知徹底を図る。

(5) ＬＰガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ＬＰガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行う。なお、この場合消防機関と協議する。

(6) 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100 メートルの範囲）及び爆発危険区域の設定は消防機関が行う。

(7) 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用者及び住民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(8) 応急復旧対策

ＬＰガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、ＬＰガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行う。ただし、災害復旧計画の策定及び実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧を総合的に判断して、これを実施する。

(9) 避難措置等の指示及び解除

町及び警察等は、必要に応じ避難措置等の指示及び解除を行う。

○資料 1 0 「災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）」

○資料 1 1 「災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧等の応援に関する協定書（（一社）滋賀県ＬＰガス協会八日市支部）」

第9章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関の業務大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総則第2章第2節「処理すべき業務又は業務の大綱」による。

第2節 災害対策本部の設置等

第1 災害対策本部の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに日野町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑に運営する。

また、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、日野町災害対策本部条例及び第3編災害応急対策計画第1章第1節「地震発生時の応急対策の活動体制」に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集・配備は、第3編災害応急対策計画第1章第1節「地震発生時の応急対策の活動体制」に基づいて行う。

第3節 地震発生時又は南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策等

第1 地震発生時又は南海トラフ地震臨時情報発表時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達等

震災時における通信連絡その他必要な事項については、第3編災害応急対策計画第2章第3節「被害に関する情報収集・伝達」に基づいて行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、以下の伝達を行う

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

住民及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を正確かつ広範に伝達する。この場合において、テレビ及びラジオ等を活用するほか防災行政無線、緊急速報メール等の多様な手段を活用して、可能な限り短い時間内において、正確に理解できる平明な表現を用い、具体的にとるべき行動を反復継続して行うよう努める。

(2) 避難のための指示

震災時における避難指示等は、第3編災害応急対策計画第4章第3節「避難計画」に基づいて行う。

2 施設等の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報等について、あらかじめ情報提供することとする。この場合において、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。また、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑止するようにするものとし、周知方法の内容を定めることとする。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4 消火活動、救助・救急活動、医療活動

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、第3編災害応急対策計画第3章第1節「消防計画」及び第4章第1節「救急救助及び保健医療救護計画」に基づいて行う。

5 物資調達

町は、災害時適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との相互応援協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、継続して必要な飲料水の供給ができる体制を確保することとする。

6 輸送活動

第3編災害応急対策計画第4章第2節「緊急輸送計画」に基づいて行う。

7 保健衛生・防疫活動

第3編災害応急対策計画第4章第1節第3「防疫及び保健衛生計画」に基づいて行う。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。実施方法は、第3編災害応急対策計画第4章第4節「飲料水・食糧・生活必需品等供給計画」に基づいて行う。

2 人員の配置

町は、県に対し、人員の配備状況を報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- （1）防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- （2）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

- 1 町は災害応急対策の実施のために必要な相互応援協定を締結している。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる相互応援協定に従い、応援を要請する。

○資料58「災害時における物資の提供に関する協定」

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の管制により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

第2 建築物等の耐震化の推進

災害発生時には建築物の倒壊による災害の発生が予測されるので、昭和56年以前に建築された一般住宅等の耐震診断、耐震改修の実施促進及び普及啓発、また災害時において防災上重要な拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強の実施に努める。

第5節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した総合防災訓練を年1回以上実施するよう努める。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る訓練についても実施するよう努める。
- 2 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、過去の災害対応の教訓の共有を図りつつ次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 3 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員等に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合及び、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

実施内容は、第2編災害予防計画第3章第1節「防災意識の啓発」に基づいて行う。

3 園児・児童・生徒に対する教育

町は、災害に備えて、学校、幼稚園、保育所等において、防災関係機関等と連携しながら訓練や学習を実施する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物施設等は、大規模な地震発生に伴い、広範囲に被害を及ぼす可能性がある。また、大規模小売店舗等の不特定多数の者が出入りする施設においては、火災やパニックが発生する危険性がある。このため、これら施設管理者に対して、防災に関する一般的知識、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検、改修、災害時の対応策等の防災に関する知識の普及を図る。

5 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7節 南海トラフ地震等の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を実施するよう努める。

第1 危険地域からの避難

町は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

第2 広域応援計画の策定

県は、次の事項に留意し、広域応援計画を策定する。

- (1) 広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受けるおそれが小さい地域から派遣する。
- (2) 後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保するよう努め、次の地震発生を想定し、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成するよう努める。
- (3) 民間ボランティアなどの救援組織への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施（斜面災害の危険地域に装備は置かない等）するなどの対応策を明確にする。

第3 応急危険度判定の迅速化

町は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

第1章 生活の安定

第1節 公共施設の災害復旧計画

(関係各課、総務課)

【計画方針】

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の計画又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ① 河 川
 - ② 砂防施設
 - ③ 林地荒廃防止施設
 - ③ 地すべり防止施設
 - ④ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑤ 道 路
 - ⑥ 下水道
 - ⑦ 公 園
- (2) 農林水産業施設災害復旧計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。特に、他の地方公共団体に

対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用に努める。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものは、県又は、町、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を樹立し、査定実施がすみやかに行えるように努める。

3 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、関係機関は、再度災害の防止及びすみやかに効果のあがるよう十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業効果をあげるように努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(関係各課、総務課)

【計画方針】

災害復旧事業費は、本町から県本部（防災危機管理局）を経由した知事への報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。これは、法律、又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助されるものであり、本町はこの援助が迅速に受けられるように努める。

第1 法律に基づく一部負担又は補助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町及び県は災害の状況をすみやかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3節 災害復旧資金計画

(関係各課、総務課)

【計画方針】

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額をすみやかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずるなど災害復旧事業の早期実施に努める。

第1 町、県の措置

町では、以下に示す県並びに近畿財務局大津財務事務所における措置が円滑に行われるよう、積極的に協力する。

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第2 近畿財務局の措置

1 必要資金の調査及び指導

災害発生の際は関係機関と緊密に連絡のうえ、町の必要資金を把握し、その確保の措置をとる。

2 財政融資資金地方資金の貸付

地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給に充てるための災害つなぎ資金として財政融資資金地方資金の貸付を希望する場合には、必要とみとめられる範囲で短期貸付けを行う。

災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金地方資金をもって措置する。

3 国有財産の無償貸付け等の措置

災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸し付ける等の措置を行う。

4 各金融機関の特別資金の融通及び指導

被害を受けた個人、法人に対し、特別資金の融通及び指導を行う。

5 応急資金の融通

町に対し、手持資金により融通を行う。手持資金が不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

第4節 災害復旧に必要な金融及びその他の資金計画

(関係各課、総務課)

【計画方針】

災害により、被害を受けた農林漁業者、中小企業者等の復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資が行われるよう県を通じて働きかける。

第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資等が行われるよう県を通じて働きかける。

- (1) 天災資金
- (2) (株)日本政策金融公庫資金
- (3) 滋賀県水産振興資金
- (4) 農業保険法に基づく農業共済制度及び収入保険制度

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう町は、次の措置を実施し、県及び国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通知する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 一般金融機関及び政府系金融機関に対し県資金を預託し資金の円滑化を図る。

(5) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

第3 住宅復興資金

火災、地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸し付けを行う。

- (1) 災害復興住宅建設資金
- (2) 補修資金
- (3) 県及び町の措置

① 災害復興住宅資金

県及び町は、災害地の減失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し災害復興資金の借り入れの促進を図るように努める。

② 災害特別貸付金

災害により減失家屋が概ね10戸以上となった場合に、町は被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構近畿支店に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

第5節 その他の支援計画

(日本郵政(株)、公共職業安定所、東近江行政組合、関係各課、総務課)

【計画方針】

被害を受けた地域住民の安定を図るため前各編にかかげるほか、被災者に対する次の対策を講ずる。

第1 被災者に対する職業の支援

県は、国が被災者のために設置する臨時相談窓口及び臨時職業安定所の開設等について周知を行うとともに、国の対策の有効活用が図られるよう努める。

第2 税金等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づく申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等も含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活保護

町は、被災者の生活確保のため生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講ずるよう県に要請する。

第4 郵政関係保護

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災者の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び被災者支援を実施する。

1 郵便関係支援

(1) 救助用郵便物の料金の免除

当該災害地の被災者の救助を行う町又は日本赤十字社等にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物等の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、り災1世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(3) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取り扱いを確保するため必要があるとき、郵便の利用を制限し、又は、業務の一部を停止することがある。

2 ゆうちょ銀行関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払戻し等の便宜業務を行う。

3 かんぽ生命保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の際、非常取扱いを行う。

4 災害寄付金の料金免除の取り扱い

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金免除の取り扱いを実施する。

○資料52「災害発生時における蒲生郡日野町と日野町内郵便局の協力に関する協定」

第5 リ災証明の発行

リ災証明は、災害救助法による各種施策や町税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、町長等が確認できる範囲の被害について証明する。

1 リ災証明の対象

リ災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外の物が災した場合において証明の発行が必要な場合は、町長等が行うリ災証明で対応する。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 被害家屋調査

土木班の町職員を中心とした調査員を確保する。なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、県、近隣市町及び民間団体等へ応援を要請する。土木班は、平常時から住家被害の調査担当者の育成や、応援の受入れ体制の構築等に努める。

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

3 リ災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基にデータベースを構築し、リ災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、リ災台帳を作成する。

4 リ災証明書の発行

総務班及び地区班他の町職員は、被災家屋等の所有者等から申請があった場合、り災台帳に基づき、被災家屋等のり災証明書を発行する。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等適切な手法により実施する。なお、大規模災害時には、県及び県内市町のほか、県を通じて関西広域連合等に応援を要請する。

また、り災証明書の効率的な発行のため、当該業務を支援するシステムの整備を行う。

5 リ災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、町広報紙等により被災者への周知を図る。

第2章 被災者の支援

第1節 災害弔慰金及び義援金等

(総務課、福祉保健課)

【計画方針】

災害により被害を受けた者に対し、日野町住宅災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期の立ち直りを図り、生活の安定化を促進する。

第1 日野町住宅災害見舞金（福祉保健課）

1 日野町住宅災害見舞金

(1) 支給対象

火災、地震、水害その他の非常災害により、その住宅に損害を受けた者に支給する。

(2) 支給額

- | | |
|---|--------|
| ① 全焼、又は全壊したとき | 10万円以内 |
| (住宅の損傷又は損壊がその住宅の延床面積の70パーセント以上に達したもの) | |
| ② 2分の1が焼失し、又は損壊したとき | 6万円以内 |
| (住宅の損傷又は損壊がその住宅の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの) | |
| ③ 3分の1が焼失し、又は損壊したとき | 4万円以内 |
| (住宅の損傷又は損壊がその住宅の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの) | |
| ④ 10分の1が焼失し、又は損壊したとき | 2万円以内 |
| (住宅の損傷又は損壊がその住宅の延床面積の10パーセント以上30パーセント未満のもの) | |
| ⑤ 床上浸水 | 1万円以内 |
| (浸水がその住宅の床上に達したもの) | |

第2 災害弔慰金（福祉保健課）

1 災害弔慰金の種別

災害弔慰金の給貸与は、「日野町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金、並びに社会福祉協議会で取り扱う世帯更生資金災害援護資金の貸付の4種類がある。

町は、以下の弔慰金についてそれぞれの事項に該当するときは手続（申請）等を行い、支給する。

2 災害弔慰金

(1) 支給額

- ① 生計維持者死亡の場合 500 万円
- ② 生計維持者以外の死亡の場合 250 万円
- ③ 額について、災害障害見舞金を受けている場合は、これらの額から災害障害見舞金の額を控除した額とする。
- ④ 支給する遺族の範囲、支給の制限及び手続等は、「日野町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところによる。

3 災害障害見舞金

(1) 支給額

- ① 生計維持者の場合 250 万円
- ② その他の場合 125 万円

(2) 障がいの程度

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。

4 災害援護資金の貸付

(1) 貸付限度額等

- ① 貸付限度額は、150 万円以上 350 万円以内とする。
- ② 貸付の対象となる被害の種類及び程度は、「日野町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところによる。
- ③ 貸付条件は、償還は 10 年（据置期間を含む。）とし、据置期間をそのうち 3 年とする。

第3 社会福祉協議会で取り扱う住宅災害見舞金及び生活福祉資金の貸付（福祉保健課）

1 善意銀行住宅災害見舞金

(1) 支給対象

火災、水災、地震その他の非常災害によって、その住宅に損害を受けた者に支給する。

(2) 支給額

住宅の損害の程度		見舞金
全焼または全壊したとき	住宅の損傷または損壊がその住宅の延べ床面積の 70 % 以上に達したもの	30,000 円
半焼または半壊したとき	住宅の損傷または損壊がその住宅の延べ床面積の 30 % 以上 70 % 未満のもの	15,000 円
一部焼または一部損壊	住宅の損傷または損壊がその住宅の延べ床面積の 10 % 以上 30 % 未満のもの	7,500 円
床上浸水したとき	浸水がその住宅の床上に達したもの	10,000 円
床下浸水したとき	浸水がその住宅の床下に達したもの	5,000 円

（※）災害救助法が適用される災害により被害を受けた場合を除く。

2 生活福祉資金

(1) 貸付対象

低所得者世帯で被災したことにより一時的に必要となる費用について、資金の融資を受けることにより自立生活が可能となると認められる場合。

(2) 資金の種類及び内容

福祉資金福祉費

①被災したことにより臨時に必要となる経費……ア

②被災したことにより住宅の補修等に必要となる経費……イ

(3) 貸付条件

①貸付限度額

ア 150万円以内

イ 250万円以内

②措置期間

貸付の日から6月以内

③償還期間

措置期間経過後7年以内

④貸付利子

連帯保証人を立てる場合 無利子

連帯保証人がいない場合 年1.5%（措置期間経過後）

第4 義援金の募集及び配分・義援物資の受け入れ（福祉保健課）

1 義援金の募集

義援金については、県、町及び日本赤十字社、県共同募金会など支援関係団体で構成する募集（配分）委員会を組織し、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て募集を行うことを原則とするが、補足的に町本部においても行う。

2 義援金の配分

義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつすみやかな配分を行う。

3 義援物資の受入れ

被災した場合、町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表する。

第5 被災者生活再建支援金の支給（福祉保健課、総務課）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおり。

- (1) 災害救助法が適用される程度の災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害）
- (2) 町内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 県内で(1)～(3)の区域に隣接し、町内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 被害の認定

「災害の被害認定基準」に基づき、町が適正かつ迅速に行う。

3 支援金支給対象世帯と支給額

(1) 対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- ⑤ ①から④を除く世帯で、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(2) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

[住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）]

住宅の被害程度	全壊 (1)①に該当	解体 (1)②に該当	長期避難 (1)③に該当	大規模半壊 (1)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

[住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）]

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (①②③④)	200万円	100万円	50万円
支給額 (⑤)	100万円	50万円	25万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（、100または50）万円

第2節 租税等の徴収猶予及び減免等

(税務課、住民課、長寿福祉課)

第1 町税等の納税緩和措置

町は地方税法及び日野町税条例に基づき、災害の被災者に対し、町税等を納付することが困難と認められるときは、納税緩和措置として、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずる。

第2 固定資産税の減免

日野町税条例の規定に基づき、町の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産については、必要があると認められるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

第3 国民健康保険税の減免等

町は国民健康保険法及び日野町国民健康保険税条例等に基づき、保険税の減免、徴収猶予など適切な措置を講ずる。

第4 介護保険料の減免等

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、徴収猶予及び減免等適切な措置を講ずる。

第5 後期高齢者医療保険料の減免等

滋賀県後期高齢者医療広域連合が保険料の減免、徴収猶予など適切な措置を講ずるため、町は日野町後期高齢者医療に関する条例に基づき、広域連合が行う処分に係る事務を適切に行う。

第3章 復興の基本方針

第1節 復興の基本方針の決定

第1 基本方針

本町の復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

第2 施策の展開

1 被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復興の基本方針の決定、復興計画を策定する必要がある。

2 住民の意向の把握

被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民の意向の適正な把握を行い、復興の基本方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

3 基本方針の策定

復興の基本方針の策定にあたっては、関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進し統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

第2節 復興計画の策定

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、すみやかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

第2 施策の展開

1 復興に向けた地区別指針の決定

県や関係機関等との緊密な連携を図り、町の復興に向けた基本方向を具体化するための地区別指針を策定する。

その際、町として統一的かつ整合性ある復興の実現のため、策定した基本方針に基づいて地区間の総合的調整を行う。

2 復興の手順、基本目標の検討

優先的に復旧すべき施設等の順序付けや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

3 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき、効果的に各事業を遂行するため、町が中心となり国・県・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地区との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員体制を確立する。

4 住民への情報提供

町の復興の主体は住民であり、町は定期的に住民等との話し合いの機会を設定して、十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い、計画内容の周知徹底を図る。

5 治安の確保と交通対策

- (1) 復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。
- (2) 県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進するものとする。